

560-42




1200501512014




560

42











工卜6P67



伊藤忠遊全集

第十五卷





第十五卷 國會開設政黨秘話 目次

序	詞(一一三)	三
國會論と政府の内情	.....	三
民撰議院の建白書	.....	二〇
大阪會議と板垣退助	.....	五二
木戸と板垣	.....	六〇
板垣と立志社	.....	六四
板垣の理想	.....	六六
士族と農民の奮起	.....	七二
西園寺と東洋自由新聞	.....	七五
中江兆民	.....	八〇
新聞紙の盛衰	.....	九五



讒謗律の發布……………101  
 明六社の人々……………103  
 英佛兩派の對抗……………106  
 國會運動と地方遊説……………108  
 言論の壓迫……………111  
 建白運動の進行……………116  
 政黨の濫觴……………123  
 新聞演説の力……………126  
 當時の志士……………133  
 國會開設の請願……………141  
 板垣遭難の誤報……………144  
 遭難の真相……………149  
 國會開設の大詔降下……………153

最初の政黨……………166  
 自由改進黨の創立……………178  
 政黨の勃興……………194  
 星と後藤……………205  
 板垣の遭難……………218  
 政府の苦肉策……………253  
 星と自由黨……………264  
 大隈と三菱……………301  
 自由黨の函館遊説……………315  
 尾崎と矢野……………324  
 報知新聞社襲撃……………349  
 自由民権時代の新聞……………373  
 反政府の言論……………383



館林の演説會……………三九三

星の舌禍……………四〇五

坂崎斌……………四四〇

政治講談の創始……………四五二

藝人鑑札受の魂膽……………四六一

蠻勇を拂ふ自由黨の壯士……………四七四

高座の奇言……………四八四

意地の對抗……………四九七

大同團結の顛末……………五〇八

國會開設政黨秘話



序

詞

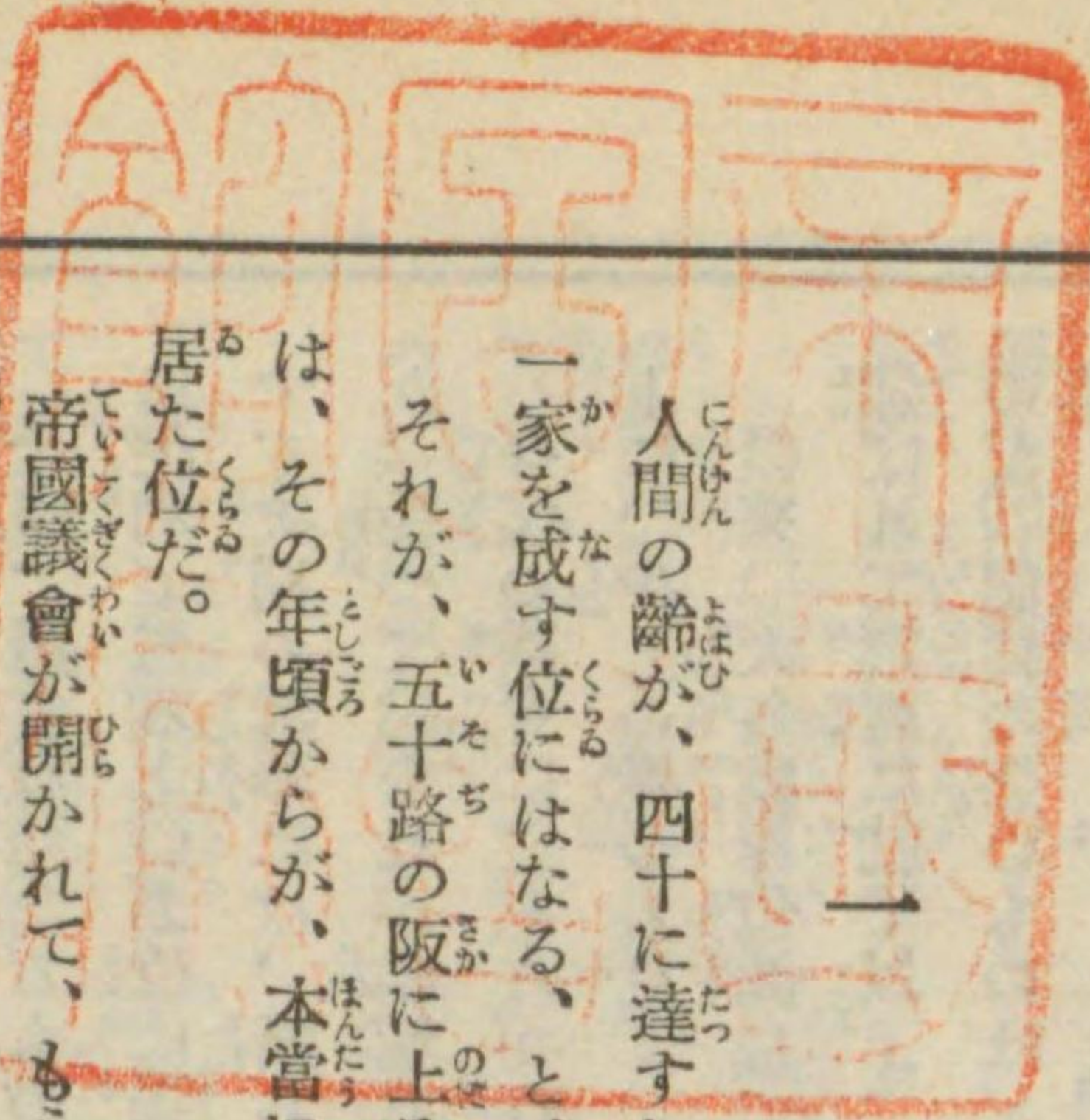
人間の齡が、四十に達すれば、之れを不惑と稱して、如何にフラ／＼して居るものでも、大概は了見も極まつて、一家を成す位にはなる、と、傳へられて有る。

それが、五十路の阪に上ると、徐々死出の準備に、かゝるものもあつて、一般には、定命といはれて居る。昨今では、その年頃からが、本當に仕事を爲るものと、見られて居るが、昔は、人間の終末期に入つたものと、見做されて居た位だ。

帝國議會が開かれて、もう五十七を迎へて居るにも不拘、其實體は、ますます／＼荒んでゆくばかりで、どういふ風に落ちてゆくものか、さらに前途の解らないのは、まことに心細い限りである。

今のうちに、療治を加へて、良い方へ、導いて行かなかつたら、いよいよ議會政治は、墮落のドン底に陥つて、國民から愛想をつかされはすまいか、と、心あるものは、左様思つて居る。

議會の組織からいへば、國民の選良なるものが、全國から、集まつて來て、國民の爲めの政治を議するのであるから、その議會が、萬一にも、無能有害なものになつた場合には、國民は、一齊に起つて、之が改善をはかる可きであるのに、更に左様な事もないのは、どういふ事情に依るか、外國の人から見たら、大きい疑問の一つにされて居るだ





らう。

代議士は、單に代議士たらんとしての代議士であり、政黨は、唯だ一人にても、多くの味方をふやしたい、といふ丈の念願あるのみ。之れを以て、清濁併せ呑むの雅量あり、と稱して、却て誇り顔をして居る。また、有権者と稱する國民は、投票權が有るから、無意識に投票する、といふ状態である。投票權を有せざるの國民は、どうとも勝手にしろ、といった、投げ遣りの態度で、議會を迎へて居るばかりだ。

是れが、現在の政治界の状態であるから、議會政治の振はないのも、或は當然と、いひ得る譯だ。

全體、議會政治なるものが、果して萬全の政治であるか何うか、といへば、只だ比較的、他の政體よりも、國民に便利であるといふ位に過ぎぬ。自分が、投票した代表者に、政治をやらせるのであるから、それが不可と見たら、すぐ次期の選挙には、新しい者を送つて、遣直しをやらせることが出来る、といふ點に、議會政治の便利はあるのだ。従つて、それが確實に行はれなかつたら、議會政治位、愚劣いものはない、といふ事になる。

今迄の議會に、それが行はれて居たか、といへば、そんな事は、藥にしたくもなかつたのである。我が議會政治の上、少しの進歩も見ず、何の變哲もないのは、全く之れが爲めであつた。

従來、大多數を包擁して來た、政黨を見渡して、國民は、之れを何と思ふか。代議士の個性が、如何に粗悪でも、選ばれて議席に就く以上、矢張り一人前の代議士である。それが議席の過半数を占むれば、どんな事でも、決らるゝのだ。個性の悪いものほど、人間として、卑しむ可き屈從性を、多く有つて居るから、黨首の指揮の下に、良心にも背けば、白説も曲げて、殆んど奴隸の状態に、自から陥つて、毫も耻辱を感じぬ。而して、黨首は、之れを誇りとして曰く『我黨の節制此くの如し』といひ、黨員は、自から許して曰く『是れ愛黨の精神也』といふ。此心を以て、國政に臨んだのであるから、碌な政治の布ける筈はない。

現今の政黨は、悉く此弊に囚はれて來た。嘗に政友會ばかりでなく、民政黨も、亦然りである。

殊に、政友會は、永く此弊に馴れて、徹底的に左様なつて居る事を、却て唯一の誇りとして居る傾きがあつた。民政黨も、頻りに政友會の如くならんと欲して、未だ及ばざるものである。いづれの政黨にしても、黨員の結果の強いのは、固より望む所であらう。また左様なければならぬ、とは思ふが、それは國政の大方針について、黨としての主張を、天下に聲明して立つ、場合に於てのみ、所謂、黨議の名に依つて、その結束を謀らねばならぬのであつて、如何なる問題についても、一から十まで、黨首の命令に、絶対の服従をしなければならぬ、といふ馬鹿々々しい事は、政黨の本來の目的からいふても、將た人間としての、黨員の面目からいふても、決して然る可き事とはいへぬ。

たとへば、反對黨の主張でも、之れは國家の爲めに可也、と考へたら、下シ／＼通過させる、雅量を有つがよい。多數黨が、少數黨を扶けて、其主張を、通させる所に、却て多數黨の權威は存するのだ。國政の上に於ける、黨の大方針さへ曲げなければ、少數黨の或主張を、扶けた所で、多數黨の耻辱にはなるものでない。何から何まで、少數黨の主張をぶち倒して、我意我慢を押し通すのは、決して政黨本來の目的とはいへぬ。

曾て、衆議院議長星亨が、議會から除名處分を、うけたことがある。今日になつて、冷靜に、當時の實情を見に行けば、無理無態に、除名處分したのである、といふことが首肯される。

『星は、全國の取引所聯合會から、數萬圓の收賄をした』といふ風説をつくり、それを口實にして、議長の職を去れと、強要したのである。星は、之に對して『道路一片の風説を以て、不信任を唱へても、我れは服従し得ぬ。先づ風説の信否を確かめ、進退を決する』と答へた。けれども、多數は、不信任の決議を、押し通してしまつた。

於此、星は、頑然として動かず『不法の決議には従はぬ』と高唱して、議長の椅子を離れなかつた。多數を頼む、反對黨は『院議を蔑視する、星の態度は、懲罰に値へする』と稱して、此件を懲罰委員會に附し、終に除名處分といふ事にして、本會議では、一票の差を以て、星を、院外へ驅逐してしまつた。



然るに、數年後になつてから、收賄の記事を掲げた、改進黨新聞社は「虚構の記事を掲げて、星亨を誹議した」といふ、罪に問はれて、署名人は、體刑處分を受けた上に、名譽回復の方法として、星に對する謝罪文を全國の新聞に掲載す可し、といふ判決が下つて、事件は解決されたのである。

收賄の事實なきものを、收賄したりと稱して、不信任を唱へ、その議に従はぬ、といふ口實を以て、議會から除名する、といつた遺方を、平氣で行つた。乍併、衆議院の面目は、數年後の裁判によつて、丸潰れとなつたのを、何と見る乎。

一一

斯うした、奇怪な出來事は、今でも衆議院に、くり返へされて居る事を、我等は、甚だ遺憾に思ふのである。

原内閣に依つて解散されてから、後ちに再生した、特別議會の狀態を見て、我國民は、之れをどう思ふた乎。當時の狀態を見て、尙且つ眼がさめぬ、とすれば、我國民は、世界の文化に觸れざる、未開の國民であつて、我等は、茲に議會政治の中止を、唱へ度くなる。

永井代議士が、原首相を、レーニンに比較したのが悪い、といふて、五日間の出席停止を、懲罰的に決定した。が何といふ亂暴な事を爲る。勞働階級の專制を行ふ人と、資本家階級の專制を行ふ人と、東西に兩立して居るから、それを對照した迄の事で、それが何故に悪いか。永井代議士の言ふた事は、別に新しい事でもなく、特に敬意を拂ふほどの名言でもなく、前年の改造誌上に、これと同じ事は、既に書かれてあつたのを、永井代議士が、ちよつと失敬して應用したるにすぎなかつたのだ。要は、其儘の事を、其儘に傳へた迄の、普通の批評に過ぎぬ。決して懲罰に値ひす可き、過言でも失言でもなかつた。

或人は、レーニンに、比較したのが悪い、といふけれど、レーニンに比較したのが、何故悪いのであるか。レーニンは偉い人であり、世界的政治家であつた。其執つて居る政策や、其唱へて居る主義に於てこそ、我等と相容れぬものはあつても、其爲人は、決して輕侮することを許さぬ。レーニンと、我等とは立場を異にし、主張が違ふから、といふて、其人格まで、没却する事は出來ぬ。偉い人は、矢張り偉いのだ。原首相が、レーニンに比較されたのは、主義の上の於ける、極端と極端の對照で、人物と人物の對照ではない。若し夫れ、人物と人物の對照だ、とすれば、原首相の光榮此上なし、といふ可きである。蘇我の入鹿や、足利尊氏に比べたのとは、其精神に於ても、將た其言辭に於ても、大分の相異がある。

殊に、議會の懲罰は、絶對權威である、といふ事も考へねばならぬ。永井代議士は、議會に於て、懲罰を受けたが議會の外に於ては、矢張り此言を、くり返へして居たのみならず、民衆は、却て永井代議士を以て、名譽の懲罰をうけたものとして、非常な人氣を博したのである。

斯うなつては、議會の懲罰も、三文の價値なきものと、なり了した譯だ。

選舉の時は、一國のうちの小區域に、限られた土地から、極く少ない票數で、選ばれて出て來ても、議會の演壇に立つた時は、七千萬國民の代表者である。此重大な責任を負ふて居る人を、たとへ數日間でも、議席に着かせぬ、といふ事は、憲法政治の上の大問題であつて、苟くもす可き事ではない。自己の屬する、黨派を罵つたとか、自己の黨派の首相を嘲つたとか、さういふ小さい問題で、斯る酷刑を行ふ可きものではない。

況して、黨争の犠牲として、反對黨の領袖であり、且つ衆議院の議長である人物を、無造作に除名するなどは、全く憲法政治の破壊である。永井代議士の事も、それと同じ理合である。

其外にも、之れに類似の事を、多く行ふて居る、我が衆議院に對しては、公平なる國民のすべてが、甚だ不快の念を有つて居る事は、掩ふ可からざる事實である。



今の議會は、如何なる不都合な事でも、多數の力を以てすれば、成し遂げられる事に、なつて居る。國民は、これに對して、何の制裁も加へよう、としない。斯ういふ状態で、果して議會政治の完全を、期し得られるであらうか。眞に憂ふ可き事である。

一一一

於此、我等は、先づ政黨の改造を叫び、ぜひ其目的を遂げたい、と思つて居るものである。同時に、國民の頭腦も、鑄直す必要がある、と考へて居る。國民が選舉の上に、公正なる投票を行へば、議員の素質も良くなるし、悪い政黨に、嚴戒を加へる事も出来る。何を差指しても、我國の現在に於ては、此改善が、最も急務である。黨員名簿に囚はれ、地盤に没頭する政黨、そんなのは、無意義の政黨である。苟くも政黨と稱する以上、主義主張の上に立たねば、何の意義もない事になる。

先づ一國の施設について、その大綱を示すと、國民は之れに依つて動き、政黨の消長は、之れが爲めに左右される。其處で、眞の意義のある、政黨政治が行はれることになるのだ。徒らに古い習慣に囚はれて、名簿や地盤をのみ基礎とし、主義や政綱を、閉却して居る政黨は、片ツ端から、叩き潰してしまふがよい。而して、清新にして純潔なる政黨を起す可きである。

主義や政綱を掲げて、之れを實現し得ざる政黨は、羊頭狗肉の政黨であつて、國民を欺くものであるから、是れも亦た、排斥す可きである。

在野黨の時代に於て、天下に聲明した、主義や政綱が、政權を握つた時、すべて裏切られたら、國民は、さうした政黨を、一日も存在させて置いてはならぬ。

けれども、左様した場合に、政黨を責むる國民には、それを責むるだけの、權威がなければならぬ。少なくとも議員を選ぶ上に、公正な心を以てし、候補者の主張と爲人を、よく理解し得るだけの、常識を有する國民でなければならぬ。

其處で、我等は、政黨の改造を叫ぶ、と共に、國民の素質も、亦た改善する必要がある事を、唱へたくるのである。政黨政治を行ふ國民としては、餘りに其素質が悪すぎる。少數の眼覺めた國民もあるが、多數の國民は、今猶ほ政黨政治を、眞に理解して居らぬやうに思はれる。我等は、各般の選舉の行はれる度毎に、それを痛感して居るのである。

國民の素質を、改善するに就ては、先づ教育の大本と、教育の制度に、大斧鉞を加へる必要があらう。

國民の素質が向上しなければ、政治に關する、知識や道徳心が、今の状態から、改まつて行かぬ。是は最も大切な問題で、慎重な考慮を以て、急速に行つてゆく可きものである。先づ義務教育の年限を延長して、中學程度の知識を其間に養つてゆく事に、改めなければ駄目である。

義務教育を終つたら、それで一人前の人間になつた、といふ位にせねば、國民の素質は向上せぬから、どうしても是れは實行す可き必要がある。

教育の方針についても、今迄のやうな、舊式に囚はれた事は、一切打破つて、傳統的に、忠孝を強ひる如き、不徹底な教育は、もう廢めて了はねばならぬ。さういふ事よりか、政黨政治の行はれて居る、現在に於ては、先づ其意義から教へて、國家と人民の關係を、徹底的に、且つ明白に、吹込む事が肝要である。

教育の改善に要する費用に、容易ならぬ金が必要から、といふて、政治家は、その點から何時も、逡巡して居るが、實に馬鹿らしい事だ。費用が多くかゝるから、國民を馬鹿に仕上げてよい、といふ理由はあるものでない。費用は幾何要かつても、爲す可き事は、どうしても爲さねばならぬ。その鹽梅をするのが、政治家の役目ではないか。一億圓もあれば、差當り濟むのであるから、一年に其位みの繰合が、出來ぬ筈はない。早い話が、軍備の整理を遂げ



さへすれば、それ位の金を、捻出する事は、何でもないと信ずる。  
 我等が、斯ういふ事を立言すると、軍事萬能の論者は、必ず驚くであらうが、是は何でもない事だ。  
 全體、國防といふものには、一定の方針がなければならぬ。それには、假想敵國があつて、之れに對する設備其物が、則ち國防なのであるから、今の我國は、いづれに假想敵國を持つか、それを考へて見たら、すぐ問題は、解決される筈だ。

近く五六十年の間は、世界の何國からも、やつて来る氣遣ひはない。英獨佛露のうちの何國が、遠く東洋の端まで、出兵し得る實力を、持つて居る乎。その外に、亞米利加があるけれど、百萬の大兵を、船で運んで、半月も、海上に費す、といふが如き、馬鹿な事をする、とは思へぬ。我國の前途は、軍艦と飛行機さへ、完備して置けば、假りに攻めて来る國がある、としても、別に心配はない。

現在の陸軍は、どうしても整理し得ぬ、といふものがあれば、それは、軍閥の勢力に怖れて、さういふのであつて、決して國防の根本論から、否定し得るものではない、といひ得る。

陸軍の整理から得た金を、教育へ廻せば、大して、むづかしい問題でなく、教育改善の費用位の、朝飯前に、捻出し得るのである。

尙、海軍の方にも、手を延して、整理の餘地は、いくらもある、と信じて居る。

政黨の改造と、教育の改善と、此二つを、差當つての急務として、國民は、協同の力を以て、大に盡さねばならぬ。夫には、議會の開ける迄に到つた、その沿革を、國民に普く知らせる必要がある。

我等は、斯うした考へを以て、此稿を書き始めよう、と思つて居る。

議會が開けたのは、どういふ順序からで、その間には、どんな事が、繰返へされて居たか、また、自由民權論の起つたのは、どういふ動機からであるか、四民平等説は、何の爲めに唱へられたか、時の政府者が、如何なる態度で、之れに臨んだか、といふ事情も、述べて見たいのだ。

議會の椅子に、就いて居るものでありながら、さうした沿革も知らず、議會を、軽く取扱つて居るのが、今のやうに、議會を墮落させた、一つの原因とも見られる。同時に、國民の多數が、何も解らずに、選挙に臨み、議會を迎へるから、大切な一票を、無意義に投ずる事ともなるのだ。

それ等の人を成め、且つ善導する上からいふても、此稿を起したのは、必ずしも無益の業ではあるまい。



### 國會論と政府の内情

明治六年の征韓論と、國會運動の起源とに、深い因縁のあつた事から、先づ説き起す事にしよう。一概に、征韓論といふて居るが、廟堂の議としては、朝鮮を討つといふのでなく、單に朝鮮へ、西郷隆盛を、談判の使節として送る、といふに過ぎなかつた。

併し、西郷が使節として、朝鮮へ、出かけた後には、終に戦争になるには、極まつて居る。朝鮮政府は、我邦と、交際を爲ぬ、といふて、徳川時代の約束を反古にしよう、としたから、その談判に行くのが、西郷の役目であつた。従つて、西郷の談判が、不調に終れば、勢ひ開戦の止むなきに、至るであらうし、また、西郷が、萬一の災害に逢ふて、彼の地に斃れるやうな事があれば、どうしても、戦争は、免れぬ事になる。二つのうち何れにしても、戦争になるのは必である、と見て、之れを、征韓論の閣議と、稱したのである。

西郷を、派遣する事は、既に内決したが、其時に、岩倉具視、大久保利通、木戸孝允等は、歐米視察の爲め洋行中であつて、その不在中に、西郷派遣の事は、決せられたのであつた。

太政大臣の三條は、西郷等の議に、賛成して居たので、その事が内決すると、直に箱根の行在所に伺候して、陛下へ此の旨を奏上した。西郷派遣の事は、之れて極まつたやうなものであつたが、只だ岩倉一行の、歸朝する迄、その實行は、延期して置く、といふのであつた。

然るに、岩倉等は、歸朝して後、西郷派遣に反對した。その理由は、表裏二つあつて、表面の理由としては、『歐米各國の、文明状態を見て来て、我邦の事を思ふと、一から十まで、一切の改革を、要する事になる。その費用の如きも、却々容易な事ではない。外に向つて、力を張るよりは、却て内部の改革を、先きにす可きである。朝鮮を討つて、露西亞や支那と、事を構へ、其争ひに費す金を、内地改革の方へ向けたら、我那の前途に、大なる利益があらう、今日の場合、徒らに朝鮮と、兵を交へる事は、國家の爲めに宜しくない』と、いふのであつた。

それから、裏面の事情は、『維新の鴻業は、多く薩長の、武力に依つて成つたのであるから、明治政府の中心勢力は、自然と、武斷派の握る所となつて居る。その上に、又々朝鮮を、征討した功に依つて、武斷派の勢力が、彌が上にも増すやうな事があつては、將來の施政の上にも、少なからぬ弊が、起つて来るから、どうしても、西郷を、朝鮮へ派遣する事は、拒まねばならぬ』

と、いふ所に、岩倉等の力辯は、強く入つて居たのであつた。

所が、岩倉等の歸朝と、同時に、閣議は開かれず、更に開會の運びにならなかつた。西郷派の勢力が、却々に強いから、成るべく先に、送らう、として、岩倉が、三條を、抑へて居たのであつた。

西郷は、其事を知ると、非常に怒つて、三條の優柔不斷を責めた。三條は、岩倉と西郷の間に板挟みとなり、絶體絶命の立場に陥つた。

最後の閣議を、六年の九月十九日に、開く事が決した。その前十七日に、三條は、岩倉に烈しく責められて、終に卒倒した。それから、發熱四十度、殆んど人事不省になつて、陛下の御見舞があつたほどに、病勢は、ひどくなつた。此、於、岩倉は、三條の代理を命ぜられた。此一事は、西郷派に取つて、重大な影響を及ぼした。太政大臣の代理



として、岩倉が、内閣統一の大任に就いたのであるから、先づ閣議を左右する、實權は、岩倉の手に、歸した譯である。

西郷は、一夜、ひそかに、岩倉を尋ねて、膝詰の談判を試みた。

「一旦決した閣議を、卿一人の力で拒むのは、不道理である。尙其上に、内奏の手續きを終つて、陛下の御辭も、下つて居る位で、今更に動かし難き事であるのに、卿は、どうして、之れを拒まう、とするのであるか」と、詰責した。

大概なものなら、之れで閉口する筈だが、岩倉は、流石に平氣で、少しも驚かなかつた。

「たとへ、陛下の仰せでも、國家の御爲にならぬ事は、拙者の眼の黒いうちは、死を以て、御諫め致すつもりである」斯ういふ事をいふて、西郷の談判を、受けつけなかつた。

次回の閣議は、岩倉の名で、招集された。西郷は、辭表を懷裡にして、出て行つた。その味方は、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平、副島種臣の四人であつた。

種々に争ふた末が、終に西郷の辭職となり、引つゞいて四參議も、俱に職を去る事になつた。

之れを世間では、征韓論の閣議と稱して、明治歴史のうちでも、有名な事の一つに、なつて居る。辭職した後の西郷は、すぐ薩摩へ、歸つて了つたが、板垣等は、猶ほ東京に在つて、その善後策について、協議をつゞけたのであつた。

「宮中に勢力を有するものが、一人在つた爲めに、一旦決した閣議を、覆へす如き事の行はれるのは、政體が良くなからである。依つて、政體の變革を行つて、斯ういふ事の、再び行はれぬやうに爲ねばならぬ」と、いふ事に、四參議の意見は一致した。

時に、古澤滋と小室信夫の二人が、英吉利から、歸つて来て、頻りに後藤を訪ねて、西洋の文明を、語つて居た。政體の變革を謀る、としても、當時の四參議には、未だ充分の意見は無かつた。どういふ風に、政體を變へてよいか、その見込みは、少しも無かつた。古澤と小室から、英吉利の政體について、細かい説明を得て、此に始めて、その意見は決した位のものであつた。

世に有名な、民選議院設立の建白書なるものは、此時に漸く出來上つた。古澤の起稿したものへ、副島が、筆を加へて、政府へ、提出する事になつた。

署名したものは板垣、副島、後藤、江藤の四人、それに、古澤、小室と、大藏省の役人であつたが、征韓論で辭職した、岡本健三郎も加はつた。

然るに、いよく建白書の脱稿した時、また、斯ういふ相談が起つた。

「征韓論で、辭職したものばかりが、政體變革の建白をすると、一種の謀叛の如く見られて、同志を募る上にも、大なる差支へを生ずるから、政府に在つて、現に役人をして居るものも、之れに加へるやうにしよう」

と、いふのであつたが、之れは容易に行はれる事ではなかつた。現に役人をして居るものが、此仲間に加はつて、署名するといふやうな事は、到底出來るものでないから、相談は、それとして置いて、とに角、建白書は、疾く出してはう、となつた。

然るに、板垣の發意で、由利公正と、福岡孝悌を、誘つて見よう、といふ事になつた。それには、深い仔細のある事で、一同も賛成して、由利と福岡へ、交渉をはじめめる事になつた。

此二人は、五事の御誓文の起草者であるから、此勧誘に應ぜぬ事はあるまい、といふのであつた。

「廣く會議ヲ起シ、萬機ヲ公論ニ決ス可シ」

御誓文の第一條に、斯う書いてある以上、その起草者たる二人は、此建白に賛成するのが、當然である。民選議院に據らずして、萬機を公論に決する方法はあるまい。廣く會議を起し、とあるからは、民選議院を悪い、とはいへま



い。その理窟から抑へて、二人に署名させよう、といふのであつた。所が、福岡は、巧く逃げて了つたが、由利は、東京府知事であつた爲に、逃げ出す事が、出来なかつた。正直な由利は、終に署名した。之れが爲めに、由利は、頑冥な薩長の連中から睨まれて、生涯を不遇に、送つて了つた。

民選議院といふのが、今の國會である。その時分には、未だ國會といふ熟字が、考へつかかなかつた爲に、人民の總代を選んで、政治を議させる所、といふ意味から、之れを民選議院と、稱したのであつた。

此建白が、一たび公けにされる、と、朝野の學者は、競ふて議論を發表した。そのうちで、最も評判になつたのは、加藤弘之の尙早論であつた。

國會論者の、唯一の論據であつた、天賦人權説に反對して、優勝劣敗論を、眞向に振りかざして、立向つた武者振りは、實に堂々たるものではあつたが、時の政治家の、内意を受けて書いた、御用論だ、といふ所から、加藤は、曲學阿世の名を以て、葬られんとした。實際は左様であつたか、何うかは知らないが、その評判は、頗る高かつた。

當時の曙新聞へ、馬城臺二郎の名で、加藤の尙早論を、酷く叩きつけたものがあつた。文章が上手で、議論が、整ふて居たので、一世の問題になつた。

馬城臺二郎とは、果して何者か。その噂さて、到る處賑つたが、しばらくして、其本性は現はれた。

豊後國馬城山の麓、高並村の舊家に生れた、高並大輔といふものが、長崎に遊學して、佛蘭西語に通じ、更に廣瀬淡窓の門に遊んで、漢學の造詣ふかく、大阪に放浪して居た時代に、長崎以來の學友、大井卜新の世論になつて、その厚誼に感じ、義弟の約を結び、改めて大井憲太郎と稱し、江戸に出てから、或時は役人、また、或時は浪人、役人と浪人の掛持で、年を送つて居た、大井が、加藤の僻論に、大鐵槌を加へたのであつた。

加藤と大井の論争から、愈々國會論に、花が咲いて、漸く國民は、此問題に、注意するやうになつた。

板垣の遊説、それが物になつて、地方の有志者が、國會論を、歓迎するやうになつた。自由民權、四民平等といふのが、板垣の標榜した、遊説の旗印であつた。

板垣は、元來が武臣、政治家になつたのは、明治二年からであつた。その時、板垣の意見のうちに、『士の常職を廢して、四民皆兵の制度を、設くるの議』と、いふのがあつた。

『舊來の武士なるものは、世襲的に、戰爭の請負をして居たのであるが、それは、宜しくない事である。國を守るものは、總ての人民でなければならぬ。戰爭の請負をさせる爲めに、政治上に、特種の權力を授けるのは、眞に國を治めてゆく方法でない』

と、いふのであつて、是れが、板垣の政治家として、世に立つ、第一歩の議論であつた。

全體、板垣といふ人は、世間の人に先立つて、良い議論を提唱した事は、幾度か解らぬほどであつた。今の社會政策、それは、明治十七年に、洋行から歸つて來た時、すでに唱へた所と、少しも異ならぬ勞資協調の説の如きも、板垣は、其時分から、唱へて居た。華族廢止論の如きも、板垣に依つて、始めて傳へられた説で、とに角、板垣は、先覺者として、尊敬す可き人であつた。

板垣が、遊説の結果は、どれ程の影響を得たか、といふ事になると、それは、實に酷いものであつた。少しも反響が無かつた、といふても可い。未だ其頃の、日本人の多くは、政治に就て、何の理解も、有つて居なかつたから、民選議院論の如きは、馬の耳に念佛で、誰れ一人として、對手になるものはなかつた。

板垣は、疲れ果て、土佐へ歸つた。しばらくは休養して、世間の状態を見て居る外はなかつた。政府の方では、此一事から、板垣等を以て、謀叛人と同様に、見るやうになつた。しかし、板垣の遊説が、徒勞に



屬したのを見て、閩族の政治家は一と安心はしたが、その間に、政府の内部には、動搖が起つて、それには、少なからぬ狼狽をした。

明治七年になつて、臺灣征討の事があつて、木戸孝允は、終に政府を、去つて了つた。琉球人が、臺灣へ漂流して、生蕃の爲めに惨殺されたので、支那政府へ、嚴談に及ぶと。

『臺灣は、支那の領土に違ひないが、生蕃の事に迄、責任を負ふ事は、出来ない』

と、支那政府は、答へて來た。其處で、我政府から、兵を出して、征討する事になつた。それに對して、木戸は、反對の意見を固執し、大久保と争ふて、終に辭職したのであつた。

『前年の征韓論に、反對した政府が、今年の臺灣征討を爲す、といふに至つては、矛盾も甚だしい。朝鮮を討つ事は不可が、臺灣なら宜しい、といふ理窟はない。民間には、西郷等を、無理に叩き出した、といふ説も傳はつて居る。さうした場合に、征臺の兵を起せば、いよく事實の如く見られる。左様いふ疑ひを、人民に有たせるのは將來の爲めを考へても、甚だ面白くないから、此際征討は、見合せるが可い』

と、いふ説で、大に争ふたが、終に容れられなかつた。木戸は、之れが爲に、政府を、退いたのであつた。

西郷の去つた後ちに、獨り大久保の、勢力が強くなつた。その上に、木戸が居なくなつては、政府の權力が、大久保の手に歸するのは、當然の事態であつた。従つて、薩人の勢力は、殆んど頂上に達して、實に盛んなものであつた。

薩人の勢力が盛んになれば、長州人の立場が狭くなる。大久保が、如何に偉人て、公平な人物であるにしても、畢竟は、人間の偉いのに過ぎぬ。好き嫌ひは、一般の人と、同じやうに有る。自分の國のものと、長州人と同一にはならぬ。政府の要部には、多く薩人が、幅を利かすやうになつた。

斯うなつては、長州人の不平が絶えず、その不平は、どこかへ破裂して行くに、極まつて居る。鳥尾小彌太とか野村靖とかいふ連中が、先づ騒ぎ出した。三浦梧樓や三好重臣も、そのうちの一人であつたが、却々むづかしい事になつた。伊藤博文は、獨り其間に立つて、苦んで居た。

到底、一人の力を以てしては、如何ともする事が出来ぬ。大阪へ去つた居た、井上馨を引出して、相談對手にする外はなかつた。伊藤は、大阪へ、やつて來て、井上に、此事を相談した。その結果が、木戸を、猶う一度引出して、大久保と、對立させる外に策はない、といふ事に決した。



### 民撰議院の建白書

國會運動に關して、參考となるべき文獻は、頗る多くあるがそのすべてを掲げる事は、極めて困難でもある、通讀の上に、煩雜であらうから、その中で、最も多く、一般の注意を惹いたものゝみを掲げて、當時の思潮を察する事にしよう。

#### 民撰議院設立建白書提出者の連署

某等別紙奉建言候次第平生ノ持論ニシテ、某等在官中、屢及建言候者ニ有之候處、歐米同盟各國へ大使御派出ノ上、實地ノ景況ヲモ御目撃ニ相成リ、其上事官斟酌施設可相成トノ御評議モ有之然ルニ最早大使御歸朝以來既ニ數月ヲ閱シ候へ共何等之御施設モ拜承不仕、昨今民心恟々、上下相疑ヒ、動モスレバ土崩瓦解ノ兆無之トモ難申勢ニ立至リ候儀、畢竟天下輿論公議ノ壅塞スル故ト、實以テ殘念之至奉存候、此段宜式御評議ヲ可被遂候也

高知縣貫屬士族

古澤 迂 郎

同

岡本 健 三 郎

名東縣貫屬士族

小 室 信 夫

敦賀縣貫屬士族

由 利 公 正

佐賀縣貫屬士族

江 藤 新 平

高知縣貫屬士族

板 垣 退 助

東京府貫屬士族

後 藤 象 二 郎

佐賀縣貫屬士族

副 島 種 臣

#### 民撰議院設立建白書

臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而モ獨リ有司ニ歸ス。夫レ有司上  
帝室ヲ尊ブト曰ハザルニ非ズ、下人民ヲ保ツト云ハザルニアラズ、而モ政令百端、朝出暮改、政刑情實ニ成リ、賞罰  
愛憎ニ出ヅ、言路壅蔽、困苦告ルナシ、夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知  
ル、因循改メズ、恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン、臣等愛國ノ情自ラ止ム能ハズ、即チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スル  
ニ、唯天下ノ公議ヲ張ル在ルノミ、天下ノ公議ヲ張ルハ、民撰議院ヲ立ツルニ在ルノミ、則チ有司ノ權、限ル所アツ



テ、而シテ上下安全、其ノ幸福ヲ受ル者アラン。請フ遂ニ之ヲ陳セン。

夫レ人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、乃チ政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス、是レ天下ノ通論ニシテ、又喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待タザル者ナリ。故ニ臣等竊ニ願フ、有司モ亦是ノ通理ニ抗抵セザラン事ヲ。今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者ハ曰ク、我民不學無智、未ダ開明ノ域ニ進マズ、故ニ今日民撰議院ヲ立ル、尙應サニ早カルベシト。臣等以爲ク、若シ果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キカ、則チ之ヲシテ學且知、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即チ民撰議院ヲ立ツルニ在リ。何トナレバ則チ、今日我人民ヲシテ學且智ニ、開明ノ域ニ進マシメントスルニハ、先ヅ其通義權理ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメズンバアル可ラズ、自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ。如是ニシテ人民其固陋ニ安ジ、不學無智自ラ甘ズル者ハ未ダ之レ有ラザルナリ。而シテ今其自ラ學且智ニシテ、自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是殆下百年河清ヲ待ツノ類ナリ。甚シキハ則チ今遽カニ議院ヲ立ツルハ、是天下ノ愚ヲ集ムルニ過ギザルノミト謂フニ至ル。噫何ンゾ自ラ傲ルノ太甚シク、而シテ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ。有司中、智功固ヨリ人ニ過グル者アラン、然レドモ安ンゾ學問有識ノ人、世復タ諸人ニ過グル者アラザルヲ知ランヤ。蓋シ天下ノ人、如是蔑視ス可カラザルナリ、若シ將タ蔑視スベキ者トセバ、有司モ亦其中ノ一人ナラズヤ。然ラバ則チ均シク是レ不學無識ナリ、僅々有司ノ專裁ト、人民ノ輿論公議ヲ張ルト、其賢愚果シテ如何ゾヤ。臣等謂フ、有司ノ智モ亦之ヲ維新以前ニ視ル、必ズ其進ミシ者アラン、何トナレバ則、人間ノ知識ナル者ハ、必ズ之ヲ用ルニ從テ進ムモノナレバナリ。故ニ曰、民撰議院ヲ立ツルハ、是レ即チ人民ヲシテ學且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道ナリ。

且ツ夫レ政府ノ職、其宜シク奉ジテ以テ目的トナスベキ者ハ、人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ。故ニ草昧ノ世、野蠻ノ俗、其民勇猛暴悍、而シテ從フ所ヲ知ラズ、此時ニ方ツテ政府ノ職、固リ之ヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニアリ。今我國既ニ草昧ニアラズ、而シテ我人民ノ從順ナル者既ニ過甚トス。然ラバ則チ今日我政府ノ、宜シク以テ

其目的トナスベキ者ハ、則チ民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其政爲ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知シ、天下ノ事ニ參與スルヲ得セシムルニ在リ、則、闕國ノ人皆同心ナリ。

夫レ政府ノ強キハ何ヲ以テ之ヲ致スヤ、天下人民同心ナレバナリ。臣等必ズシモ遠ク舊事ヲ引テ之ヲ證セズ。則チ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス、岌々乎且危哉。我政府ノ孤立スルヤ、何ゾ、昨十月政府ノ變革、天下人民ノ之ガ爲ニ喜感セシ者幾カアル、啻ニ之方爲ニ喜感セザル而已ナラズ、天下人民茫トシテ之ヲ知ラサル者十ニシテ八九ニ居ル、唯ダ兵隊ノ解散ニ驚クノミ。今民撰議院ヲ立ツルハ、則チ政府人民ノ間ニ情實融通シテ、相共ニ合シテ一體トナル、國始メテ以テ強カルベク、政府始メテ以テ強カルベキナリ。

臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究メ、我國今日ノ勢ニ就テ之ヲ實ニシ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論ジ、及昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス。而シテ臣等ノ自ラ臣等ノ説ヲ信ズルコト愈々篤ク、切ニ謂フ、今日天下ヲ維持振起スルノ道、唯民撰議院ヲ立テ而シテ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已ト。其方法等ノ議ノ如キハ、臣等必ズ之ヲ茲ニ言ハズ、蓋シ十數張紙ノ能ク之ヲ盡スニアラザレバ也。但臣等竊カニ聞ク、今日有司持重ノ説ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ輕々進歩トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尙早キノ二字ヲ以テスト。臣等請フ之ヲ辨ゼン。

夫レ輕々進歩ト云フ者、固ヨリ臣等ノ解セザル所ナリ。若シ果シテ事倉卒ニ出ル者ヲ以テ輕々進歩トスルカ、民撰議院ナル者ハ、以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ。各省不和ニシテ而シテ變更ノ際、事本未緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相視ザル者ヲ以テ輕々進歩トスルカ、是レ國ニ定律ナク、有司任意放行スレバナリ。此二者アラバ則チ適サニ其民撰議院ノ立テズンバアル可カラザルノ所以ヲ證スルヲ見ルノミ。夫レ進歩ナル者ハ天下ノ至美ナリ、事々物々進歩セズンバアルベカラズ、然ラバ則チ有司必ズ進歩ノ二字ヲ罪スル能ハズ、其罪スル所必ズ輕々ノ二字ニ止ラン。輕々ノ二字、民撰議院ト曾テ相關涉セザル也。尙早キノ二字ノ、民撰議院ヲ立ルニ於ル、臣等啻ニ之ヲ解セザル而已ナラズ、臣等ノ見、正ニ之ト相反ス、如何トナレバ、今日民撰議院ヲ立ツルモ、尙恐クハ歲月ノ久シキヲ待チ、而後始メテ其



十分完備ヲ期スルニ至ラン。故ニ臣等一日モ唯其立ツコトノ晩カランコトヲ懼ル、故ニ曰ク、臣等唯其反對ヲ見ルノミト。

有司ノ説又云フ、歐米各國今日ノ議院ナル者ハ、一朝一夕ニ設立セシ議院ニアラズ、其進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ、故ニ我今日俄カニ之ヲ模スルヲ得ズト。夫進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者、豈ニ獨リ議院ノミナランヤ、凡ソ學問、技藝、機械皆然リ、然ニ彼數百年ノ久シキヲ積テ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク、皆自ラ之ヲ經驗發明セシナル也。今我其成規ヲ釋ンデ之ヲ取ラバ、何ゾ企テ及ブ可ラザランヤ。若シ我自ラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ待チテ、然ル後我始メテ蒸氣機械ヲ用ルヲ得ベク、電氣ノ理ヲ發明スルヲ待チテ、然ル後我始メテ電氣ノ線ヲ架スルヲ得ベキトスルカ、政府ハ應ニ手ヲ下スル事ナカルベシ。

臣等既ニ已ニ、今日我方民撰議院ヲ立ズンバアルベカラザル所以、及び今日我國人民進歩ノ度、能ク斯ノ議院ヲ立ツルニ堪ユルコトヲ辨論スル者ハ、則チ有志ノ之ヲ拒ム者ヲシテ、口ニ藉スル所ナカラシメントニアラズ、斯ノ議院ヲ立ツル者ハ、天下ノ公論ヲ伸張シ、人民ノ通議權利ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテナリ、請フ幸ニ之ヲ擇ビ給ヘンコトヲ。

尙 早 論

(板垣、副島、後藤三氏に贈れる)

加 藤 弘 之

本文、臣等愛國ノ情已ム能ハズ、乃チ之ヲ振起スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ルノミ云々、天下ノ公議ヲ張ル、苟クモ有志者ノ切ニ望ム所ナリ、蓋シ國家治安ノ基礎ヲ固フスル、公議ヲ張ルヨリ善キハナシ、然ルニ其間ニ一難事ナキ能ハズ、何ヲカ難事ト云フ、即チ公議必ズシモ至論明説ナラザルヲ云フナリ。歐洲文明開化ノ各

國於テスラ、尙且或ハ之ヲ免カル、能ハズ、況ンヤ開化未全ノ吾國ニ於テヤヤ、蓋シ議院ヲ設立スルハ、專ラ國家治安ノ基礎タル制度憲法ヲ創定センガ爲ナリ。而シテ制度憲法ヲ創定スルハ、先ヅ邦國今日ノ狀態人情ヲ詳察シテ、此世態人情ニ恰當適切ナル者ヲ撰バザル可ラス。然ラザレバ所謂方底圓蓋、決シテ眞ニ治安ノ基礎タル制度憲法ト稱スルニ足ラザレバナリ。凡ソ我邦今日ノ世態人情ニ適切恰當ナル者ヲ撰ブ、獨リ賢智者ノ能ク爲ス所ナリ故ニ歐洲碩學ノ言ニ云フ、議院ニ要スル所ハ通識ナリ、司法院ニ要スル所ハ公道ナリト。然ニ公議ハ公道ニ易ク通識ニ難キ、是レ古今ノ通患ナリ、夫レ公議ノ通識ニ難キハ何ゾヤ、蓋シ庶智不學ノ民多キヲ以テナリ、英人ノ言ニ云フ、全歐各國中、制度憲法ノ眞ニ邦國ニ恰當適切ナル者ハ獨リ我方英國ノミ他國ノ制度憲法ノ如キハ、徒ラニ紙上ノ制度憲法タルニ過ギズト、是レ英人ノ誇言ニ出デ、其過當ナルハ固ヨリ論ヲ俟タズト雖モ、蓋シ亦此理勢ナキニアラズ、是レ他ナシ、英ノ議事院ハ賢者智者多クシテ、實ニ邦國ニ恰當適切ナル制度憲法ヲ創定スルニ足ルト雖モ、他各國ノ議事院ハ蓋シ分ニ及バザルナリ。然ルニ吾國開化未全ノ人民ヲ擧ゲテ天下ノ事ヲ協議セシメ、而シテ其公議ヲ採テ天下ノ制度憲法ヲ創定セント欲ス、恐クハ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルニ類センノミ、普國先王非の利第二世(在位一千七百四十年ヨリ同八十六年ニ至ル)ハ曠世ノ英主ニシテ、當時君主專權ノ政各國ニ行ハレ、時賢モ多クハ之ヲ以テ是トスルノ世ニ在テ獨リ專權ノ不是ヲ辯論シ、務メテ民權ヲ擴張スルノ説ヲ首唱シ、且ツ自ラ謂フ、人君タル者ハ國家第一等ノ大臣ナリ、敢テ恣ニ臣民ヲ制馭ス可ケンヤト、是ニ於テ自ラ制度憲法ヲ改正シテ、君權ヲ限制セシカバ、後世之ヲ稱シテ歐洲政治一變ノ鼻祖トナス、然ルニ此王ニシテ當時邊ニ民撰議院ヲ興スナク、獨リ政權ヲ掌握シテ特裁ノ政ヲ施セリ、蓋シ其心決シテ政權ヲ恣ニセント欲スルニアラズ、唯當時普國人民ノ開明未ダ全カラズシテ、政ニ參與スルノ識見未ダ足ラザルヲ以テナリ。又タ魯國今時猶ホ未ダ實ニ民撰議院ヲ設立セズ、是又其人民預政ノ識見未ダ足ラザルニ由ルナル。然ルニ吾邦ニシテ、魯國ノ未ダ爲サマル所ヲ行ハント欲ス、抑モ難イ哉吾邦人方今漸ク文化ニ向フト雖モ、農商ニ至リテハ多クハ猶ホ依然タル昔時ノ農商ニシテ、庶智不學自ラ甘ジ、敢テ振起スルヲ求ムルニ至ラズ、唯ダ



士族ニ至リテハ、大ニ之ヲ憂フルガ如シト雖モ、然レドモ稍事理ヲ解スル者ハ恐クハ僅々ノミ、故ニ例ヘバ政府ノ何物タル、政府收税ノ權利何ノ理ニ出ル、臣民軍役ノ義務何ノ理ニ起ル等、凡ソ淺近平易ノ事ト雖モ、猶ホ解スル能ハザル者十ノ八九ニ下ラズ、豈ニ歎ゼザル可ケンヤ、然ルニ今是等ノ情實ヲ察セズ、一涯ニ民撰議院ヲ設立スレバ、其公議決定スル所ノ果實ハ恐クハ愚論取ルニ足ラザル者ノミナラン、愚論猶ホ可ナリ、或ハ之ニ由テ國家ノ大害生ゼザルヲ保ス能ハズ。凡ソ人民知識未ダ開ケズシテ先ヅ大ニ自由ノ權ヲ得ルトキハ、之ヲ施行スルノ正道ヲ知ラズシテ、之方爲ニ却テ自暴自棄ニ陥リ、遂ニ國家ノ治安ヲ傷害スルノ恐アリ、豈懼レザル可ケンヤ。歐洲近今ノ碩學鴻儒、民撰議院ノ開化國ニ必要ニシテ、未開化國ニ害アル所以ヲ論ゼザル者ナシ、就中獨逸人ビーデルマンガ著ス所ノ政學書中ニ論ズル所、文簡ニシテ意盡セリ、因テ左ニ其大旨ヲ摘譯シテ、僕ガ論旨ノ杜撰ニ出デザルヲ證ス。其文ニ云フ、凡ソ久シク國家ヲ維持スルニ足ルベキ制度憲法ヲ創定セント欲セバ、必ズ先ヅ其時勢民情等ニ恰當適切ナル者ヲ撰バザル可ラズ、蓋シ獨リ文明開化ノ國ニ恰當適切ナルベキ制度ヲ以テ、之ヲ未開ノ國ニ施ストキハ恐ラクハ害ニ功益ナキノミナラズ、却テ患害ヲ生ズベシ、古來仁徳アル君主及ビ公直ナル臣民等、其近隣ノ國ニ於テ創定セル強度憲法ノ頗ル仁善良正ニシテ大功益アルヲ羨ミ、直ニ之ニ倣テ自國ノ制度憲法ヲ創定シテ遂ニ其治安ヲ誤リシ例、儘之レアリ、其心ハ全ク憂世愛國ノ至情ニ出ルト雖モ、唯我彼ノ時勢民情ノ相異ナル所以ヲ詳察スルノ智足ラズシテ、事ヲ處スルノ輕卒ナルガ爲メナリ。但シ又一方ヨリ考レバ、凡ソ各國ノ政令相共ニ歸向スル所ノ中心アリ、故ニ各國ノ開化進歩スルニ隨テ、其政令早晚此中心ニ歸著スルヤ必然ナリ。議院ヲ設ケ、人民ノ代表者ヲ擧ゲテ政ヲ議スル制度ノ如キモ、必ズ先ヅ此一理ニ由テ論ゼズンバアル可ラズ。(按ズルニ各國時勢民情ノ相異ナルト、及ビ各國政令ノ相共ニ歸向スル中心アルヲ云フ)。何レノ人民ニ論ナク、文明開化ノ域ニ至レバ必ズ此制度ヲ創定セズンバ有ル可ラズ、然レドモ文化未ダ全カラザル國ニ於テ、遽カニ此制度ヲ創定セント欲シ、或ハ各國共ニ此制度ヲ全ク同一ニ爲サント欲スルガ如キハ甚ダ謬レリ。是故ニ此制度ヲ創定センニハ、必ズ先ヅ時勢民情ヲ詳察シテ、之ヲ創定スルニ至當ナル時

ト及ビ其至當ナル度ヲ測定スルコト甚ダ緊要ニシテ、此事ハ獨リ賢明ノ能ク爲ス所ナリ。若シ至當ナル時未ダ至ラザルニ、先ヅ此制度ヲ立ル歟、若クハ其度甚ダ過グルコトアルトキハ、未開ノ人民其受クル所ノ自由ノ權ヲ正道ニ施行スルニ堪ヘズシテ却ツテ自暴自棄ニ陥ラザルヲ得ズ、又若シ至當ナル時既ニ過グルニ猶此制度ヲ立テザル歟、或ハ之ヲ立ツルモ其度甚ダ及バザル者アルトキハ、既開ノ人民束縛羈縻ニ堪ユル能ハズシテ、遂ニ擾亂ヲ醸スニ至ル必然ナリ、豈懼レザル可ケンヤ。

本文、學且智、而シテ急ニ開明ニ進マシムルノ道、即チ民撰議院ヲ立ツルニ在リ云々。然ルニ遽カニ民撰議院ヲ立ツルノ弊害以上論ズルガ如シ、焉ゾ開明ノ益ヲ得ルニ暇アラナヤ。

本文、甚シキハ今遽ニ議院ヲ立ルハ、天下ノ愚ヲ集ムルニ過ギザル耳ト謂フニ至ル、噫何ゾ自傲ノ甚ダシクシテ人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ云々、是レ一理ナキニアラズ、今日要路ノ有司ト雖モ亦未開ノ人タルヲ免レザル、固ヨリ論ヲ俟タズ。然レドモ僕ガ知ル所、聞ク所ヲ考フルニ、今要路有司ノ外ニ學識卓越ナル俊傑ヲ求ムルモ、恐ラクハ數十人ニ過ギザルベシ。三千萬人中ニ於テ僅ニ數十名ノ俊傑アルモ、未ダ以テ人民ノ聲價ヲ増スニ足ラズ、未ダ以テ人民ノ開明ヲ稱スルニ足ラズ、蓋シ政府自傲ノ心、蔑如ノ意アラザルモ、姑ク天下ノ事ヲ以テ、自ラ任ゼザルヲ得ザル所以ナリ。本文、政府ノ職、宜シク奉ジテ以テ目的トナスベキ者、人民ヲシテ進歩セシムルニ在リ云々、此論誠ニ然リ吾邦實ニ草昧ニアラズト雖モ、開化猶淺キガ故ヲ以テ、人民ノ從馴實ニ過甚ナリ、是眞ニ憂フベシ、然リト雖モ政府能ク人民ヲシテ敢爲ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知セシメント欲スルモ、決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得ベキニアラズ。殊ニ學校ヲ興シ、人才ヲ教育スルノ漸ニ由ルベキノミ。普國今日人民自主ノ心、敢爲ノ氣旺盛ニシテ、遂ニ其國ヲシテ歐洲中ノ雄強國ト成シメシハ、決シテ唯夙ニ議院ヲ設立セシニ由ルニアラズ、殊ニ非的利第二世以來政府心ヲ専ラ人材ノ教育ニ盡セシニ由ルナリ。本文、政府ノ強キ者云々、此一條固然スベキナシ、然レドモ是亦遽カニ議院ヲ設立スルモ、其益ナカルベシ、唯遽カニ人材教育ニ心ヲ用ヒテ以テ、議院ヲ設立スルニ足ルベキ開明國ト爲



スニ如カズ。本文、臣等既ニ天下ノ大理云々、改革誠ニ善シ、然レドモ改革ヲ急ニセント欲スル、必ズ輕々進歩ノ弊ナキコト能ハズ、寧ロ持重銳ヲ養ヒ、務メテ漸ヲ以テスルニ如カズ。本文、輕々進歩云々、民撰議院ナル者ハ事ヲ重ニスル所ノ者ナリト云フハ可ナリ、然レドモ今急ニ民撰議院ヲ立ルノ議ヲ起スハ輕々進歩ノ誹ヲ免ル能ハズ、其理ハ上ニ論ズルガ如シ。未條ノ可否ハ、以上ノ論ニ由テ大抵明白ナルベシ。

附言、卑見ノ大意ヲ述テ閣下等ニ質ス、大凡此ノ如シ。閣下等幸ニ教示ヲ垂レヨ。但シ今此高論アル、蓋シ他日議院設立ノ萌芽ナリ、是僕高論ニ於テ疑團ナキ能ハズト雖モ、亦大ニ之ヲ喜ブ所以ナリ。因テ考フルニ、方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施サバ、ルコトヲ得ズト雖モ、元來民ノ爲ニ政府アリテ政府ノ爲ニ民アルニアラザルノ眞理ヲ忘失スルナリ、偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ、自ラ政權ヲ限制シ、務メテ民ノ私權ヲ伸張セシメ、言路ヲ洞開シ、教育ヲ勸勵シ、以テ吾邦ヲシテ速ニ開明國トナラシムルヲ要ス。且ツ閣下等ノ論ニ由テ考フルニ、今既ニ某二三縣ニ於テ爲セシガ如ク姑ク府縣ニテ士族並ニ平民ノ上中等邊ヨリ、選舉ヲ以テ府縣内ニ小議院ヲ設立シ、唯其府縣内ノ事ヲ商議セシムルノ舉アラバ如何。但シ議定ヲ取捨スルハ姑ク知事令等ノ權ニアル可シ、然レドモ是亦希望スルガ如キ功益アルヤ否、或ハ却テ害アルベキヤ、僕未ダ之ヲ考定スル能ハズ、閣下等並ニ大方君子ノ高論ヲ俟ツ。

早尙論に對する辯駁

(加藤弘之の書に對して、板垣等は、古澤滋をして其答書を裁せしめ、副島及び福岡孝悌が更に之を潤飾した。即ち是れが愛國公黨同志の駁論である。)

加藤君足下、前日示サル、處ノ民撰議院疑問一冊、反覆熟讀、足下ノ用意良苦ナルヲ知ル、實ニ吾輩ニ於テ厚賜ト謂フベシ、若シ措テ答ヘズンバ足下ノ意ニ負カン、因テ鄙見ヲ具シ以テ之ヲ左ニ陳ス。

足下獨逸人ノ言ヲ摘譯シ謂フ、大凡政府ノ體裁ヲ論ズル者、先ツ須ク其國進歩ノ度及ビ其形勢如何ヲ審ニスベシ云々、是レ歐人ノ所謂千八百年代學問ノ、千七百年代ニ勝ル者ナリ。吾輩ノ斯議院ノ宜シク置可キヲ言フヤ、我國今日不得巳ノ情形ニ出ツ、亦自謂フ、千八百年代ノ言ヲ爲ス者ナリト。我邦他日一新政府ノ組立皆其下ニ由テ起ル者ナリ、其初メヤ草莽浮浪ノ士首唱シテ藩士ヲ動カシ藩士亦其藩侯ヲ動カシ、同心協力、幼冲ノ天皇陛下ヲ奉戴シ、以テ徳川氏ノ政府ヲ踏シ、政體ヲ造リ、首トシテ御誓文ヲ掲ゲ、萬機公論ニ決ス可キヲ以テシ、別ニ各藩ヲシテ議員ヲ出サシメ、以テ天下ノ事務ニ干與セシム、於是乎、版籍奉還ノ舉、府藩縣三治一致ノ制、廢藩立縣ノ偉績ヲ奏スルニ至ル、是皆其下ノ群議ニ執リ、天下ノ公論ニ決シ、朝廷ハ則チ獨リ其成ヲ收ム、是ヲ以テ其業タルヤ宏且大、而シテ其功ヲ成スヤ易且速ナリ。廢藩ノ後、公議人復タ置カズ、其勢有司專制ノ弊ナキニアラズ、政府輒近ノ體裁、英語ノ所謂「オリガアキー」ナル者ト、尤モ相近似スルヲ致ス、斯弊救ハズンバアル可ラズ、今足下普王非的利第二世ノ故事ヲ援ヒテ、君主專裁ノ利ヲ證ス、我國ノ事情ニ切ナルノ喩ニ非ルナリ。ミル氏嘗テ曰ク、シヤアーレマン、ピートル及英ノウキリヤム第三世等ノ事ノ如キ、皆當サニ史中ノ變ヲ以テ之ヲ看ル可シ、若シ政體ヲ造ルニ方ツテ、徒ラニ如此ノ人物ノ出ルヲ期シテ、其ノ變ニ適センコトヲ以テセバ、眞ニ愚ノ甚シキ者ナラン、矧ンヤ是等人物果シテ出ヅ、則チ縱令專裁ノ制度ニ因ラザルモ、亦能ク其大事業ヲ做シ得可シ、夫非的利第二世ハ蓋シ、シヤアーレマン、ピートル、ウキリヤム第三世ノ流ナリ。夫レ我 天皇陛下ノ英明神武、他日將ニ必ラズ非的利第二世等ヲシテ、獨リ美ヲ歐洲ニ擅ニセシメザル者アラントス。然リト雖モ陛下ノ春秋猶弱シ、則チ今日事務ノ急ニ應ジテ我國ヲ維持振起スルノ道、獨リ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已。且夫レ今日斯議院ヲ立ルノ意、蓋シ藩別議院ヲ出スノ制ヲ收拾完備シ、御誓文ノ意味ヲ擴張セントスル而已。今我國ノ時勢ヲ措キ、唯非的利第二世ノ故事ヲ援クハ、是却テ彼ノ千七百年代政事學者ノ誤リヲ襲フニ非ザルナキヲ得ンヤ。況ヤ非的利第二世ノ太子タルヤ、佛人ザラルテール氏ニ師交セリ。此ザラルテール氏ハ實ニ千七百年代改正家ノ首唱ニシテ、其說ノ廣布スルヤ、一時殆ド歐洲各國ノ君相一トシテ改正者ニ非ルナク、乃チ羅馬法王ノ如キモ亦改正ノ法皇タルヲ致セリ。是ヲ以テ當時其政ヲ改正セシ者ノ

29



所以ヲ見ル可シ。足下云フ、我國ニシテ魯國猶未ダ爲サマル所ヲ行ハント欲ス抑モ難ヒ哉ト。夫レビートルノ特起セシヨリ以來、魯國政府ハ常ニ英武ノ皇帝、賢明ノ宰相在テ其手ニ輪旋セラレ、而テ其君相國勢相適シテ自ラ其政體ヲ成ス。足下若シ是ノ魯國政府ノ由テ立ツ所ヲ詳ニセバ、則チ自ラ民撰議院ヲ缺ク所以ヲ知ラン。夫妄リニ他國ノ政體ヲ可否評論シテ我説ヲ主張スルハ、吾輩ノ好ム所ニ非ルナリ。ミル氏亦タ之ヲ評スル言アリ、吾輩復タ必ラズシモ之ヲ引カズ。若シ夫レ單ニ人民進歩開明ノ度ヲ以テ之ヲ言ハバ、魯ノ人民豈獨リグリーキノ人民ニ讓ランヤ。然ニ魯ハ則チ民撰議院ヲ缺イテ置カズ、グリーキハ則チ議院ノ利ニ仗ル者、其勢之ヲシテ然ラシムル者アル耳。足下云フ我國一般人民ノ景況此ノ如シ、故ニ斯議院ヲ建ル、未可ト、吾輩ハ則チ謂フ、一般人民ノ景況若シ果シテ如此バ、斯議院立テズンバアル可ラズト。足下又云フ、我人民ノ從馴過甚ナル者ハ、開化猶淺キガ故ナリト、是レ恐ラクハ其言ヲ顛倒スル者ナラン、何トナレバ則チ開化猶淺キ者ハ、人民從馴過甚ナレバナリ、其從馴ナル者ハ、從前ノ制度ノ過チ也、ミル氏曰ク、人間ノ進歩ハ其不満足ノ功ナリト。又曰ク、今一ノ人民アリ從馴過甚、事々物々政府ニ依頼シ、乃其疾苦スル所アルモ忍ンデ之ヲ受ケ、天災逃ル、能ハザル者ノ如シ、復安ンゾ其能ク進歩シテ以テ其開化ヲ上ボスヲ望ン哉ト。是故ニ我一般人民ノ地位ヲ進メント欲ス、則其從馴過甚ナル者ヲ棄テ、其固有敢爲ノ氣風ヲ復セシムルニ在リ、而シテ之ヲ爲スノ道、唯彼ノ從馴制度ノ過チヲ撓メ、其レヲシテ我人民ノ進歩ニ適當ナラシムルニ在ル而已。

ミル氏云フ、蠻野ノ人民ニ要スルハ專裁ノ政府ナリ、奴隸ノ人民ニ要スルハ師傅ノ政府ナリ、人民ノ地位已ニ是ヨリシテ上ル者ハ、獨リ議院ノ政體之レニ適用スル而已。一ツノ人民ニ適當スル政府ノ體裁ヲ定メントスルニ就キ、其尤モ緊要ナル者ハ、從前其人民ノ其次ギノ地位ニ進ム者ヲ障礙シテ、其路ヲ塞ギ居ル者ハ、何者タルヤヲ看出シ來ルニ在リ。

今若シ一ツノ政府ノ體裁、此人民ヲシテ甲ノ地位ヨリ乙ノ地位ニ進歩セシムルニ適當スルモ、過ツテ其内ノ地位ニ

進ムコトヲ害スルアラバ、則チ此體裁ハ猶其人民ニ不適宜ノ者ナル可シ。昔シエジプト人ノ「ハヤラアキー」及支那人父母自ラ居ルノ政府、當時ニ在テ適當ノ者ナリ。然ルニ此兩國人民ノ進歩茲ニ逼止シテ後進ム能ハザル者、則チ其制度ノ過チ、人民ヲシテ其腦力上ノ自由及其獨立ノ氣象ヲ失ハシメシガ故ナリ。

古來人間進歩上ニ在テ其尤モ有力ナル者ハ、政府威權ノ本性、及ビ政府其威權ヲ其人民ノ上ニ用ユル度、國中權力ノ分賦、及ビ命令服從等ノ景況ナリ。故ニ人間進歩ニ關係アルノ尤モ大ナル者ハ則チ政府ナリ、唯然リ、若シ政府其人民ノ進歩ニ應ジテ其政體ヲ適宜ナラシメズンバ、則チ其人民ノ進歩因テ以テ之レガ爲メニ遮斷サルベシ。政府功德ノ第一ナル者ハ、其人民ヲシテ其次ギノ地位ニ進ミ得セシムル者トス。政府只能ク此功德ヲ做シ得バ、則縱令他ノ缺アルモ亦恕ス可キノミ。且ツ、一般人民ノ景況如此クニシテ復タ進マザラシム、則人民愛國ノ心亦タ其本然ノ良ヲ遂グル能ハザル者アリ。

ミル氏云フ、何レノ處ヲ問ハズ、人間仕業ノ限制セラレタル處ニ從フテ即其感覺ヲ狹隘ニス。夫レ感覺ノ養ハ仕業ニアリ、一家内ノ相愛スル者ト雖モ、亦其相互ニ助クル所ノ事物上ニ憑仗ス、今此人民ヲシテ其國ノ爲メ一モ取扱ヒ得ルコトナカラシム、則人民ノ其國ニ於ル、恬トシテ相關セザル者ノ如シ、語ニ有之、君主專裁ノ下、唯一個ノ愛國人アリ、即其君主ナリト。是其人民ヲシテ全然服從セシムルノ弊ヲ切言セシ者ナリ。

我國今日ノ勢、斯議院ノ設立ニ急ナル所以、及ビ我人民ノ地位復タ師傅ノ政府ヲ要セザル者ハ、已ニ之ヲ辯ゼリ。且夫レ前日我人民ノ力、現ニ能ク一新ノ政府ヲ立ツ、何ゾ獨リ此ノ議院ヲ立ツルニ堪ザランヤ。ミル氏又人民景況上ニ就テ三大要件ト爲ス者アリ。

- 第一 人民其爲メニ立テラル、所ノ政府ノ體裁ヲ喜バザルモ、亦其強イテ之ニ抗セザルヲ要ス。
- 第二 人民此體裁ヲ保ツニ就テ其緊要ナル者ヲ做シ得ルヲ要ス。
- 第三 人民其體裁ノ趣意ニ充ルガ爲メニ其緊要ナル者ヲ做シ得ルヲ要ス。



今若シ一ノ政府ノ體裁ヲ主張スル者アリ、右第一第二ノ景況、其人民ニ存在センコトヲ要トシ、而シテ第三ノ景況亦タ粗存在センコトヲ要セバ、則其論ハ他ノ敢テ非難シ得ザル者ナル可シ。

今夫レ斯議院ヲ立ルモ、亦遠カニ人民其名代人ヲ擇ブノ權利ヲ一般ニセント云フニハ非ズ。士族及ビ豪家ノ農商等ヲシテ、獨リ姑ク此ノ權利ヲ保有シ得セシメン而已。是ノ士族農商等ハ即チ前日彼ノ首唱ノ義士、維新ノ功臣ヲ出セシ者ナリ。抑モ吾輩ノ左院ニ建言セシヨリ、世ノ之ヲ評論シテ以テ新聞ニ投書スル者亦尠シトセズ、然ルニ未ダ曾テ一人ノ斯議院ノ設立ヲ以テ非トスル者ヲ見ズ、其可否スル所徒ニ吾輩身上ノ事ニ止ル耳、是ニ依テ之ヲ觀レバ、亦右三要件ノ我人民ニ存在スルノ一斑ヲ窺フ可シ。因テ之ヲ取捨シ、以テ其ノ形ヲ造ラシム、則其散漫タル者統一スル所アリ、而シテ其動イテ政府ト相互ニ其用ヲ爲ス者、將ニ臆測ノ外ニ出ントス。維新ノ始メ天下ノ之ヲ拒ム者多ク、其言フ可ク而シテ行ヒ難キノ説ヲ以テス、然ルニ一旦之ヲ發スルニ及ンデヤ、其説乃チ沮敗ス、世ノ一二口舌ヲ以テ争ヒ難キ者乃チ如茲矣。今吾輩ノ斯議院ニ於ケル、復タ焉ゾ躊躇センヤ。

足下斯議院ノ立ツヲ危ブムニ、其愚論ノ府タランヲ以テス。是未ダ必ズシモ然カラズ、今斯議院立ツ、即チ其擇バレテ以テ議員トナル者、朝野ノ人之ヲ共ニス可シ、即チ復タ焉ゾ其賢智ノ府タラザルヲ知ラン哉。且ツ一旦稠人ノ前ニ立ツ、則チ内自ラ省スル所アリ、而シテ其有能者ニ譲リ、復タ嗷々絮話スルコト能ハザル者、人情必然ノ勢ナリ。乃チ英佛議員ノ如キモ、其黨派中先輩ニ從フ者常ニ二十七八、吾輩故ニ謂フ、足下獨リ其愚論ノ府タルヲ危ブム者、恐クハ思ヒ未ダ此等ノ事ニ及バザル耳。

足下謂フ、且斯議院ヲ措イテ専ラ心ヲ教育ニ用フ可シト、夫レ人民ノ爲メ其教育ヲ主張スル者ハ、固ヨリ仁人ノ事ナリ、然ルニ足下ノ曾テ一言ヲ人間腦力上ノ教育ニ論及セザルハ何ゾヤ。故ニ今又ミル氏ノ言ヲ引テ以テ足下ノ參考ニ供ス、且ツ吾輩所謂ル人民ヲシテ學且智、而シテ急ニ開明ニ進マシムルノ道ハ即チ民撰議院ヲ立ツルニ在ル所以ノ理ヲ明白ニセン。

人ノ一生涯中ニ、其思想及ビ感覺ヲ大ニスルノ機會ニ遇フ事甚ダ希ナリ。人ノ仕業ハ毎日大抵一樣ノ事ヲ繰返シテ、日用ノ急ニ應ズルニ其ノ仕慣レタル所ノ手段ヲ以テスル者ナリ。故ニ其之ヲ做シ來ル手續キ、或ハ其造ラレタル所ノ物件等モ、曾テ其人ノ腦力ヲ、思想感覺ニ啓キ進ムルコト莫シ、縱ヘ有益ノ書アルモ、其人ノ之ヲ讀ムノ志ヲ起スニ由ナク、且ツ人ノ、自己ヨリ勝レタル教育アル人ニ近接シ得ルハ甚ダ難キモノトス、此故ニ宜シク人民ヲシテ公共ノ事務ヲ取扱ハシメ、以テ是等ノ不足ヲ補フヲ得セシム可シ。如此シテ以テ行ヒ、公共事務ノ其ノ人民ニ付與セラル、者多ク且ツ大ナラバ、則チ是ヲ以テ此ノ人民ヲシテ、教育アルノ人民トナス可シ、昔者アゼン都士ノ知識遙ニ他ノ人民ニ勝リシ者、獨リ其腦力ヲ廣大ニシ得シガ故ノミ。

自由政府功德ノ中ニ就キテ、其殊ニ尤ナル者ハ、智覺ト感覺ノ教育ナリ。苟クモ人民其國ノ事務ニ干與シ得レバ、則チ此二者ノ教育、其末々迄モ推シ及ボサル可シ。人動モスレバ、人民其國事ニ干與シ得ルノ效如此ク大ナル者アルヲ疑フ者アリ、然ルニ苟モ人民ノ智覺及ビ感覺ノ教育ト云フ者、空々トシテ夢幻ノ如キ者ニ非ル外ハ、唯能ク此路ニ由ツテ來リ得可シ。何人ヲ論ゼズ若シ此路獨リ能ク此二者ヲ來ス所ナル者ヲ難ズル者アラバ、余ハ唯其佛國名士トクウキル氏ノ有名ナル著述ヲ一閱センヲ乞フ可シ。

人民教育ノ事ヲ主張スル者屢々言ヘルアリ、曰ク、獨リ書籍議論ヲ以テ教育トスルニ非ズ、人間ノ事ハ譬ヘバ即チ算術ノ題ノ如シ、決シテ空理ニ非ズ、故ニ仕業ハ只能ク仕業ニ由ツテ學ビ得ラル可シト。此言ヤ之ヲ反覆スル宜シク益々頻數ナル可シ。

今兒童ノ其姓名ヲ記スヲ學ブヤ、其習慣ノ效ニ由ル、然ルニ人ノ其腦力ヲ用ヒ、及ビ其行ヲ導クニ至ツテハ、則チ獨リ只教ニ由テ之ヲ學ビ得可キ歟、人ノ學校ニ在テ學ブ所ノ者固ヨリ貴重トス、然ルニ獨リ是ノミニハ非ル也。其ノ教育ノ尤大ナル者ハ其ノ平生ノ業ニ在リ。夫レ人間ノ活計以テ其良能ヲ相發スルニ足ルモノ殆ンド希ナリ。而シテ汲々乎其ノ日ニ從事スル所ノ活計、遂ニ其着意スル所及其謀ル所ノ利、只其一身一己ノ上ニ止リ、公共ノ事ヲ視ル、



恬トシテ相關セザル者ノ如ク、以テ其人ヲシテ私慾怯懦ニ陥ラシムルニ至ル、是故ニ宜シク之ヲ權衡スルニ、一箇反對ノ物ヲ以テス可シ、即チ人民ヲシテ公共ノ事務ヲ取り扱ヒ得セシムルニ在リ。故ニ其公共ノ事務ヲ取り得ル大小多少ノ度ニ視テ、人民其思想感觸ノ狹隘ヲ脱シ得可シ。於是乎人民始メテ萬種ノ事ヲ習知スルヲ得、其腦力ハ以テ廣大ヲ致シ、而シテ其一身一己ノ外、天下復タ一般ノ公利ナル者アリ、及ビ一般ノ幸福ハ管ニ其身ノ幸福タル而已ナラズ、即チ其一箇ノ勉強ニ憑ル等ノ事ヲ覺ユルヲ致ス可シ。故ニ凡ソ知識ヲ其人民ニ遍クセント欲スルノ志ハ、唯公共事務及ビ天下ノ事ヲ可否シ得ルノ權利ヲ以テ、其人民ニ推シ及ボスノ度ニ視テ成就ス可シ。

足下又斯議院ヲ立ルヲ急トスルヲ以テ、輕々進歩ノ議ヲ免カル、能ハザル者トス、足下今此文ヲ熟讀シ、之ニ參スルニ天下方今ノ時勢ヲ以テセバ、則チ亦自ラ其然ラザル者ヲ見ル可シ。

嗚呼足下ノ厚意、此疑問ヲ示サル、ニ非ズンバ、則チ安ンゾ能ク其相發スルノ深キヲ得ン。是レ實ニ足下ノ賜ナリ。歐米ノ事情ハ足下ノ諳ズル所ナリ、國家ノ改正進歩ヲ助クル者ハ、學者ノ力常ニ多キニ居ルノミ、今吾輩ノ足下ニ望ム所、亦タ豈管此疑問ニ止マラン哉。

加藤弘之に與ふるの書

馬 城 臺 次 郎

民撰議院設立ノ議ニ就キ、謹ンデ加藤閣下ニ賀ス。公ハ不急ノ民撰議院ヲ設ケテ輕々進歩ノ弊アルヲ論ジ、勤メテ持重、銳ヲ養ヒ、人材ヲ教育スルノ是ナルヲ説ク、人材教育ノ論固ヨリ間然ナシ、只其民撰議院ヲ置クト否トニ於テハ、鄙見全ク公ノ論ト相反ス、請フ教示アラン事ヲ。

本文ノ意、今邊ニ民撰議院ヲ起スモ、其論愚ニシテ取ルニ足ラザルヲ論ズルニ在リ、然リトセンカ之ヲ然リトシテ事ヲ遙遠ニ期シ、人民開智ノ日ヲ待テ之ヲ起サバ、遂ニ其間有司專制ノ弊尙相繼ギ、恐クハ士民政令ヲ信ゼズ、政令ヲ信ゼザレバ即チ人民之ニ服サザルノ弊ナキヲ得ズ。故ニ曰ク民撰議院ヲ起サバ、假令其論取ルニ足ラズト雖モ、士

民ヲシテ親シク其議ニ預ラシムルヲ以テ、士民安ジテ其令ヲ信ジ、其令ニ服ス可シ、士民其令ニ服セバ、國以テ安ジ、即チ所謂人民自ラ制定シテ自ラ守ル所以ナリ。故ニ曰ク必ず人民ニ議スルヲ以テ非ナリトセズ。

本文、履歷ヲ普國ニ假リ、論理上ニ據リテ尙民撰議院設立ノ早キヲ論ズ、其論亦可ナリ、蓋シ必ズシモ論理上ニ膠柱シ、普國ノ沿革ニ拘泥スル能ハザル者アリ。曰ク普國フレデリック王改革ノ時ニ在テハ、尙諸國獨裁ノ政行ハレテ、民其政ニ安ンジ、民撰議院設立ノ事ヲ顧ル者ナシ、然レ共今我國ニ於テハ、現ニ各國ノ制度ヲ混同シテ、立法上ニ關スル法制ト行政ト上ノ成規トヲ合同シテ、其區劃立タズ、加フルニ萬機有司二三ノ徒ノ決ヲ以テス、予ハ民撰議院ヲ設ケザルノ是ナル所以ヲ知ラザル也。

本文、一旦議院ヲ開キ會議ノ制ヲ立ル後、若シ十議中八九愚ナルニ方テ、政府之ヲ取ラザレバ、倍々人民有司ノ專制ヲ咎ムルニ非ズヤ云々、不肖ノ見大ニ反ス、若シ高論十中八九愚ニ居ルトセンカ、愚論何ゾ之ヲ聽用スルノ理アラシ。又有司專制以テ愚論ト爲スモ、其理ノ歸スル所豈之ヲ聽用セザルヲ得ンヤ。彼此ノ公判ヲ爲スニハ、參議院ノ如キヲ以テ、固ヨリ之ガ制ヲ立ザル可カラズト雖モ、即チ民撰議院ハ彼是ノ弊ナカラシムルニ在ルニ非ズヤ。故ニ曰ク民撰議院ハ行政權ヲシテ橫恣ナラシメズ、有司專制ノ弊ヲ撓ルニ宜シク、民情ノ壅塞鬱屈ヲ開キ、上旨ヲシテ下ニ達セシムルニ益アリト。若シ高論ノ如ク、其愚論ヲ恐レテ之ヲ起サザレバ、其愚論止マン歟、只暗ニ不服ヲ唱へ、遂ニ國家ノ患難ヲ醸ス可キノミ、況ンヤ方今ノ人民亦或ハ有司ト大ニ逕庭セザルニ於テヤ。不肖其或ハ人民中有司ト逕庭セザル者アラン歟ヲ恐ル。高論ノ如ク、愚論果シテ多ク、有司ノ外、人無キ時ハ憂フ可カラズト雖モ、事情政體ヲ見聞シ、黑白氷炭ノ辨ヲ爲ス、普國當時ノ人民ト差アリ、恐クハ有司ノ專制ニ堪ユルコト能ハザル可シ、是即チ古今時勢ノ相均シカラザルト、國其國ニ依テ人情ノ異同アル所ナリ。故ニ曰ク民撰議院ノ舉タル、眞ニ之ヲ機變ノ妙法ト云ハザル可カラズト。

本文、民撰議院ヲ開キ公議ヲ取ルモ、其公議必シモ至論明説ナラザルノ難アリ、文明ノ各國尙且之ヲ免カレズ、況





ンヤ我未開ノ國ニ於テハ云々、其論ヲ免カレザル所ナリ。蓋シ至論明説固ヨリ之ヲ我未開ノ人民ニ望ム可カラズ、愚論用ユルニ足ル者果シテ少ナカラン、然レドモ我國今日ノ世態人情ニ恰當適切ナル制度憲法ヲ制定スルニ於テ、有司二三ノ徒ノ決ヲ以テスルノ是ナルヲ知ラズ、愚モ亦宜シク之ニ預リ、其所見ヲ述ベシメ、而シテ後ニ政府之レヲ所裁シ、以テ確定セバ、民能ク其制度憲法ヲ信奉スルノ理ナキ事能ハザルノミナラズ、若シクハ、有司ヲシテ世態人情ニ通曉セシムルノ益ナシト云フ可カラズ。故ニ曰ク、民撰議院ノ設立必ズ非ナラズト。

本文、人材教育ノ専務ト爲スコキヲ論ズ、然ラバ民撰議院ノ設立ヲ不急トシ之ヲ専ラニセンカ、蓋シ人材教育ノ功タルハ之ヲ遙遠ニ期ス可ク、一朝容易ニ其績ヲ見ル事能ハズ、是ヲ以テ今日民心ノ向背ヲ定メ、之ヲ固持セントスル、特リ教育ノ急ヲ首唱シテ顧ミザルヲ得ンヤ。故ニ曰ク此時ニシテ此舉アル、亦權宜ノ法ト云ハザル可ケンヤト。

本文、今日邦國ノ世態人情ニ恰當適切ナル制度憲法ヲ撰ブ、獨リ賢智者ノ爲スヲ得ル所云々、此論亦然リ、爭力愚不肖者ノ能ク爲ス所ナランヤ。蓋シ有司ノ必ズシモ賢智者ニシテ眞ニ其任ニ當ルト云フヲ得ズ、故ニ暫ク愚民ヲシテ宜シク其意ヲ交ヘシメ、利害得失相秘スル事ナカラシメ、恰モ世態人情ニ的當確實ナル者ヲ撰ブノ道ヲ推究ス可シ。有司固ヨリ人民ノ上ニ在リ、世態人情ヲ量料スルニ足ル、人民ハ實ニ愚只之ヲ守ラシム可シ、之ヲ知ラシム可カラズト爲スハ、恐ラクハ非ナラン歟。但シ我當時ノ民撰議院、即チ方今ノ士民ヲ以テ法律制定ノ事ヲ專裁セシムルニ非ズ、只ダ其法案ヲ議シ、其意見ヲ聞キ、若誤テ政府ノ法案ヲ非難スルアラバ、該官能ク之ヲ辯論主張シテ承可ヲ取ル可シト雖モ、民撰議院ニ其權ヲ以テ政府ニ抗スルノ理ナシ。民權旺盛ナル國ノ議院ト雖モ、稍々其權利ヲ制限スル所アツテ、猥リニ之ヲ犯シ政府ニ矛盾スル者ヲ許サズ、況ンヤ我羈束ノ人民、固ヨリ此理アル事ナシ、只或ハ却テ善美ヲ得ル事アランノミ。假令バ民間ノ利害、地方官ソノ責ニ任ジテ漏ルコトナカラシム。蓋シ世襲ノ士族ハ、人民ト相離居スルコト多年、至ク其利害ヲ異ニシ會テ人民ノ痛楚ヲ知ラズ、亦眞ニ人間ノ利害ニ疎ク、農ニ商ニ其謀ルヤ迂遠ナリ、維新以來選舉登用ヲ得シモノ、首トシテ民間ノ利害得失ニ注視スルモ、國內諸州ノ利害タルヤ、恐クハ尙盡サ

ル所アリ、今之ヲ證センニ、民撰議院ノ議士ニ聽舉スルニ、士族ノミヲ以テセバ、全國一般ノ利害ヲ量料スルニ足ルモノ有リト雖モ、一州ノ利害ヲ知ラザル者多カラン、是即チ生來範圍ノ中ニ則シテ、人民間ノ情ニ疎キニ因ル。故ニ曰ク方今人民モ亦必ラズ其所見ヲ發表セザル可カラズト。

本文、我國方今漸ク文化ニ向フト雖モ、農商多ク昔日ノ農商ニシテ、不學無智、自ラ甘ンジテ、振起スルヲ求メズ、唯士族ノ徒之ヲ憂フト雖亦僅々ニシテ、政府ノ何物タル、臣民ノ何物タル、民ニ納稅軍役ノ義務アル何ニ因ル事ヲ知ラズ云々、亦間然スル所ナシ、眞ニ憂フ可キ極ト云フベシ、蓋シ之ヲ人文開明ノ日ヲ待テ知ルト云フ可ケレドモ、抑モ今日ノ有司モ亦或ハ其職ニ任シ、其事ニ就テ初テ稅ノ何物タル、政府ノ何物タル、軍役ノ義務何ノ理ニ因ルヲ識得セシ者亦少ナシトセズ。然ラバ則チ此等ノ事ヲ見聞セシメ、初テ其理ヲ了得セシムル時ハ、亦上意能ク下ニ行ハレ、民心狐疑スル所ナシ、固ヨリ我未開ノ人民ヲシテ、民撰議院ノ眞面目ヲ得セシメントスルノ難事ハ言フ俟タズト雖モ、只上下ノ情相遷塞スル所ナカラシメ、圖治ニ裨益アラシメバ如何。

本文、政府能ク人民ヲシテ、敢爲ノ氣ヲ起サシメント欲スルモ、決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得可カラズ、殊ニ學校ヲ興シ、人材ヲ教育スルノ漸ニ出ル所ナリ云々、亦通論ナリ、蓋シ道ニ常道アリ、權道アリ、以テ行フ可キ時ハ之ヲ行フ亦常道ナリ。必ズシモ人材教育、人民開智ノ日ヲ待ツニ、人民敢爲ノ氣ヲ振起スルヲ以テ常道ト爲スニ止ラズ、人材教育宜シク之ヲ専ラニス可シ、議院ヲ開テ以テ人民ノ國事ニ干與スルノ權利アルヲ知ラシメ、延テ本文ニ充スル所ノ自主ノ心、敢爲ノ氣ヲ振起セシム可シ、若シ人アリ議シテ云ハシ、未開ノ人民ヲシテ敢爲ノ氣ヲ促シ起サシムレバ、恰モ孺子ニ刀劍ヲ與フルガ如シト、孺子ニ與フルニ刀劍ヲ以テセバ、必ズ不慮ノ患難アル可シト雖モ、既ニ我羈束ノ民ニ、人民自主ノ權利アリ、故ニ政府ノ國家ニ對スル義務亦權利アルヲ知ラシメ、以テ敢爲ノ氣ヲ挑發スルモ、民焉ノ無道ヲ以テ政府ニ迫ラン、政府焉ノ之ヲ制スルニ術ナカラシ、只或ハ血稅誤解ノ暴動ノ如キヲ未萌ニ防グノ良器タラントス、何ントナレバ、凡テ暴動ハ上旨下ニ達セズ、民其旨ノ何ニ因ルヲ知ラズ、官令ノ不是ナルカト疑フ



ノ念ヨリ起ル者多ケレバ也。

本文、改革ヲ急ニセント欲スル、必ズ輕々進歩ノ弊ナキヲ得ズ、寧ロ持重銳ヲ養ヒ、務メテ漸ヲ以テスルニ如カズト、其持重銳ヲ養フノ道、如何セバ可ナラン、方今人心恟々、或ハ政令ノ有司ノ擅斷ニ出ルヲ疑フ者亦タナシトセズ、殊ニ理財上ノ事、稅則其他政府ノ處置如何ニ關シ、既ニ有司ノ中ニモ尙且ツ各自ノ所見ヲ自信シテ、非ヲ該路ノ有司ニ嫁シ、暗ニ不服ヲ唱フル者アリ、政府ノ命令必ズシモ盡トク民ノ信服スル所ニアラズ、今ヲ以テ之ヲ測ル時ハ、政府ヲ怨望スルノ徒從ツテ増加シ、恐ク不測ノ難ヲ生ジ、持重銳ヲ養フ事ヲ得可キヤ、治安ノ日ヲ保持スル、益以テ難カラントス。是レ不肖ガ大ニ恐懼スル所ニシテ、此弊何ニ起ルカ、是レ殊ニ其令ノ公ニ出デザルニ因ル所ナリ。故ニ不肖今日ヲ以テ惟フニ、民撰議院ヲ設立シ、下情ノ鬱屈ヲ伸シ、將來萬機ノ政ヲシテ公議ニ出サシメント期シテ、更ニ公議ヲ張ルノ舉アラバ、亦圖治ヲ補フニ庶幾カラシ。故ニ曰ク、持重銳ヲ養フノ說亦大難ナリト。本文、今直ニ撰議院ヲ置クヲ要セズ、只或ハ地方會議ヲ設ケバ如何、但シ是亦其功ヲ期ス能ハズ云々、不肖ノ論之ト相反ス、地方會議亦可ナリト雖モ、今日ノ急ハ民撰議院ノ他ニアラズ何トナレバ、民撰議院ハ政府毎歲ノ出納ヲ調理シ、稅則ヨリ其他人民ニ賦ス可キ臨時收納等ヲ詳查シ尙其改正ヲ爲スノ特任アリ、我國ノ議院其責ニ任ズルヲ得ズト雖モ、今日民撰議院ヲ起ス所以ノモノ斯ク人民ニ關スル重大ノ事件ハ、之ヲ民ニ議スルヲ以テ本旨トス、然ラバ地方會議ノ民能ク此任ニ堪ユルヤ否、公ハ夙ニ法律ニ涉穢セシヲ聞ク、請フ其批評ヲ賜ヘ。

其他、公ノ意專ラ民撰議院ノ失ヲ論ズルニ在リ、蓋シ事々物々必ズ得失ナキヲ得ズ、然レドモ民撰議院ヲ置カズ、在再今日ノ姿ヲ以テ、人材教育ヲ專務トシ、勉テ持重銳ヲ養フノ論ニ至テハ、他ニ其方法アリテ不測ノ難ナカラシムルニ足ル可キ者アラバ知ラズト雖モ、恐クハ其說亦民撰議院ノ弊ヲ償フニ足ルヤ否、不肖之ヲ辨ズル事能ハズ。只公並ニ大方君子ニ其可否ヲ質スノミ。

### 馬城臺次郎に答ふる書

加藤 弘 之

民撰議院ノ卑見ニ就キ馬城君ノ忠告アリ、僕大ニ喜ブ、然レドモ猶卑見ノ相異ナル所アリ、因テ左ニ其大旨ヲ述テ之ニ答フ。

本文ノ意今遽ニ云々、有司專制ノ弊固ヨリ可懼、然リト雖モ唯有司ノ專制ヲ懼ル、ガ爲メニ、民撰議院ヲ立ント欲セバ、野蠻國ノ如キハ有司專制或ハ更ニ甚シキ事ナル可シ、然レバ高論野蠻國ト雖モ亦民撰議院ヲ立ント欲スルヤ、野蠻及ビ未開ノ國ニ於テハ、有司專制ヲ防グ、必ズ他術ヲ以テセザル可ラズ、好テ他術ヲ用ユルニ非ズ、唯已ムヲ得ザルガ爲メナリ、他術トハ何ゾヤ、賢良方正ノ有司ヲ用フルノミ。

本文、履歷云々、普國非の利ノ時、特裁ノ政各國ニ行ハルト雖モ、民決シテ之ニ安ゼシニアラズ、各國人民政府ノ暴權ニ抗シテ、民權ヲ伸張セン事ヲ謀レリ、然ト雖モ、非の利ハ公明正大ノ心ヲ以テ特裁ノ政ヲ行ヒ、敢テ暴權ヲ用ヒズ、常ニ人民ヲシテ進歩セシムル事ニ勉力セリ。

本文、民撰議院ヲ開キ云々、愚論ト雖モ之ヲ聽テ、政府之ヲ所裁スルハ固ニ美事ナリ、然レドモ一旦議院ヲ開キ、會議ノ制ヲ立テ、後若シ十議中八九議愚ナルニ方テ、政府之ヲ取ラザル事アラバ、人民倍々政府ノ專制ヲ咎ムルニ至ラン、是甚ダ患フ可シ、故ニ僕ハ愚論ト雖モ決シテ蔑如ス可ラズ、必兼聽セザル可ラズ、然レドモ今遽ニ議院ノ制ヲ立テ、聽クハ不可ナラン歟。本文、人材教育云々、人智ノ開明ハ勸學ノ術ニ優ル者アルヲ知ラズ、縱令一朝其績ヲ視ル能ハズト雖モ、如何トモスベカラズ唯政府公明正大ノ心ヲ以テ政ヲ施シ、教育ヲ勸勵シ、以テ開明ノ日ヲ俟ツニ如カズ。本文、今日邦國ノ世態云々、僕方意、人民ハ實ニ愚唯之ヲ守ラシム可シ、之ヲ知ラズト云フニアラザルハ、僕ガ教育ノ必要ナル所以ヲ論説スルヲ以テ察シ玉フ可シ。又高論、有司ノ必シモ賢智者ニシテ其任ニ當ルト云フ得ズト云フハ實ニ可ナリ故ニ方今ノ世ハ有司ノ外ニ賢智者アレバ、自ラ好マザル者ノ外ハ、務メテ之ヲ擧ゲテ有司トナスヲ要



ス、又高論、民權旺盛云々、民權旺盛ナル邦ハ即チ人智開明ノ國ニシテ、人民亦自主ノ權ノ限制セザル可ラザル所以ノ理ヲ知ルガ故ニ、却テ之ヲ犯ス事少シ、未全開ノ人民ハ此理ヲ知ル者少キガ故ニ、遂ニ其權ヲ暴行スルノ恐レアリ。本文、我國方今云々、此論實ニ然リ然レドモ恐クハ此得ヲ以テ以上ノ失ヲ償フニ足ラザル可シ。

本文、政府能ク人民云々、此論亦大ニ可ナリ、然レドモ人民自主ノ權ハ、民ノ私權ナリ、國事ニ預ルノ權ハ其公權ナリ、同日ニ論ズ可ラズ、但シ上旨下ニ達セザルガ爲メニ暴動アリト云フハ實ニ確論ナリ、然レドモ上旨ヲシテ下ニ通ゼシムル、必ズ姑ク他術ヲ用ヒザルヲ得ズ、他術トハ何ゾヤ、專ラ賢才ヲ擧テ地方官ニ置キ、懇々民ニ説諭シテ上旨ヲ下ニ通ジ、下情ヲ上ニ達セシムルニ在リ。

本文、改革ヲ急ニセント欲スル云々、持重銳ヲ養フハ即チ教育ノ外一要術アルヲ知ラズ、又高論、方今人心恟々云々、僕亦今ノ有司ヲ以テ、最モ賢最モ明ト爲スヲ得ズ、或ハ大ニ服セザル事アリ、故ニ方今有司ノ賢愚良否ヲ論ジ、政令ノ善惡當否ヲ辨ジテ、務メテ賢明ノ有司ヲ擧ゲ善美ノ政ヲ施サ、ル可ラザル所以ヲ討論スルハ、實ニ忽ニ是可ラズ、然レドモ唯有司賢明ナラズ、政令善美ナラザルノ故ヲ以テ、議院設立ノ必要ヲ説ク時ハ、即チ前ニ論ズルガ如ク、野蠻ト雖モ亦民撰議院必要ナリト云フノ論ニ歸ス可シ。未ダ會テ歐洲ノ碩學鴻儒ニシテ、開明ノ深淺ヲ謀ラズシテ議院ヲ起スノ必要ナル所以ヲ説ケル者アルヲ知ラズ。若シ之レアラバ請フ教示セヨ。

其他公ノ意專ラ云々此論誠ニ然リ、僕亦兩三年前迄ハ、高論ノ如ク吾邦ニモ民撰議院ハ、速ニ起サ、ル可ラズト思ヘリ、然ルニ其後猶洋書ニ就キ、及ビ實際ニ照シ、熟考シテ遂ニ民撰議院ノ尙早キヲ知レリ、故ニ民撰議院ノ失ヲ云フハ、唯時勢如何ニ在ルノミ、僕ハ獨逸人ビーデルマンノ論ヲ信ズ。

附言、試ニ問フ、君ハ大政一新ト廢藩立縣ヲ以テ、眞ニ天下ノ輿論ニ出デントスルヤ、僕ハ思フ若シ議員ヲシテ七八年前ニ在ラシメバ、此二大改革決シテ斯ク速ニ成ラザル可シト。蓋シ此二大改革タルヤ、數個雄藩數百有志專ラ名義ヲ正シ、其智ト權トヲ以テ天下ノ嚆矢トナリテ企テシ所ニシテ、當時輿論ハ唯數個雄藩數十有司ノ名論ト及

ビ其智ト權トニ制セラレテ、遂ニ之ニ服シ、其後ニ至リ漸ク其事ノ大正至善ナルヲ悟ルニ至リシノミ、君以テ如何トナス。

加藤を再駁する書

馬 城 臺 次 郎

民撰議院ノ儀ニ就キ、加藤公閣下ノ教示ヲ賜フアリ、快然欣喜、何事カ之ニ超ン。公ノ如キ大方賢明ノ在ルニ非ラザレバ、焉ゾ不肖ガ鄙見ヲ通暢スルヲ得ン。蓋シ鄙見愈々高論ト相逕庭ス。再三再四ノ教示ヲ賜フアレバ幸甚、仍テ左ニ其概意ヲ述ブ。

本文、有司專制ノ弊ヲ擣ル、暫ク他術ヲ用ヒザル可カラズ云々、蓋シ有司專制ノ弊ナカラシメントスルハ特リ議院ニ在ル耳。賢才ヲ擧テ其弊ナカラシメントスル、豈難カラズヤ。其難キ事、高論、民撰議院ヲ難ズルノ比ニアラズ。我國ニ於テハ最モ難シ。文明ノ各國ト雖モ難ズル所ニシテ、即チ議院ノ設ケアル所以ナリ。假令若シ賢才ヲ擧ゲ得ルト雖モ、豈議院ヲ置ズシテ其當ヲ得、其弊ナキヲ得ンヤ。況ンヤ賢才ヲ擧ゲテ當ヲ得ントスト言フノ論ハ、言フ可ク行ハレザルノ事ナルニ於テヲヤ。抑モ行政權ヲシテ横恣ナラザラシムルハ、立法權ヲ張ルニ在リ、立法權ヲシテ擅制セシメザルハ、行政權ヲ墮サ、ルニ在リ、故ニ民撰議院ノ權ヲ制限スルニハ政府アリ、元老議院アリ、參議院アルガ如ク、立法行政ノ權ハ互ニ相對峙セシメテ以テ、其當ヲ得、國ヲ維シ民ヲ保ス、苟モ偏倚スル所アレバ決シテ其當ヲ得ズ、有司專制ノ弊ヨリ延テ百般ノ弊ニ至ル事目前ニ在リ。

又、人智開明ノ日ヲ待ツテ民撰議院ヲ起サン、但シ當今有司專制ノ弊ナキヲ得ザルニ因リ、之ヲ治スルニ賢才登用ヲ以テセント云フ論ニ就テ、不肖大ニ疑惑ヲ生ズ、然ラバ從前賢才ヲ擧グルノ道立タザルヨリ、有司專制ノ弊ヲ釀シ來ルト云フノ意ナルヤ、不肖然ルヲ知ラズ、何トナレバ方今有司自ラ言フ、人智未開、有司ノ外人アルヲ知ラズ、宜シク有司自ラ任ゼザル可カラズト。又方今有司專制ノ弊ノ釀成スル所以、豈當登用ノミニ在ンヤ。恐クハ之ヲ治スル



ノ道ヲ究メズ、之ヲ治スルノ器具即チ議院ノ制備ハラザルニ根據スル所ナリ。但シ高論ノ意、大ニ賢才ヲ擧ゲテ善美ノ政ヲ施サントスルニ在ル事、教示中ニ明々タリ、然ドモ不肖尙且信任安思シテ甘心スルヲ得ズ、何トナレバ其項ニ論ズル恐レアリ、加フルニ若シ高論ノ實行アルモ議院ヲ設クルノ是ヨリ上ナル者アルヲ知ラザレバナリ。又高論ニ從ヒ賢才ヲ擧ルヲ以テ、弊ナク當ヲ得ル者トセバ、立法ニ議院ヲ要セズ、司法ニ覆審院檢事局ヲ要セズト云フノ論ニ近キヲ免レズ。故ニ宜シク立法權ハ斷然行政權ト分置シ、互ニ其權限ヲ冒サシメズ、以テ大ニ法制ノ可否得失ヲ議シ、今一層ノ改政ヲ企起セザル可ラズ、今ヤ憂國ヲ以テ自ラ居ル者、日一日ニ倍蓰ス、然ルニ其說ノ洩ス所ナシ、之ヲ公ニ論ジ、公ケニ決スルノ道立ザルニ於テハ、恐クハ不測ノ患難ヲ醸ントス、故ニ如カズ其法ヲ設クルニハ。

本文、民權旺盛ナル國ハ即チ人智開明ノ國云々、請フ不肖ガ論ヲ熟閱シ賜ヘ、民權旺盛ノ國ハ即チ自由國ナリ、然ドモ尙制度ノ在ルアツテ、猥ニ政府ニ矛盾スルヲ許サズ、我國亦制度ヲ以テセバ、豈之ヲ禦グニ術ナカラシヤト云フニ在リ。民權ト暴權ト、混ズルナカラシ事ヲ請フ。

本文、自主ノ權ハ私權ナリ、國事ニ與カルノ權ハ公權也云々、不肖固ヨリ其區別ヲ知ル、未ダ之ヲ混同シタルヲ知ラズ、只從來羈束ノ人民タルヲ以テ、人々自主ノ權利アリ、政府タリト雖モ猥ニ之ヲ屈撓セラル、理ナク、政府ハ人民自主ノ權利ヲ保護ス可キ義務アリ、又然ルヲ以テ、國家ニ對スル權利アル者ナル事ヲ、人民ニ知ラシムルト云フニ在リ。

本文、人智開明ハ教育ニ優ル者アルヲ知ラズ云々、亦然リ、人智ノ開明最モ急ナリ宜シク教育ヲ專ラニス可シ、敢テ人智開明ノ方法アルヤ否ヲ問シニ非ズ、今日ノ勢或ハ不測ノ患アラントス、故ニ此時ニシテ、教育ノ急ノミヲ首唱シテ他ヲ顧ミザルヲ得ルヤ、但シ其教育ノミヲ首唱スルニハ、別ニ不測ノ患ヲ豫防スルノ方法アルヤ否ヤ、教育專務持重養銳ノ論ハ、今日ヲ濟フノ論ニ非ズ、教育ハ恰モ治世ニ兵ヲ講ズルガ如クナラザルヲ得ズト云フニ在ルノミ。

本文、距今兩三年前迄、我國民撰議院ヲ起サザル可カラズト思ヘリ、其後洋書ニ就キ實際ニ照シ云々、不肖ハ民撰議院ヲ兩三年前ニ求メズ、却テ之ヲ今日ニ求ム。是則世態人情ニ移動アリ、大ニ昔日ニ異ナル所アルヲ見ルニ因ルナリ。

又曰ク僕ハビーデルマンノ言ヲ信ズト、ビーデルマンノ理論、我國ニ師ト爲ス可キヤ否ヤ、其言ヲ信ズ可キヤ否ヤヲ驗スルハ、即チ我國今日ノ世態人情ニ適合スルヤ否ヤニ於テセザル可ラズ。恐クハ高論民撰議院ヲ非トシ、今日ニ安ズル如キノ時勢ニアラザル可シ。

附言、大政維新ト廢藩置縣ヲ以テ、眞ニ天下ノ輿論ニ出デシヤ否ヤノ疑問ニ對シ、不肖固ヨリ之ヲ天下ノ輿論ニ出ルトセズ、何トナレバ七八年前、有司專制ノ弊今日ヨリ甚ダシキ者アリ、是レ公ノ君側ニ在テ能ク知ル所ナラン。故ニ維新ノ功ハ全ク憂國者ニ在リ、廢藩ノ績ハ公議ニ在リ、此二ツノ者焉ゾ之ヲ有司ノ專制ニ出ルトセンヤ。其公論ニ在ルヲ證明セル、當時諸藩公議人ヲ出シ、上旨ノ在ル所ヲ知り、且公議人ヲ以テ藩論ヲ決スルニ至ル、故ニ此美事アルヲ得ル耳。若シ有司專制ナル時ハ、豈此美舉ニ及バンヤ。故ニ今日復ビ維新ノ功、廢藩ノ績ヲ顯ハサントスル民撰議院ト同日ニ論ズ可ケンヤ。然ルモ之ヲ思ハズ、人情ノ移動ヲ察セズ、時機ヲ量ラザレバ、焉ソ濟時ノ論タルヲ得ンヤ。不肖切ニ昔日ノ功績ヲ希望ス、然ルニ高論ニ依レバ、愚ヲ抽テ民撰議院ヲ起スカノ如ク、時勢ノ移動ヲ論ゼズ、只非ヲ民撰議院ニ歸スルガ如シ、不肖思フニ、賢才登用宜キヲ得ルハ、太難シ、或ハ其力昔日ノ功ニ讓ラザル者アラント歟ト、之ヲ埋没セシメザル、亦容易ナラズ、能力者ノ埋没ヲ恐ル、ノ言、請熟慮アレ。英雄或ハ時ヲ替ヘ世ヲ異ニス、然ルモ有司專制、因襲專行ノ國ニ於テハ、數十年前ノ時論今日ニ行ハレ、七八年前ノ英雄今日ニ跋扈スルアルモ、其人ヲ得タルニ非ズ、其法ノ立ザルニ因ルノミ。其他今日ノ時勢人情ヲ量ツテ、不肖ハ民撰議院ノ大ニ失アルヲ知ラズ、却テ其益尠少ナラザルハ、數回ノ不肖ガ論ヲ以テ高察スル所アレ。

民撰議院建白批評

森

有

禮



人民普ク國政ヲ議スルニ至ルハ、國ノ獨立ヲ實ニシ、民ノ昌榮ヲ進ムルノ兆ナルハ、言ヲ待タザルナリ。過ル十八日ノ日新眞事誌ニ、左院へ宛テタル副島氏始メ八名ノ建言書ヲ載セタリ、之ヲ看ルニ民撰議院ヲ建ルノ議ナリ、其論悉ク國政ニ關セザルハ無シ、乃チ此國ノ獨立、民ノ昌榮ヲ目的トナス者也。然レドモ其志意未分明ナラズ、又其文義穩ナラザルヲ覺ユ、今茲ニ其一二ヲ評ス。

一、昨今民心恟々、上下相疑ヒ、動モスレバ土崩瓦解無之、共難申勢ニ立至リ候儀、畢竟天下ノ輿論公議ノ壅塞スル故ト、今其實否ハ暫ク措テ論ゼズ、先ヅ假リニ之ヲ實ト認メバ、則チ此形勢ヲ醸シ成シタル責ハ誰ニ歸スベキヤ單ニ之ヲ目今ノ在官者ニ歸シテ可ナランカ。抑モ建言諸名ノ君子在官ノ時ト、今日トヲ比スレバ、其差異果シテ如何ゾヤ。竊カニ聞ク、往日朝鮮ヲ擊ツノ議ヲ主張セシ人ハ多クハ此諸君子ナリト、此議若シ行ハレナバ、今此公議輿論壅塞ノ弊ハ無カルベシト云フモ、一概ニ之ヲ信ジ得可ラザルナリ。昨年十月ノ布告ニ、新聞紙發行ノ條目中、國體ヲ誹リ國律ヲ議シ、及ビ外法ヲ主張宣議シテ國ノ妨害ヲ生ゼシムルヲ案ス、政事法律等ヲ記載スル事ニ付、妄ニ批評ヲ加ル事猥リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生ゼシムルヲ禁ズ等ノ箇條アリ。抑モ此等ノ布告ハ、諸氏在官ノ時ニ成レリ、建言書ノ始メニ、別紙奉建言候次第平生ノ持論ニシテ、某等在官中屢及建言候者モ有之候トアルヲ見レバ、彼ノ新聞紙發行ノ條目ハ、定テ不満足ナガラモ同意シテ發セラレシ者ナルベシ、然レバ彼ノ民心恟々、上下相疑ヒ、土崩瓦解ノ形勢、輿論公議壅塞等モ、右新聞紙條目ト同ジク、心ナラズモ諸氏亦助ケテ之ヲ醸シ成シタル者ト看テモ無理ニ非ズ。蓋シ今日ノ形勢ハ、目下在官ノ者、忽然ト醸シ成シタル者ニ非ザルナリ。

二、建言別紙中ニ、朝出暮改、政刑情實ニ成リ、賞罰愛憎ニ出云々、此文ハ蓋シ誤テ加入セル者ナラン、建言諸氏ノ如キ有名ナル識者ヨリ發セシ言ト、萬々思ハレズ。

三、所謂民撰議院ナル者ハ、其制果シテ如何ゾヤ、政府人民ニ令シテ之ヲ立ルニアルカ、將タ今之ヲ政府ニ申告シ以テ人民隨意ニ會議ヲ興スニアルカ、或ハ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ立ルニアルカ、建言書ニ、此段宜敷御評議ヲ可被遂候也トアルヲ以テ察スレバ、政府ハ人民ノ爲メニ、議院ヲ立ツ可シト云フノ義ナラン、若シ果シテ然ラバ、之レ乃チ人民ノ議院ニ非ズシテ、全ク政府ノ議院ナリ。蓋シ『民撰』ノ文字ハ、民間ノ人物ヲ政府ノ撰ニテ設ル議院ノ義ナル可シ、政府ノ好ニテ設ル所ノ議院ナルガ故ニ、若好ザル時ハ既ニ設立議院ト雖、之ヲ廢スルハ還タ政府ノ隨意ナル可シ、若此ノ如クナレバ、議員無忌憚政事ヲ議スル能ハザル耳ナラズ、還タ政府ニ對シテ柔順ナラザルヲ得ザルハ、自然ノ勢ニシテ、理ノ當然、更ニ辯ゼズシテ明ナリ。既ニ柔順ナレバ、議スル所モ亦從テ政府ノ所爲ヲ稱揚シ、終ニ政府ノ太鼓持ト云ハレル如ク世上ノ批評ヲ受ルニ至ル可シ。

駁舊相公議一題

西

周

余、舊參議諸公ノ左院ニ建白シ、民撰議院ヲ起スノ議ヲ讀ミ、竊ニ疑ナキ能ハズ、嘗ミニ其言ノ蔽ハル、所ヲ舉ゲテ之ヲ言ハム。蓋シ其大意ニ云フ、政府ノ強キヲ致スハ、天下人民ノ同心ヲ致スニ在リ、人民ノ同心ヲ致スハ、民撰議院ヲ起スニ在リ、而シテ所謂議院ノ法ハ西洋ノ成規ヲ取テ、之ヲ我ニ施スニ至リ、猶汽車電信ノ法ハ西洋ノ發明ニシテ、取テ之ヲ我ニ用フルガ如シ、若シ我自ラ汽車電信ヲ發明スルヲ待チ、然後汽車ヲ用ヒ電線ヲ架スルヲ得ント言ハバ、則チ政府ハ應ニ手ヲ下スノ事ナカルベシト、嗟亦何ゾ其言ノ條理ヲ失スルヤ、汽車電信ノ如キ、西洋ニ在リテ何等ノ學ニ在テ之ヲ講ジ、何等ノ書ニ於テ之ヲ論ズルヤ、格物ナリ、化學ナリ、器械ナリ、而シテ彼ノ政事ナリ、法律ナリ教法ナリト同日ニシテ論ズベキニアラズ、余未ダ英ノ引カ佛ノ引カト、法ヲ異ニシテ、日ノ電氣米ノ電氣ト、道ヲ異ニスルヲ聽カズ、獨リ政事ニ至テハ、之ニ反スル者アリ、英ノ議院佛ノ議院ト其法ヲ同ウセズ、而シテ英ノ政體、米ノ政體ト、天壤相反ス、今汽車ノ如キ、我ノ才學アル者ヲ撰ミ、之ヲ西洋ニ遣リ講究セシムル事數年ナラバ、其術ヲ盡スニ足ラム、而テ之ニ資本ヲ授ケ、之ニ事ヲ幹セシメバ則其功ヲ竣ムルモ日ヲ期シテ待ツ可シ。然ラバ乃チ政事ニ至テモ、同一轍ニシテ必ズ治功ヲ見ント欲スルヤ、且今將ニ論者ノ心ニ問ハン、汝試ニ一舉石ヲ取テ之ヲ空中



ニ躑なつテ、而テ其石汝いノ力ノ比例ひニ從テ、上テ天てんニ朝セン、然ルニ上ル極マレバ必ズ下ル、其下ルヤ自乘じじちやうノ速力ヲ以テセン、是三尺ノ童わらわモ疑ハザル所ナルベシ。而テ今試ニ汝ガ未ダ平素ノ交ナキ一貧人ヲ雇ヒ、之ニ百圓金ヲ附シ、遠ク三十里ノ外ニ至テ一物品ヲ買ハシメヨ、而テ汝ハ其人ノ必ズ其物品ヲ買テ復命スルヲ知ル事、石ノ空中ヨリ落ルト同一タルヲ期スルカ。抑おさ余聞ク、西洋政事ノ學ニ在テハ、人民開化ノ度ヲ審つカニシ、時ニ適シ地ニ適シ、以テ其宜シキヲ制スルニ在ルノミト。是彼ノ物理ノ諸學ト本來ノ理法ヲ異ニスル者ナリ。今比シテ之ヲ一ニセント欲ス、西洋ニアリテ果シテ其學アリヤ、曰ク人民政府ニ對シ租稅ヲ拂フノ義務アレバ、則チ其政府ノ事ヲ與知可否スルノ權利ヲ有ス、是天下ノ通論ナリト。通論ノ二字何等ノ義ゾ、人民既ニ租稅ヲ出ス、則チ是ニ對シテ其保護ヲ望ムノ權利ヲ有スベシ、然ニ其之ヲ參與可否スルノ權利ハ、則チ其國創メテ政體ヲ建ル時ニ在テ之ヲ定ムベシ、今ソレ政府ヲ以テ、國民約束ヨリ成ル者トシテ之ヲ論ズ、國民曰ク、我ガ力業ノ半ヲ、汝有司ニ出シテ以テ汝ヲ養フ、汝之ガ爲ニ我ヲ治メヨト謂フ、是一約束ナリ、國民或ハ曰ク、我レ我ガ力業ノ半ヲ汝ニ出シ、以テ汝ヲ養フ、汝之ガ爲ニ我ヲ治メヨ、而シテ汝ヲシテ肆縱しじようナラザラシムル爲メニ、我レ先ヅ法ヲ制シテ之ヲ與ヘム、汝此法ニ遵したがテ我ヲ治メヨト謂フ、是亦一約束ナリ。故ニルウソウ氏ノ説ニ據リ、政府ヲ以テ全ク約束ヨリ成ルトスルモ、政府ノ事ヲ與知スルノ權利ハ、租稅ヲ出スト相對スルノ權利ニ非ズ、況ンヤ一國ノ政府ハ必ズ約束ニ與ル者ニ非ズ、古來歷史上ノ沿革、其源ヲ異ニスル者アルニ於テヤ。是ヲ以テ天下ノ大理ヲ究メタリト謂フ、余未ダ何等ノ學ニ淵源スルヲ知ラズ。又曰ク、人民ヲシテ學且智ニ、開明ノ域ニ進マシムルノ道、即チ民撰議院ヲ立ルニ在リト、又曰ク、先其通義權理ヲ保護セシメ、自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシムト、所謂人民ノ權理ヲ保セシムルノ道ハ何ニカ在ル、之ヲ民撰議院ニ在リトスルカ、之ヲ司法ノ任ニ在リトスルカ、上抑壓ノ政ナク、而テ司法誠ニ其平ヲ得ベ、人民ノ權利亦保全スベシ、カノ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ有スルハ、學識アル人ニ望ムベシ、其學識ヲ起ス、之ヲ文部ノ政ニ求メズシテ、之ヲ議院ヲ開クニ求メムトスルハ、亦眞ニ其道ヲ得ルノ手段ト謂ハムカ。且夫演劇ノ一技ノ如キモ、

之ヲ演ズルヲ學ンデ而テ後ニ舞臺ヲ開カム歟、又先ヅ舞臺ヲ開テ而シテ後ニ之ヲ演習セムカ、嗟演劇ノ如キ、既ニ之ヲ開クモ客ノ來ル無キハ則チ止マム、而縱ヒ演技其法ヲ失スルモ亦害ナカルベシ、今天下ノ政事ノ如キ、亦是ヲ演習ノ場地トナスベケンヤ。凡此等ノ論者諸公、身既ニ嘗テ廟堂ノ上ニ在テ、自ラ體驗スル所ナリトセバ、則チ余諸公ノ爲ニ慨セザルヲ得ズ。且夫帝室漸ク其尊榮ヲ失ヒ、政令百端、朝出暮改、政情實ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ルノ數言諸公職ヲ去ルノ後、數年間ニシテ、政府之ヲ改ル事能ザレバ、則チ之ヲ謂フモ可ナリ、退ク數月ニシテ、顧ミテ之ヲ以テ之ヲ政府ニ責ム、亦自ラ其面ニ唾スル如キノミ、余竊ニ諸公ノ爲メニ取ラザル所ナリ。然リト雖モ方今ノ勢、政權ノ歸スル所、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズト云フ者ハ則チ之アリ、之ヲ維持シテ堅牢不拔ナラシムト欲スル、或ハ議院アリテ其權ヲ分ツニ在ルモ、亦其理ナシト謂フ可ラズ、唯之ヲ民撰ニ取り、邊カニ西洋下院ノ法ノ如クナラシムルハ、之ヲ時ニ徵シ、之ヲ人民開化ノ度ニ質シテ、未ダ其肯綮ヲ得タリト謂フ可ラザル者ノ如シ。余今敢テ議院ヲ起スノ可否ニ就テ之ヲ論ズルニ非ズ、殊ニ其論中僞論甚ダ多キヲ恐ル、此等ノ僞論、天下人民ノ耳目ヲ煽動シ誤テ一旦僞論家ノ議院立ツ事アラバ、即チ僞論家僞論家ト相議シ、天下ノ事岌々乎トシテ亦殆カラザラム乎。

### 民撰議院賛成論

津 田 眞 道

前參議副島氏等、民撰議院ノ建言アリテヨリ以來、互ニ辯駁力ヲ盡シ、攻守力ヲ竭シ、新聞上恰モ一種ノ戰場ニ似タリ。續テ又地方官會議ヲ開クノ特詔アリ、又華族會議ヲ創ムルノ説アリ、或人曰ク、各種ノ議員國是ヲ討論シテ以テ政府ノ擅制ヲ防止ス、是歐米各國ノ富強彼方如キ所以ナリ、今ヤ我大日本帝國ニ於テモ亦之ニ倣ヒ、三種ノ議院ヲ興サントス、豈國家ノ最大美事ニシテ、一大福祉ナラズヤ、即チ先生ノ所謂時世ノ然ラザルヲ得ズ、事情ノ止ムベカラザルモノニアラズヤ。曰ク、余ガ淺見聊力之ニ異ナルトコロアリ、講フ嘗ニ之ヲ論ゼン、縉紳華族相集リ相議シテ、英國上院ノ體ニ倣ヒ、皇上ヲ裨補シ國社ヲ洪大ニセント欲ス、其意ハ則チ美ナリ、其志ハ則チ嘉尚スベシ、然下



モ其事ハ則余未ダ其可ヲ知ラザルナリ。蓋シ議院ノ國家ニ裨益アル所以ハ、専ラ其知識ニ在リ、縉紳華族ハ概スルニ皆封建ノ舊藩君ニシテ、諫ヲ入レ人ニ長タルノ徳アリト雖モ、其知識ニ乏キハ則依然タリ、乃チ依然タル短識ノ人蟻集蟻議ス、將タ國家ニ在テ何ノ損益アラシ、其瓦解ニ至ラザル期シ難キノミ、安ゾ余ガ所謂時世ノ然ラザルヲ得ズ、事情ノ止ムベカラザル所ナランヤ。寧其鉅萬ノ釀金ヲ以テ、専ラ其力ヲ、華族學校ヲ創立シ、名師ヲ聘シテ子弟ヲ教育シ、其子弟ヲシテ有用ノ學術ニ長ジ、眞正ノ知識ヲ開カシムルコトニ用エルニ如カズ。此時ニ至テ、縉紳華族或ハ上院ヲ興シ、或ハ廟堂ニ昇リ内閣ニ座シ、屹然トシテ國家ノ柱石ト爲リ、富強ヲ致シ國福ヲ長ズルコト、英國ノ名宰相ノ多クハ貴族中ヨリ出ル如クナランコトヲ、是余ガ縉紳諸公ノ爲ニ、特ニ將來ニ期望スル所ナリ。抑前藩君諸公ノ如キハ、嚮ニ勇退封土ヲ奉還シ、全國郡縣一和ノ治ヲ爲ス、其今日ニ功アルヤ亦鮮少ナラズ、故ニ亦タ世事ヲ問ハズ只管琴書ヲ友トシテ、山水ノ間ニ徜徉スルモ、心中灑落タルコト光風霽月ノ如キ君子ナルヲ失セズ、況ヤ其子弟ヲ教育シ、他日ノ洪益ヲ圖ルニ於テヤ。地方官ハ、天皇陛下ニ代リ該府縣ヲ治テ政ヲ行フ人ナリ、即チ、天皇陛下ノ代官ナリ、今ヤ之ヲ會集シテ代議人ト爲ス、果シテ、天皇陛下ノ代議人ナリヤ、將タ人民ノ代議人ナリヤ、名實ノ相悞ハザル、事由ノ乖戾セル、是ヨリ甚ダシキハナシ。夫ノ各國ニ派出スル所ノ國使ハ、本國君主政府ノ代官ナリ、今ノ代議人ニ、派出スル所ノ我國使ヲ召シ歸シ、各國帝王ノ名代トスルニ類ス、宇內豈此理アラシヤ。仲尼曰ク、名正シカラザレバ言順ナラズ、言順ナラザレバ事成ラズト。地方官會議ノ事成リテ國家ニ裨益アル、吾未ダ之ヲ信ズルコト能ハズ、亦、安ゾ余ガ所謂時勢ノ然ラザルヲ得ズ、事情ノ止ムベカラザルモノナラン乎民撰議院ハ民ノ撰舉スル所ニシテ、信ニ國民ノ代議人ナリ、我帝國三千萬人ノ中、其撰ニ應ズベキ知識ヲ有スルモノ絶テ其人無シト謂フベカナズ、然ドモ之ヲ撰ム所ノ人、亦相當ノ知識ヲ有スルヲ要ス蓋其人直ニ國事ヲ議セズト雖セ、其人ヲ撰ムハ即國事ニ干與スルナリ、故ニ歐米各國此議員ヲ撰ム權ヲ稱シテ、人民ノ政權ト云フ。彼國議員撰舉ノ法則ヲ按ズルニ、婦女、幼者、癡、篤疾及ビ無學文盲等、知識ヲ缺ク所ノ人ハ、總テ此政權ヲ有スルコトヲ得ザルヲ以テ通法トス、故ニ撰舉セラレテ議員トナル所ノ人ニ制限ヲ設ケズシテ、却テ撰舉ヲ爲ス所ノ人ニ制限ヲ加フ、然リ而シテ婦女幼者癡癩人等ハ、之ヲ除クコト固ヨリ容易ナレドモ、文字有無ノ分別ヲ爲スコト、甚難シトス、故ニ一種ノ規則ヲ設クルヲ要ス、彼國ニ於テハ、概スルニ租稅ヲ納ル多寡ヲ以テ標準トシ、分界ヲ立ツ、蓋是止ムヲ得ザル策ノミ。然レドモ之ヲ舍テ未ダ他ニ良法アルヲ聞カズ。故ニ我國ニ於テモ亦大略之ニ倣ヒ、更ニ我國ノ風俗事情ヲ折衷シテ其規則ヲ定ムベシ、土族ハ從來文字アルモノ稍多ク、平民ハ豪富ニアラザレバ書ヲ讀ム者希ナリ、故ニ今代議士司撰ノ人ヲ定メテ悉皆華土族トシ、并ニ平民ノ多ク租稅ヲ納ルモノトシ、其平民、都會ニ於テハ誓ヘバ二百圓乃至千圓以上ノ地券ヲ有スルモノニ限リ、村落ニ於テハ五十圓乃至百圓以上ノ地券ヲ有スルモノニ限ルベシ、其婦、幼、癡、篤疾者及徒以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ除クコト固ヨリ論ナシ。右ノ如ク定メタル撰者ヲ初撰者ト名ツク、初撰者百人ニシテ相當ノ鑑識ヲ具スル一人ヲ撰舉シ、之ヲ本撰者ト名ツケテ、而シテ此本撰者ノ更ニ撰舉スル所ノ人ヲ代議士トシテ、議院ニ會集シテ國民ニ代リテ國事ヲ商議スル人トス。縉紳、華土族、文人、武夫、豪農、富商、空窳書生、野人ノ別ナク、皆撰マレテ代議士タル事ヲ得ベシ、唯ダ其見識國事ヲ可否スルニ足ルヲ以テ目的トスルノミ、而シテ徒以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ除クベシ、代議士ノ數ハ我日本國統計人口三千萬ノ中ヨリ、六十名乃至百二十名ヲ撰舉スベシ、サレバ一十五萬人乃至五十萬人ニ就一人ヲ舉グルニ當ル。代議士ハ四年ヲ以テ一期トシ、新陳交代スベシ、又代議士ヲ分テ左右二班トシ、滿三年毎ニ半數一新スルヲ要ス、譬ベ左班ハ甲ノ年ニ撰ビ、右班ハ丙ノ年ニ撰ブナリ、右ニ列舉スル所是其大略ナリ、議長ヲ任ズルヲ始トシテ、一切詳細ナル條目ハ、歐洲各國ノ撰舉法ヲ折衷シ、我國人文ノ度ニ適シテ宜シキヲ得ベシ、但此ハ豫メ特ニ數名ノ署官ヲ任ジテ、法案ヲ草セシムルヲ可トス、右ノ如クシテ撰舉スル所ノ代議士ハ、三千萬人中ノ六十乃至百二十人タリ、何ゾ我國相當ノ知識ニ缺ク所アラシヤ、蓋是萬機公論ニ決ストイヘル御誓文ノ意ヲ更張スル所以ナリ、代議士ハ議法ヲ以テ其職務トシ又其特權トス、然レ共其議スル所ノ法ヲ我帝國ハ頒行スルト否ザルトハ、特ニ、天皇陛下ノ帝權ニシテ、代議士權利ノ絶テナキ所トス、代議士ハ又歳入歳出等ヲ始メト



シテ、國家ノ大事ヲ監督スル權ヲ有スベシ、是ニ於テカ人民始メテ政府ノ專橫ヲ防止シ、政府ヲシテ政令度ニ適シ、開化自然ノ運行ヲ妨グル所ナカラシムベシ、其裨益豈淺少ナリト謂ンヤ。且ヤ我國人民永ク壓制ノ下ニ屈シテ、人性自由ノ氣象ヲ挫折ス、此氣象ヤ是國ノ元氣ナリ、國ノ元氣萎縮シテ振ハズ、國威ノ振ハザル所以ナリ、今之ヲ振作シテ旺盛ナラシムルノ方法他ナシ、人民ヲシテ國事ニ干與セシムルナリ、人民ヲシテ國事ニ干與セシムルハ、民撰議院ヲ創ムルニ如クハナシ、然ラバ則チ此事ヤ未ダ必ズシモ事情ノ止ムベカラザルモノニアラズト謂フベカラザルニ似タリ。公議輿論ノ歸スル所果シテ安クニカ在ル。

民撰議院の義に付建白

西村 茂樹

謹ンデ按ズルニ、天下ノ事、理アリ實アリ、理可ニシテ實不可ナル者アリ、理可ニシテ實亦可ナル者アリ、理可ニシテ實不可ナル者ト、實可ニシテ理不可ナル者トハ、時務ヲ知ルノ俊傑ニ非ラザレバ、其用捨ヲ定ムルコト能ハズ、理可ニシテ實亦可ナルモノニ至テハ、何レノ國何レノ時ニ於テモ、苟モ之ヲ行ハント欲スル者アレバ、之レヲ行ツテ害アルコト無カルベシ。夫レ民撰議院ノ如キハ、理ヲ以テ論ズレバ、至公至平ノ極ナリ、實ヲ以テ論ズレバ歐米諸國ノ富強ノ功績アリ、方今政教休明ナリト雖モ、未ダ一二ノ缺央ナシト云フベカラズ、國人安富ナリト雖モ、未ダ一二ノ怨民ナシト云フベカラズ、誠ニ宜ク言路ヲ洞開シ、上下ノ情ヲ通ズベキノ時ナリ、頃者副島數氏民撰議院ノ議ヲ見ルニ、其言病アルガ如シト雖モ、其主旨ニ至テハ敢テ論難スベキコトナシ、世ノ論者多ク曰フ、數氏ノ言蓋シ激スル處アリテ發スル者ナレバ、其言恐クハ正理ニ合ハズ、故ニ之ヲ用ヒ難シト、愚謂ヘラク然ラズト、凡ソ非常ノ功ハ激ニ因テ成ル者多シ、然レドモ激シテ善ナル者アリ、華盛頓、佛蘭格林等ノ英吉利ニ叛キシハ、激ノ善ナル者ナリ。羅伯卑爾、段敦等ノ法蘭西ノ王事ヲ覆ヘセシハ、激ノ不善ナル者ナリ、激何ノ不可ナルコトカアラン、唯其事ノ善不善ヲ問フベキノミ假令數氏ノ言、激スル處アリトモ、發シテ民撰議院ト爲ルハ又激ノ善ナル者ナリ。論者又曰ク、方今

民ノ知識未ダ明カナラザレバ、民撰議院ヲ興スノ時猶早シト、愚又謂ヘラク然ラズト、夫レ英國ノ初テ議院ヲ開キシハ、一千二百年ノ際ニ在リ、英國ノ民聰敏ナリト雖モ六百年前ノ狀態ハ恐クハ本邦今日ノ民ニ及バザリシナルベシ、然レドモ始メニ貴族ノ會議ヲ起シ、尋デ民撰ノ代議人ヲ出シ、一千三百年ノ初ニ至リ終ニ議院ノ制確定シ、連綿今日ニ至リ、萬國ニ冠絶スルノ良法ト爲リ、國ノ富強、民ノ開化、共ニ議院ノ助ニ賴ル事甚多シ、然レバ今日日本邦ニ在テ議院ヲ興サントスルハ、愚惟其晚キヲ患フ、固ヨリ其早キヲ圖ラザルナリ、近今開化日ニ進ミ、火車火船ヨリ電機燈ノ如キ工藝ノ末ニ至テハ殆ンド歐米諸國ト並ビ馳スルノ勢アリ、獨リ政體ノ本ニ至テハ未ダ確定セル法度ナシ、是有志者ノ深ク憂フル處ナリ、夫政體ハ本ナリ、工藝ハ末ナリ、其本ヲ棄テ唯末ヲ之レ務ム、恐クハ計ノ得タル者ニ非ルナリ、然レバ今日ノ要務ハ政體ヲ確定スルニ如ク者ナク、政體ヲ確定セントスルニハ、民撰議院ヲ興スヨリ先ナルハ無カルベシ、唯茂樹ガ掛念スル所ハ、民撰議院ノ施設ノ方法如何ニ在リ、夫レ良法善政ト雖モ、其施設ノ方宜ニ背ク時ハ、却テ國ヲ亂シ、民ヲ病マシムルニ至ル者往々之アリ、然レドモ副島數氏既ニ民撰議院ノ議アレバ、其施設ノ方法ニ至テモ必ラズ善美ノ説アルベシ、願クハ諸氏ニ命ジテ其施設ノ方法ヲ上言セシメ、其言果シテ善ナラバ速カニ之ヲ行ヒ、若シ不善ナラバ反覆熟議シテ善ニ至ラシメ、然後之ヲ施行シ玉ハ、國ノ幸福、民ノ利益、是ヨリ大ナルハ莫ルベシ。茂樹固ヨリ副島數氏ト一面ノ識ナシ、數氏ノ爲ニ游説スルノ嫌ナカルベシ、唯國ノ爲メ民ノ爲メ、默シテ止ム能ハズ、因テ越俎ノ罪ヲ犯シテ警言ヲ上陳ス、希クハ裁スル所アラン事ヲ、恐惶頓首



### 大阪會議と板垣退助

山縣有朋が、軍服の儘で、政治家になつたのは、明治十九年の時からであつた。その前に、參議になつた事もあるが、それは僅の、名義丈の參議で、政治家として、實質は勿論、その勢力に於ても、左迄に認む可きものはなかつた。

長州派の政治家は、木戸孝允と廣澤兵介が、その代表的人物であつた。廣澤が暗殺されてからは、井上が代つたけれど、廣澤には、遠く及ばなかつた。その次位が、伊藤といふ順序で、先づ木戸、井上、伊藤、此三人に依つて、長州派の政治家は、代表されて居たのであつた。

然るに、尾去澤銅山事件から、先づ井上が去つて、次ぎには、木戸が、征臺論の經緯から、内閣を出て了つた。後に残るは、伊藤が一人であつたから、薩派の大久保との、釣合が取れなくなつて、長州人の不平が、一時に勃發したのであつた。

されば單に、伊藤の立場からいふても、木戸の復歸を望むのは、當然の事で、同時に、井上も引戻さう、との考へはあつたが、それは、暫らく措いて、木戸の復歸は、どうしても、實現させねばならぬ。その手傳を、井上に、爲せる必要があるので、伊藤は、態々、大阪まで出かけたのであつた。

此場合に、井上の身上について、一應述べて置き度い。

どういふ理由で、井上が、政府を去つたか、また、どういふ事情で、大阪へ下つて、政商になつて居たか、その次第を、述べて置くのは、最も大切な事項の一つである、と考へる。

(井上傳と、多少の重複はあるが、叙事の都合上、これを厭はずに、概略を述べる事にした)

薩長の政治家を通じて、井上ほどに、財界へ勢力を、植ゑつけたものはなく、また、井上ほどに、攻撃の焦點に立つたものもない。善人か、悪人か、殆んど其區別の、判明らぬ位に、味方も有れば、敵も有つて居た。

極く公平に見て、井上は、善人でもなければ、悪人でもない。偏狹にして片曇眞な、剛情にして、達引の強い人であつた。併し、怨の皮が、突ツ張つて居たので、自然と、世間の誤解も起り、兎角の批評は受けたが、左迄に、憎む可き人ではなかつた。

一旦、斯うと思ひ込んだら、何でも遣つつけてしまふ風があつて、他から何んな事をいはれても、一切お構ひなしで、ピン／＼やりつける所は、どことなく壯快な感があつて、事の善悪は、兎に角、男らしい氣分を、有つた人だ。

廢藩置縣の際に、各藩の貸借整理を、大藏省で、取扱ふ事になつて、舊藩の所有に屬した、山林や鑛山は、すべて大藏省へ、引繼ぎになつた。南部領の尾去澤銅山も、大藏省の手に、移つて來た。怨の深い、井上は、銅山が欲しくなつて、自分の岡田平藏へ下渡した。

然るに、此銅山は、古い昔から、村井茂兵衛といふ者が、南部藩から、借り受けて、銅の採掘を行つて居たので、いづれ大藏省が、藩債の整理を終つたら、自分へ、貸下げてくれるものとのみ、思ひ込んで居た所が、何時か、井上の手に移つた、と聞いて、それから大騒ぎになり、終に之が訴訟に迄なつた。

けれども、村井は敗訴して、一家離散の憂目に逢つた。時に、司法卿の江藤新平が、斯ういふ布告を出した。「地方人民トシテ、官廳ヨリ不法ノ迫害ヲ受クル者ハ、進デ府縣裁判所、若クハ司法省裁判所へ出訴ス可シ」



徳川幕府を倒して、薩長二藩の猛者が、時を得顔に、亂暴狼藉を働く。それが爲めに、人民の蒙つた迷惑は、實に甚太しいものであつた。此に於て、怨嗟の聲は、到る處に、起つて來た。尾去澤事件の如きは、即ち一例である。江藤は、よく之れを知つて居たから、此布告を發して、弱い人民を救はう、と謀つた。地方の裁判所で、思ふやうに行かなかつたら、己れの所へ直訴しろ、といふのであるから、村井は、井上を對手取つて、江藤へ、直訴して來た。凡そ今日迄、三十人以上も、司法大臣は、代る／＼出て來たが、斯んな立派な布告を、出し得るものは、江藤の外に、一人もなかつた。此布告を出す以上は、内閣に同列して居るものでも、遠慮なく處分する覺悟がなければ、布告の趣旨は、貫徹せぬ事になる。江藤には、その覺悟があつて、斯ういふ事を云ひ出したのだから、村井の直訴を受け、更に驚かなかつた。

島本仲道や河野敏鎌を、その主任官として、着々取調べを進めて行つた。取調べの進むにつれて、井上の罪狀は明白になつた。其處で、井上を捕へよう、とすると、意外の故障があつて、捕へる事が、出来なくなつた。

それは、何ういふ故障か、といふに、當時の制規として、『凡そ勅任官に對しては、太政官會議に、かけてからでなければ、訊問や捕縛は出来ぬ』と、いふ事になつて居たので、江藤の意見のみで、井上を、捕へる事は出来なかつた。たとへ訊問丈けとしても、太政官の允許を得なければ、井上を、呼出す事にならぬので、流石の江藤も、之れには弱つて了つた。

太政官には、木戸を始め、長州派の人が多く、薩派のものも之れには、容易に賛成しないから、どうしても、太政官の同意は、得られぬ事になつた。

井上は、此事を知ると、烈火の如く怒つて、司法省の玄關へ乗込み『さア、縛れるなら縛つて見ろ。若し我輩に、一大隊の兵力があつたら、司法省の奴等は、皆殺にしてやるぞ』と、いつて怒號した。之れを聞いて、江藤が『何、糞ツ』今にも飛出さう、とするのを、左右のものが抑へて、漸くに事なきを得た。

太政官が、制規を楯にして、井上の召喚を拒んでも、事實は明かに、井上の罪狀を、證據立てゝ居るから、井上の運命は、何時か囹圄の人となる可く、既に決せられて居たのだ。

然るに、内閣に、征韓論が起つて、江藤は、西郷と共に、辭職して了つた。之れが爲めに、尾去澤事件の取調べは中止されて、今迄の掛り官も、皆な代へられた。

江藤は、佐賀へ歸つて、叛旗を上げ、戦ひ敗れて、死刑に處せられた。江藤は死んだが、井上の罪狀を、抹消する事は出来ない。何とか處分をしなければ、世間が許さぬから、不得止、井上を罰した。懲役三年に處す可きの處、罰金四十圓に、まけてやる、といふのであつた。

乍併、井上の辭職は、どこ迄も、財政方針の争ひで、此事件の爲めではない、となつて居るが、實際は、此事件からであつて、財政方針の争ひは、偶々、井上に、辭職の口實を、與へたに過ぎなかつた。

政府を退いた井上は、再び政治家として、立つ迄も、當分のうちは、實業界に隠れやう、との考へから、その舞臺を、大阪に求めた。元來が、算勘に明るい人であつたから、一般の政治家と違つて、實業家になつても、役に立つ。先收會社なるものを起して、その配下には、富永多樹、木村正幹、藤田傳三郎、吉富簡一の四人があり、専ら大阪鎮臺の御用を引受くる、といふのであるから、頗る世間の注意を惹いた。此先收會社が、後の藤田組の、前身である事は、餘り人の知らぬ事だ。

東京から、伊藤が、訪ねて來て、木戸を、引出す事について、井上に、手傳へと迫つた。初めは、井上が、頑強に拒んで、却々に應じなかつたが、『お前は、自分の勝手から、政府を退き、斯ういふ事を始めて、氣樂に、世を送つて居るが、後に残つた、長州人は、何うする覺悟か。薩摩の大久保に對抗して、長州人の利益を謀るものは、木戸を差措いて、誰れが之れに當るか、



大久保と、對等の地位を、有する人物は、木戸の外にない事は、お前も、よく知つて居るではないか、今更に、お前が、自分の事丈け考へて、政府に在る、長州人の利益を考へぬのなら、寧ろ、お前は、長州人たる事を止めてしまへ。已れも、昔のやうに、木戸と善くないから、己れが、一人で行つても、木戸を引出す事は、ちと至難しい。それで、お前を誘ふのに、お前は、自分の事ばかり考へて、長州人を見殺しにするつもりか」と、いふやうな論鋒で、はげしく迫つたから、遂に井上も承知して、これから、二人は揃つて、木戸を、訪ふ事になつた。

木戸は、大久保と衝突して、政府を去る、と同時に、京都へ来て、愛妻の松子と、楽しく日を送つて居た。松子は、若州小濱の生れて、幼ない時に、父母と共に、京都へ移り、公卿の家人に貰はれたが、養父母の落魄した爲に、藝妓に身を落して、養育の恩に酬いた。容姿艶麗、遊藝は、何でも出来たが、殊に笛と舞が、名手の域に達して居た。三本木の幾松といふたら、文久の頃の、名妓の一人で、廣く人に知られたものであつた。

木戸が、毛利の代表で、京都詣をして居た時、幾松に戀して、種々に手を盡した末、漸く自分の物にした。文久の政變に、木戸は失脚して、幾たびか危地に陥んだが、いつも幾松が、之れを救つて、木戸を但馬へ遁れさせた。その幾松の働きは、非常なものであつた。豊にして、優しい女ではあつたが、氣性が男優りて、劍の中を縦横して、木戸を救ふたのであつた。

舞臺が、一と廻りして、天下は、薩長の手に落ちた。木戸は、内閣の一人として、西郷、大久保と相並んで維新の三傑と稱され、堂々たる大政治家になつた。其處で、幾松を承籍して、正妻として迎へたのであつた。

(木戸傳と参照して欲しい)  
斯うした事情から、木戸は、京都を好いて居た。殊に、山紫水明の京都は、その生涯を送る可き地としては、此上もなく、善い土地であるから、辭職と同時に、京都へ、移つて了つた。

併、木戸の歳は、未だ老い朽ちた、といふほどではなく、却つて是れからが、本當の働き盛り、四十前後は、男子として油の乗つて来た時で、徒らに風月を樂む、年頃ではなかつた。如何に松子が、可愛い女房でも、毎日のやうに差向ひで、顔ばかり見て居たのでは、あまりぞつとなかつたらう。

日を逐うて、木戸は、何となく寂しさを、感じて来た。内閣に在つた昔を、時に思ひ出づる事もあつて松子の顔ばかりでは、満足が出来なく、なつて来た。

所へ、伊藤と井上が、訪ねて来て、種々に談判して、木戸の復歸を、迫つた。此に於て、木戸の心も動いたが、無條件で、復歸する事は、どうしても出来ない。曾て在職中に唱へて、大久保に、容れられなかつた問題が、三つ四つあるから、それを、大久保に承知させたら、復歸しても宜しい、となつた。

伊藤は、大急ぎで、東京へ歸り、これから、大久保を説きに、かゝつた。實は、大久保も、木戸と同じやうに、獨り寂寥を感じて、人いはいはれぬ悶えがあつた。それは、西郷との關係が、征韓論の經緯から、すっかり悪くなつて、今は取り返へしのつかぬ事になり、九州の空には、不穩の兆が現はれて、一般の人心も、動搖して居るやうに、思はれた。今迄は、女房役の木戸が居て、萬事は、相談相手にもなつたが、木戸の去つて後には、全く大久保が一人で、切つて廻す事になつた。氣に入りの伊藤は居ても、何となく物足らぬので、時には、木戸の事を、思ひ出すやうになつた。

伊藤から、相談を受けて、木戸に、復歸の心がある、と、聞いた時は、流石に、大久保も、心嬉しく思つた。大久保は東京から、木戸は京都から、双方均しく、大阪へ出た。今の中之島に在る、日本銀行の支店、彼處に、五代友厚の邸が在つて、兩人は、此邸で、久し振りの會見を、爲る事になつた。

此時に、東久世侍從長が、態々東京から、大阪へ下つて、木戸へ、優詔を傳へた。前日来、朕歴々汝ニ歸京ヲ命ズ、汝病ノ不癒ヲ以テ懇々之ヲ辭シ、且其職ヲ解カンコトヲ請フ、然リド雖モ、今



ヤ國家ノ要務、親シク汝ニ諮詢セント欲スル者多シ、朕切ニ汝ノ力疾シテ歸京センコトヲ望ム、乃チ特ニ東久世侍從長ヲ遣ハシ、朕ガ旨ヲ諭サシム、汝其レ之ヲ體セヨ

木戸は、之れを拜誦して、只だ感泣するのみ。議論も、感情も、すつかり捨て、此上は一死、國家に盡す外はない、と考へた。

斯くて、大久保との會見も、左迄の難關なく、無事に進んだ。其時に、木戸の主張の一つとして、板垣を、迎へる事になつて、遙かに土佐へ、使者を送つて、板垣を呼出した。

大久保、木戸、板垣の三人が、久し振りで、膝を交へた。次の室には、伊藤と井上が控へて、此に萬事の、相談は決した。

世に有名な、大阪會議は、即ち之れであるが、木戸の主張として、此時に容れられたのは、第一が、元老院を起す事、第二が、大審院を新設する事、第三が、府縣會を開く事、第四が、地方長官會議を催す事、其他にも數ヶ條あつたが、先づ此四項が、重なるものであつた。

板垣を迎へて、參議にする事も、木戸の主張であつた。板垣は、國會を開く、條件の下に、入閣を承諾したのであつた。

三人の出身と性格が、どうしても、折合ふ筈がない。その調停役として、伊藤も參議として、入閣する事になつたが、之れは、井上の獻策が、容れられたのであつた。

板垣は、國會開設の一本槍、その外に、至難しい註文はなかつた。とに角、國會開設の準備として、各般の調査をする必要がある、といふので、入閣したのであつたが、さて入閣して見れば、板垣にも種々の意見があつて、それが、問題の起る毎に、現はれて來るので、いつか、大久保と衝突を始めた。

同時に、國會開設の促進で、木戸と大議論をやつた。それ等の事情から、終に板垣は、内閣に居る事が、厭になつ

た。

板垣は、同志の忠告を斥けて、入閣したのであるから、今更に面目ない。大久保にも、木戸にも、國會を開く誠意はないらしい、と見て、板垣は、遂々政府を、飛出してつた。

板垣は、自分が欺かれたもの、と思つて、夫から本氣に、國會論を、天下に唱へる事になつた。

自由民權、四民平等、此二項が、其旗印であつた。天下の人心は、糾然として、板垣に集り、國會論の勃興は、眞に此時からであつた。



# 木戸と板垣

板垣と木戸の關係を、猶う少し、明確させて置き度い。板垣が、木戸の勸説に依つて、俄に入閣したのは、相當の事情が、あつての事だ。それを明確させて置かぬ、と、板垣が、内閣を退いた、心理が解らなくなるから、どうして、此事文は、述べて置く必要がある。

西郷、大久保、木戸は、維新の三傑と謂はれて、其當時に於ては、これ以上の人は、先づ無いものとしてあつた。併し、三人の性格と特長は、全く異つて居て、三人ながら、同じ型の人とは、云へない。西郷は、どことなく、大きい人、學者でもなければ、才物といふのでもなく、群雄の間に交つて、毅然として、背の高い、而かも、漠然として、捕捉の出来ぬ所に、その偉大なる爲人は、一般から認められて居た。大局には、通じて居たが、小事には、愚者の如き人であつた。軍務に於ては、遠く津田出に及ばず、政務にかけては、大久保の片腕に達せず、人事と世態に、通じたる點は、木戸の方が、遙かに上位であつた。

けれども、西郷は、他の二人が有せざる、或大きい物を、有つて居た。天下に動搖を來すやうな、大きい問題が、起つた時、西郷の一言は、いつも最後の解決に、強い力を、有つて居た。大久保は、政治家として知られ、今日に到る迄、それ以上の政治家はない、とされて居るが、實は、政治の意義を解する點に於ては、木戸の方が、一日の長者であつたが、人物としての型は、大久保の方が大きかつた。木戸は、餘りに智慧が廻りすぎて、それが爲めに、焦り

もすれば、コセツキもした。其處が、木戸の智餘りあつて、却つて大久保に、及ばざりし所以であつた。木戸は、岩倉に從いて、洋行した時、すでに國會政治に、眼をつけて、伊藤博文と、福地源一郎に、その取調べを命じたほど、智慧の廻りの、早い人であつた。

板垣等が、國會開設の建白をした時分には、すでに國會に對する、一と通りの了解は、有つて居たらしい。その證據には、建白書を見ると、すぐに板垣を呼んで、斯ういふ相談をした。

「君等は、どれほど調べてあるか知らないが、僕は、國會について、相當の調査を遂げてある。且つ洋行中に、國會の狀況も、よく見て置いた。我邦も、早晚、それに基く事にはならうが、今は未だ時期でない。第一に、大久保や岩倉に、その了解があるまい、と思ふ。が併し、僕は、大いに進んで、行つて見たいのだ。此に最も注意すべきは、岩倉と大久保が、之れを何と見るかの一事である。僕や君が、いくら騒いでも、此二人に反對されたら、今の處、國會は開設される運びにはならぬ。依つて、此建白書は、當分の間、保留して置いて、岩倉と大久保の了解を得る迄、世間に發表して、あまり騒がぬやうにしては、何うか。君に、其勘忍さへ出来れば、僕が、一と骨折つて見るつもりだが、君の考へを聞き度い」

木戸のいふ所は、至極可い、と思つて、板垣も、大賛成であつた。

「君に、其考へがあるなら、一しよにやつて見よう。建白書を振廻はして、政府を攻める事は見合せる。互ひに能く示し合せて、岩倉や大久保を、巧く説き落さう。それ迄は、御互は往來も、秘密にして置かう」

「宜しい。それでは、建白書は、廣く人に見せぬやうにしてくれ」

「心得た」

此相談が済んで、板垣は、木戸に別れる時、木戸が、洋行中に調査した、書類の一切を、借入れて歸つた。斯ういふ次第であるから、國會開設の事は、木戸と板垣の間に、都合よく運んで行く可き筈であつた。それが終に



破れて、却て二人は、仇敵の如く、睨み合ふやうになつた。それが爲めに、折角の國會も、いつ開けるか解らなく、なつて了つた。どうして、左様いふ事になつたか、先づ其事情を語らう。

その頃に、日新眞事誌といふ、雑誌體の新聞があつて、その經營者が、英人のブラツクと、いふ人であつた。學者といふほどではないが、相當に學問もあり、日本語も上手で、交際も廣く、他にも重寶がられて居た。朝野の名士の間にも立入つて、却々の活動家であつた。此人の忤が、寄席へ出て、續き話などやつて居た、例のブラツクである。

板垣も、ブラツクとは、親しくして居た。一日のこと、ブラツクは、板垣を訪ねて、國會の建白書を、是非見せて貰ひ度い、との事であるから、板垣は「秘密にしてくれ」といふて、建白書を示した。

此建白書は、古澤滋が、筆を執つて、副島種臣が校閲したもので、漢文崩しの強解しい文章であるから、少し位、日本の文字が解つても、英人のブラツクには、とても讀み得るものでなかつた。

其處で、ブラツクは、種々に頼み込んで、遂々之れを、持つて歸る事にした。秘密を條件にしての事ではあつたが、ブラツクは、約束に背いて、此全文を、日新眞事誌に、掲載して了つた。

板垣が、未だそれを知らぬうちに、木戸は、之れを見たから堪まらない。全く板垣に裏切られたものとして、憤怒の餘り、板垣へ、絶交狀を贈つた。國會開設の事を、協同的に盡力しよう、といふ事も、無論、斷つて來た。

疍癩の強い板垣は、此手紙を見て、猶ほ怒つた。ブラツクに、欺かれた事は知れても、木戸の手紙が、その爲めてなく、之れを口實にして、斷つて來たものと、想像したのであつた。

されば、板垣からも、木戸へ宛て、絶交狀は贈られたので、兩者の關係は、全く斷れて了つた。乍併、板垣は、猶ほ進んで、大に國論を惹起す、覺悟で居たが、何分にも其頃は、世間が騒々しくて、到る處に、不平の徒が、陰謀を企て居るの有様で、國會論なんぞに、耳を傾けるものはなく、また大膽なものには、國會の事が解らなかつたから

板垣の發奮も、骨折り損になつた。

その上に、岩倉右大臣が、赤坂の喰違で、暗殺されやうとして、僅かに身を以て通れた。その兇行者が、土佐人のみてあつた所から、板垣や後藤の身にも、疑ひが懸つて、それが國會論の上に及ぼし、今は殆んど、絶望の淵に沈んだ。

加之、江藤新平は、佐賀へ歸つて、叛旗を擧げて、終に死刑になつた。於此、板垣等は、全く陰謀者として、取扱はれるやうになつた。國會論は、恰も陰謀の爲めの議論である、といふが如く見られて、手も足も出せなくなつた。板垣は、復たの時期を、待つ外はない、と思つて、土佐へ、歸つて了つた。

星霜の經つに従つて、木戸も、板垣の心が、よく解つて來て、幾分か氣の毒な、といふ考へもあつた。板垣の方でも、木戸に欺かれた、と思つたのは、自分の勘違であつた事が、解つて來た。兩者は、その後ち接近する機會はなかつたが、自然と理解は出來て居たのだ。

之れが爲めに、大阪會議へ、木戸から呼ばれて、その希望に従ひ、共に參議となつて、入閣するやうにも、なつたのである。

乍併、木戸、大久保、板垣の三人が、どうして、融和して行く事が出來やう。その出身も違へば、性格も異なる政治に對する意見も、根本に於て、一致して居らぬのであるから、忽ち衝突して、板垣は、政府を、飛出して了つた。

板垣が、内閣へはひる時、先づ反對したのは、立志社の同人であつた。林有造も、片岡健吉も、決して賛成して居たのではなかつた。それを、板垣が、押切つてはひつたのであるから、さて辭職の一段になつて、その人々に申分けない。そこで、板垣も、今度こそは奮發して、國論を喚起し、政府を叩きつけねばならぬ事になつた。

その遊説を、なすに當つて、高く掲げた旗印は、前回にいふた通り、自由民權、四民平等の八文字であつた。



# 板垣と立志社

先是、板垣は、土佐へ歸つて、立志社を組織した。これが後に、自由黨となり、且つは民権運動の本部とも、なつたのであるから、一應は、立志社の事を、語る必要がある。

土佐人の理窟ツぽいことは、既に世人の認むる所であるが、何事も、理窟から割出して、理窟で治めやうとする傾きがあつて、多くは理窟倒れに、なる事もあるが、また、世道人心を、善化してゆく事もあつた。板垣が、貧乏で生涯を終つたのは、全く理窟の爲めであつた。土佐人が、薩長に負けたのも、理窟に偏した爲めであつた。自由黨は、土佐人の創立したものであるが、終に土佐人の勢力は、自由黨からも遠ざかつて、先づ板垣の隠退に依つて、星亨の天下となり、片岡健吉の死に續て、林有造も、土佐に隱遁した。それからの土佐派は、實に悲惨の状態になつて、今では、政友會内に、土佐人の聲を、聞かぬほどになつた。

之れを往年に顧みて、土佐に立志社の勃興した當時を想へば、實に今昔の感に堪へぬ。

世運ノ上進スル人民ノ奮勵スル相視ズンバアル可カラズ、是ノ二ツノ者ハ必ズ相須ツテ而シテ後チ成ルモノナリ、今我國二千五百餘年來ノ大變革ニ遭際シ、舊俗日ニ壞レ新政未ダ備ラズ、實ニ我輩奮勵勤勉以テ天下ノ元氣ヲ維持振起シ、相共ニ我 天皇陛下ノ尊榮ヲ増益シ、我日本帝國ノ福祉ヲ昌盛スルヲ務ムルノ時ナリ、故ニ我輩斯ノ立志社ヲ建テ以テ諸君ト茲ニ從事セント欲ス、爾キニ我輩同志ノ士敢テ自ラ率先シ、政府ニ建言シ、天下ノ民會ヲ立ン

事ヲ乞フ、即チ亦此ノ志ヲ達セント欲スル豈亦止ムヲ得ン哉、故ニ委サニ我輩同志ノ志ヲ掲ゲ以テ諸君ニ告グルト相共ニ勉勵以テ此志ヲ達セント欲スル者亦人民ノ宜シク勤勉ス可キ所ノ者ナリ

夫レ我輩齊シク我日本帝國ノ人民タリ、則チ三千有餘萬人民盡ク同等ニシテ貴賤尊卑ノ別ナク、當ニ其一定ノ權利ヲ享受シ以テ生命ヲ保チ自主ヲ保チ職業ヲ勵メ福祉ヲ長ジ不羈獨立ノ人民タル可キ事昭々乎トシテ明白ナリ、是權利ナル者ハ威權以テ之ヲ奪フ得ズ富貴以テ之ヲ壓スルヲ得ズ、蓋天ノ以テ均シク人民ニ賦與スル所ノ者ニシテ而シテ斯ノ權利ヲ保有セント欲スル者亦人民ノ宜シク勤勉ス可キ所ノ者ナリ

人民誠ニ是ノ權利ヲ保有セント欲ス先ツ自ラ治メズンバアル可カラズ、蓋シ人民其政府ニ依頼スルコト過甚ナレバ則チ其自立ノ氣風ヲ傷フ、人民其自立ノ氣風ヲ傷ヘバ則チ天下ノ元氣隨テ萎靡ス、歐米人民ノ獨リ宇宙ニ雄視シ而シテ支那印度等ノ人民能ク彼ト匹交シ得ザル者職トシテ是レ之レニ由ル、是故ニ我輩誠ニ勤勉シ以テ我帝國ノ昌盛ヲ致サントス、則チ宜シク自ラ治ムルヨリシテ始メ以テ自ラ立ツコトニ務ム可シ

夫レ天下ノ元氣存スレバ則チ其國強盛、而シテ其人民ノ福祉茲ニ長ズ、然ルニ天下ノ元氣ト云フ者ハ乃チ人民各個ノ元氣相聚ルノ大ナル者ナル而已、故ニ其人民氣風ノ強弱盛衰ハ乃チ天下ノ元氣ヲ消長ス、然ラバ則チ我輩一人一個ノ天下ニ於ケル各其責任ヲ負フ者ナリ、歐人謂ヘルコトアリ國ハ人民反映ノ光ナリト、故ニ一人人民ノ氣風苟モ衰フ則チ天下ノ元氣ヲ失フ天下千萬人ノ元氣ヲ失ヒ而シテ日ニ益々甚シケレバ則チ國安ンゾ能ク獨リ其昌盛富強ヲ致サン哉、今我國大變革ニ遭際シ、世動モスレバ智僞詐偽ニ趨ツテ耻無キ者アリ、是我帝國ノ醜賊ナリ我輩誠ニ發奮シ天下ノ元氣ヲ振ハント欲ス、則チ宜シク先ツ自ラ治ムルヨリシテ始メ而シテ人民ノ權利ヲ保有シ以テ自主獨立ノ人民トナリ歐米各國自由ノ人民ト匹交シ得ルヲ務メズンバアル可カラズ

且ツ夫レ政府ナル者ハ畢竟人民ヲ保全センガ爲ニ設立セラル、者ニシテ専ラ人民ノ爲ナリ、故ニ歐語ニ政府ノ官員



ヲ指テ公共ノ僕ト云フ、然ラバ則チ人民ハ國ノ本ナリ、今我輩其一分ニ居ル豈亦自ラ敬シ自ラ尊バザル可ケン哉、人惟自ラ敬尊セズ故ニ卑屈狡猾猥褻ニシテ無耻ニ至ル、人苟モ耻無キトキハ則チ其能ク萬物ノ靈タル者幾クバクカ有ル、於是乎信義日ニ失シ廉耻日ニ喪フ夫レ信義廉耻ナル者ハ元氣ノ養ヒナリ、元氣一旦其養ヒヲ失フ天下ノ萎靡怠惰、乃チ斯ニ從フ矣、今我國動モスレバ倉皇狼狽而シテ猥褻無耻ニ至ル者アリ、是我輩ノ大ニ憂ウル所ニシテ而シテ諸君亦必ズ之ヲ慨セン、請フ諸君ト共ニ此ノ元氣ヲ振起スルヲ以テ敢テ自ラ任ジ相共ニ我日本帝國ノ隆盛ヲ致スヲ謀ラン

夫レ我輩誠ニ人民ノ權利ヲ伸ント欲ス則チ民會必ラズ立テズンバアル可ラズ、況ヤ惟斯制度獨リ能ク我 天皇陛下ノ尊榮ヲ益シ我帝國ノ福祉ヲ長ズルニ堪ルヲヤ、然リト雖モ上已ニ之ヲ言ヒシ如ク人民ナル者ハ國ノ本ナリ苟モ人民ノ品行汚下ナラバ則チ民會立ト雖モ其效必ラズ十分ナル能ハズ故ニ到底人民ノ自修自治而シテ以テ自ラ立ツ者天下福祉ノ本ナリ、加之ルニ人民已ニ至貴至重ノ權利ヲ受ケ以テ天下ニ獨立シ得可キノ理ヲ有ス、則チ其自ラ修メ自ラ治メ以テ其政府ニ依頼スルコト過甚ナラザル者亦其責任ナリ、故ニ其自ラ修メ自ラ治ムル者則チ我輩人民タル者ノ務ナリ

夫レ其自ラ修メ自ラ治ムルトキハ、之ヲ内ニシテ自ラ敬尊シ信義ヲ重ンジ廉耻ヲ崇ビ揚々トシテ自主自由人民ノ氣風ヲ張り、之ヲ外ニシテ結社合力職業ヲ勤勉シ險ヲ避ケズ難キヲ畏レズ耐忍シテ挫ケズ敢爲シテ必ズ遂ゲ、同社ノ士患難相恤ミ利益相共ニシ一個ノ私利ヲ營セズ一般ノ公益ヲ謀リ以テ開化文明ノ實ヲ擧グル等ノ謂ナリ、然ルニ今我輩是等ノ事ヲ立ント欲ス一人一個ノ能ク做シ得可キニ非ズ必ズヤ同志ノ士結社合力始テ能ク斯ノ志ヲ達スルヲ得可シ、則チ歐米人民ノ能ク結合シテ其強盛ヲ致ス所以ナリ、夫レ舊俗未ダ必ズシモ惡シカラズ惟能ク之ヲ修飾改正シテ以テ時勢ニ適スルニ在ルノミ、俗語、組合ナル者アリ、此則良制ニ因ル可キモノナリ、請フ諸君ト共ニ此組合ノ制ヲ完備シテ我輩ノ志ヲ達シテ天下ノ民會ヲ改立シ、國家志氣ノ根本ヲ立ン

是ノ故ニ我輩ノ志ハ則チ人民ノ權利ヲ伸張シ生命ヲ保チ自主ヲ保チ職業ヲ勤メ福祉ヲ長ズルニ在リ而シテ我輩ノ事ハ則チ自ラ修メ自ラ治メ自ラ助ケ自ラ立チ而シテ天下ノ元氣ヲ振起スルヨリシテ始ム可シ、誠ニ諸君此志ヲ同ジウス、請フ相共ニ結社合力シ以テ斯志ヲ達セン哉若シ夫レ結社上ノ條目規則及ビ其着手ノ次第ニ至テハ我輩自ラ所見アリト雖モ今之ヲ茲ニ言ハズ其或ハ私見ヲ張ルニ陥リ會合集議ノ意ニ戻ランコトヲ恐ルレバナリ故ニ一夕諸君ト相共ニ之ヲ議定セントス

明治七年四月

立 志 社

是れが、立志社の趣意書であるが、その文體の、全く舊式にして、現代の文章と、遙かに相違して居る所が、頗る面白い。猶ほ其主張に至つては、大いに参考とす可き點もあつて、現代の時弊に、觸れて居る所もあるのが、甚だ妙ではないか。此趣意から見て、翌八年に、板垣が、漫然、入閣する事の、不可を唱へて、同志の反對したのは、實に當然の事態であつた。唯だ、板垣は、木戸や大久保が、國會論に共鳴して、一日も早く、開設の運びをつける、といふた辭に信賴して、同志の反對に不拘、急いで入閣したのであつたが、さて入閣して見ると、全く所期に反したので、忽ち辭職して了つた。於此、同志に對しても、板垣は、國會論を物にせねばならぬ、責任が生じた。そこで、全國遊説を始める事になつて、今度こそは、明白に、反政府の旗を、翻へす事に、なつたのである。



# 板垣の理想

板垣は、一本調子の理窟屋で、その生涯を終つたが、若し此人が、後藤象二郎の横首を、少しばかり加味し得たら  
 那の寂しい、死を遂げずに、或は大隈と同列に、侯爵の肩書も得て、愉快な生涯を送る事が出来たかも知れぬ。け  
 れども、此人の性質として、それは出来なかつた。其處に、此人の眞價は存する。

情愛には、温い人であつたが、疝癩の強い爲めに、時として、無情のやうに見える事もあり、理窟に偏する爲め  
 情實を、顧みぬ事もあつて、頑冥な人の如く、思はれる時もあつた。これが原因をなして、多くの乾分や味方が、追  
 追に遠ざかつて、晩年には、少數の人が、その左右に居たばかりで、加之るに、貧乏が、長く續いたので、悲惨な  
 生涯を送る事になつたのは氣の毒の極みであつた。

私が、曾て、衆議院議員の候補に立つ時、板垣に、その推薦状を、求めた事があつた。然るに、板垣は、私に向つ  
 て「お前の政見を聞いてからにする」といはれた。これには、私も驚いて、「私は、貴下の率ゆる自由黨の一人として  
 三十年の間、貴下の指揮の下に、働いて居たのだから、今更に、私の政見を、いふ必要はない」と答へた。それでも  
 板垣は、私の政見を聞かぬよりは、推薦状に、名を出す事は出来ぬ、といふて、私の要求を却けた。於此、私も少  
 し疝癩に觸つたから「宜しい。それでは、お願ひ致しません。その代り、私は、勝手に貴下の署名ある、推薦状をつ  
 くりますから、訴へるとも、取消すとも、貴下の思ふ通りになさい」といつて、トヤ／＼推薦状を、勝手につ

くつて配布した事がある。  
 それが知れる、と、私に來てくれ、といふたから、私は、直ぐに行つた。板垣は、笑ひ乍ら「お前の剛情は相變ら  
 ずだが、今度の事は、己れが悪かつたから、今改めて、推薦状を出す事は、承知した。就いては、斯ういふ風に、書  
 いて出したら可からう」といはれて、種々と懇談をされたので、私は、涙の出るほど嬉しかつた。

一事が萬事で、板垣は、斯うした調子の人であつた。大概なものは、最初の時に怒つて、その儘出入りしなくなる  
 が、私は、板垣に對して、心から尊敬して居たから、自然と、此我儘も出て、終には板垣の方で、剛情の角を、折つ  
 て出てくれたから、相變らず深い關係を、有つて居た。

今の時代に、労働問題が盛んになつて、社會政策の聲が、漸次大きくなつて來た事についても、板垣の昔が、思ひ  
 出される。

明治十七年に、板垣は、西洋から、歸つて來て、新しい説を公けにした。そのうちに、今の所謂、社會政策なる  
 ものが、芽ぐまれて居たのだから、實に先覺者の名に、耻ぢぬ人であつた。

「我輩は歐米各國へ行つて、物質的文明の進歩して居る、状態に驚いた。日本に居て想像したよりは、その盛んなる  
 状態に驚かされた。理化學の進歩と共に、機械力の活動は、實に盛んなるものであつて、産業の振興するものも、全  
 く之れが爲めである、と思つた。

乍併、その裏面には、亦た恐る可き事情の、伏在する事を忘れてはならぬ、と思つた。理化學の進歩につれて、  
 機械力の働きの盛んになり、産業の發達は、見る事が出来ても、その結果は、貧富の懸隔が甚しくなつて、それ  
 が爲めに、貧者に對する、壓迫がはげしくなるから、何時か、貧者は、生活の苦痛から遁れよう、として、富者に  
 對抗するやうになる。富者は、貧者の反抗が、起つて來るに従ひ、ます／＼之れを抑へつけよう、とするに、極つ  
 て居る。その争ひが極度になると其處に恐る可き、貧富の戦ひが、起つて來て、終には世界的に、その争議が始ま



り、腕力にまで訴へるやうに、なつて来るであらう。此一事は、深く先覺者の、考ふべき條件であつて、之れを輕

視するものは、眞の政治家とはいへぬ。

顧みて、我邦の狀態を見るに、未だその程度にはならぬが、多くの歳月を経るうちには、やがて同じ狀態になるも  
のと思はねばならぬ。西洋の文明が、追々に、侵入して来るに従つて、進歩した理化學も發明される。機械力も遠  
慮なく、はひつて来る。それが爲めに、産業上に、大革命が起つて、我邦の狀態は、全く一變するに、極つて居る。  
西洋と同じやうに、貧富の懸隔は、漸次はげしくなつて来て、貧者の思想の上にも、恐る可き變化を引起して、社  
會組織の上に、一大脅威が下つて来るであらう。されば、今のうちから、政治家や先覺者は、その覺悟を、有つて  
居なければ、不測の災ひに襲はれて、大切な國體の上にも傷がつく。故に、我輩は、諸君と共に、此事について、  
深く研究もし、亦た計畫も建て、貧者を救ふ政策を、考へなければならぬ。

板垣は、洋行から歸ると、先づ斯ういふ事を唱へて、世間に訴へたのであつた。

近年になつて、頻りに唱へられる、社會政策なるものは、三十年前に、板垣が、既に喝破して居る。今の勞働問題  
や、生活問題も、その細目に涉つて、論じては居らぬが、やがて起るべき、問題である事は、板垣は、明治十七年に  
唱へて居る。先覺者とか、政治家とか謂はれるものは、此の位に早く、警鐘を鳴らしてくれねばならぬ筈であるが、  
大概のものは十年前に、十年後の事をいふと、すぐに理想論だ、といふて、頭から貶しつけて了ふから困る。理想は、  
必ず現實されるものであるから、無外に排斥してはならぬ。理想なるが故に、取るに足らぬ、といふ事はあまりに、  
現實に囚はれた、僻見といふ可く、先覺者としては、感心の出來ぬ辭である、と思ふ。

華族廢止論も、それと同じやうに、板垣が、始めて之れを唱へた時は、今の過激思想よりも、猶ほ危險に取扱はれ  
たが、今日では、何の造作もなく、青年少女の口からも、之れを聞くに至つた。

族に在る事を思ふて、いよく板垣の有難味は、加重される。

單に廢華族論のみではない。板垣の主張は、階級制度の撤廢に、在つたのだ。四民平等とは、即ち政治的に、四民  
の同權たるべきを唱へたのであつて、民衆政治が、板垣の主張であつた事を、忘れてはならぬ。板垣が、政治家とし  
ての第一歩は『士の常職を廢して、四民皆兵の制度を建つる』に在つた。今てこそ、斯様な事を唱へても、誰一人  
として異むものはなからうが、未だ明治の初めに於て、之れを口にすれば、狂人の扱ひをされた位に、一般の人は、  
全く覺醒して居なかつた。それを押破つて、終に頑冥な、政府者を首肯せしめ、人民の眠り迄、さまざま所に、板  
垣の偉い所はあつた。

華族は廢す可し、と唱へた、板垣が、終に華族に列せられ、本人も、之を受けた事について、多少は疑ふ人もあら  
うが、是れは、板垣の本心でなく、時の政府者が、板垣の口を、抑へる爲めに、強て斯うした、逆手を用ひたのであ  
つて、その事情は、いづれ詳しく述べる事にしよう。

此人が、自由民權、四民平等を標榜して、全國に遊説を試みたのであるから、その反響の、強く在つたのも、無理  
はない。



### 士族と農民の奮起

我邦に於て、納租の義務を課せられたものは、昔から農民に、限られてあつた。町人や職工は、全く無税であつたが、富豪は、時として、冥加金なるものを徴集せられた。大名政治になつてからは、一層その傾きがあつた。これが爲めに、農民の苦んだ事は、一と通りでなかつた。納租の爲めに、可愛い娘を、遊女に賣つたり、その義務を果さない、といふので、水牢の苦みを受けたものは、實に無數であつた。

反之、町人や職工は、その苦痛を知らず、のほほんで、暮して居られた。思へば、馬鹿らしい事で、偏頗の政治ではあつたが、これが、當時の制度で、止む事を得なかつた。納租の苦みから、藩主や領主に、席旗を押立て、大騒ぎをやつた、百姓一揆は、いくらも例はあるが、町人や職工の、それをなした事は、殆んど聞いた事がない。されば農民の不平は、随分、長い間の事で、何かの機会があれば、その不平は、爆發する筈であつたが、何しろ、長い間の壓迫に、多くの農民は、その氣力も疲へて、奮起する覺悟も、容易には出なかつた。

所へ、板垣が、四民平等論で、説き廻つたから、忽ちに集まつて来て、板垣を、盟主に仰ぎ、此に農民のうちでも多少の文字あり、議論ある輩が、一時に奮起した。同時に、舊藩の士族が、薩長の專横に、豫て憤慨して居たので、自由民権の旗へ、參集して来た。

から、板垣の指導に依つて、國會開設の請願運動に、加はつて来た。都會の地に住する、商工業者は、自由民権論にも、四民平等論にも、將た、國會開設の企てにも、さまでの共鳴は、なく、國家の事は、政府が行つてくれるのに、板垣も、餘計な事をするものだ、といった風に、傍觀の態度で、平然て居たのだから、面白い。

武門政治の御蔭で、長い間、握つて居た、特權を振廻して、空威張りに威張つて居た、士族ほどに、商工業者の不平は、深くなかつた。納租の爲めに、酷い苦痛を、感じて居た、農民ほどに、不満の氣もなかつた。これが爲めに、政治に對する恩怨は、極めて淺く、寧ろ冷やかな位であつた。

今でも、都會の商工業者に、政治熱の薄いののは、先づこれが爲めと、見て可からう。當時の自由民権論を、今の進歩した、政理から割出して、よく論評する人がある。けれども、それは、無理な事である、と思ふ。透徹した學理や、組織ある政治學から、起つて来た、自由民権論ではなく、薩長藩閥の、專横に憤つて、自由民権論は、起つて来たのであるから、極めて單純な、反政府の旗印と、見る可きであつて、之れを以て、學理を基礎とした、政論と見るのは、間違つて居る。四民平等論も、同じ事で、政治的に成立つて居る階級、即ち華士族平民の區別は、その意を得ぬ、といふ意味から始まつたもので、純な學理の研究から起つた、平等説ではなかつた。

この簡單な、意味から起つた主張であるから、之に共鳴した、國民の聲も、存外に力強く、その運動も、極めて眞率なものであつた。尤も、その頃から、頻りに輸入されて来た、佛蘭西の革命思想も、頗る刺激を與へた事は、見通し得ぬ。

路易十四世が、斷頭臺の露と、消えた事や、無數の貴族僧侶が、數日の間に、其首を刎ねられた事は、常に辯士の舌にかゝつて、壓制政治を行ふものは、皆な如此し、といった風の演説が、到る處に、喝采を博したものであつた。



唯だ理由もなく、集つて来た、士族と農民は、板垣を、神の如く崇敬して、その指導の下に、反政府の吶喊を擧げた。運動の方法としては、國會開設の請願をするのが、唯一の道に、選ばられたのであつた



### 西園寺と東洋自由新聞



西園寺公望と、中江兆民の二人は、佛蘭西の革命的思想を、當時の民権論者に、吹込んだ先覺者であるから、少し履み込んで、此二人の事を、記す必要がある。

西園寺は、公卿のうちでも、名家の出身で、夙く佛蘭西へ留學して、新しい思想を、有つた一人であつた。

公卿の第一位が、攝家といつて、何時でも、攝政關白になり得る、資格を有つ家柄であるが、それに亞いて、清華と稱する、公卿があつて、徳大寺や西園寺は、その清華に、屬して居た。公望は、清華の徳大寺家に生れ、西園寺家へ、養子に行つた人である。

只看れば、眉目清秀の、一貴公子たる、公望も、存外に、霸氣の有る、負けじ魂の、公卿であつた。青年の頃から、どこことなく圭角があつて、先輩や同輩からは、その將來に、注意されて居た。中興の先祖は、皇后の里方を勤め、自分は、明治大帝が、未だ其頃は、皇太子であらせられたが、御學友として、その御對手を、致して居た所から、皇室とは、淺からぬ因縁があつた。

慶應四年の春、伏見鳥羽に、戦ひの起る時、滿廷の公卿は、みな色を失ふて、狼狽した。流石の岩倉具視も、これには頗る苦んで、和戦いづれの道に、つく可きかを、衆議に問ふたが、誰れ一人として、進んで發言するものなく、滿場寂として、咳嗽一つするものさへ、なかつた。その時に、公望は、膝を進めて、



「昨秋、貴卿から、薩長の代表者、大久保市蔵と、廣澤兵介へ渡された。討幕の密勅は、何の爲めであつたか。今や徳川慶喜は、兵力を以て、宮闕へ、迫らんとして居る。此の際に於て、兎角の評議は、無益と存する。勝敗の如きは固より考へるに及ぬば。速に征討の軍を、差向く可きである」と、喝破した。之れで、廟議は決し、直に開戦の運びになつた。

その戦ひは、朝軍の勝利となつて、天下の大勢は、定まつた。すぐに公望は、勅命を拜して、山陰道へ、鎮撫總督として赴き、先づ雲州松江へ乗込んで、之れを歸順せしめ、山陰一帯は、旬日ならずして、平定した。

それから、北越方面へ、同じく鎮撫總督として、赴く事になつた。關東からは、板垣退助が、奥州街道を攻め下り、山縣有朋、黒田清隆は、北越方面を、受持つて居た。公望は、新潟に在つて、庶政を見る事になつた。

京都から、急使が行つて、公望を、新潟の知事に推した。公望は、之れを喜んで受けるか、と思つたら、案に相違して、手酷しく刎付けた。

「公望は、歳末だ二十を越えず、田舎に隠居するのは、ちと早いでせう」と、いつて、辭令を突返して、その夜、直に江戸へ上つて了つた。

その意氣の豪壯、實に公卿の、若旦那としては、稀れに見るの人であつた。

それであるから、天下泰平になつて、洋行させられたのである。公望の行つた先は、佛蘭西であつた。

大革命があつて、相當の星霜は経つたが、未だ其氣分は、残つて居たから、佛蘭西人の政治論は、民主を義であつた。政府は、大統領を戴いて、共和政體の國であつた。ポルテールや、ルーソーの議論が、佛蘭西の政界といはず、將た學界といはず、漲り渡つて居た時であつた。公望は、その空氣を吸ひ、その教育を、受けて居たのであつた。

歳も壯んで、キビ／＼した、氣魂を有つて居た、公望は、いつか其思想までが、佛蘭西化して了つた。公望の氣象の一端を、現はした逸話がある。毎夜のやうに、球突に行つて居た、公望は、或夜、球を突きながら、

誤つて窓硝子を破つた。給仕は、日本の貴公子だ、といふ事を、知つて居て、その辨償を求めた。格外的代金を強請らう、としたので、公望は、その額を聞いて、

「それだけ拂へば、宜しいのですか」

と、念を押した。給仕は、

「一枚について、それだけ拂へば、宜しい」と、答へた。

公望は、球突の棒を取直す、と、すぐに窓硝子を、一枚残らず、打破つた。驚いて居る、給仕を尻眼にかけて、ポケットの裡から、貨幣を、掴み出した。

「サア、勘定して下さい、残つたら君の所得にしたまへ」

此一言を残して、ズン／＼歸つて行つた。見て居たものは、實に愉快に思つた。巴里に居る間は、此調子で、日を

送つて居た、といふ事であるが、今の西園寺を見て、當年の事を想ふ、と、實に今昔の感に堪へぬものがある。

明治十三年に歸朝してから、頻りに佛蘭西の、革命思想を鼓吹し、ポルテールや、ルーソーの政治哲學を、血氣の青年に、講釋した。公望は、藩閥の政治家より見て、一種の脅威であつたに、違ひない。今の明治大學、その頃の、明治法律學校の講壇に、公望の雄姿を、見る事を得なくなつたのは、政府者の干渉の結果であつた。

信州松本の獎、匡社を代表して、國會請願に出て來た、秘澤求策が、巧みに公望を説いて、東洋自由新聞の名譽社長に、祭り上げたのは、その前後の事であつた。

自由民權の思想が、勃然として、起つて來た時、此新聞の發行は、實に天來の福音ともいふべく、四民平等の叫びの、漸くさかんなるに當つて、佛蘭西流の政論を傳へられたのは、民權派の爲めに、無上の賜であつた。

中江兆民が、一流の筆鋒を以て、藩閥政治に、痛撃を加へ、新思潮に、基礎を置いた、政論を、無遠慮に唱へて、



頑冥な政治家を、罵倒した。その壯烈は、天下に志あるものをして、満身の血を、湧かしむる價へがあつた。東洋自由新聞の權威は、日を逐ふて、重きを加へ、民権派の勢力は、刻々に、増大して來た。政府者の狼狽は、實に容易ならず、何とかして、此新聞を打倒し、民権派の據る所を失はしめよう、と謀つた。終に西園寺社長の頭上に青天の霹靂は、下る事になつた。

初め、此事については、岩倉から談じられたが、勿付けて了つた。三條も、懇切に説いたが、それでも背かなかつた。實兄の徳大寺實則が、泣くやうにして頼んだが、どうしても、承知しなかつた。果は、太政官の問題に迄なつたが、毅然として動かなかつた。公望の覺悟は、却々に強く、新聞社との關係を絶たう、としなかつた。

そのうちに、新聞の力は、漸次延びてゆくのみならず、兆民の所論は、一日々々、はげしくなつて、ルーソーの民約論を基礎とした、社説に動かされて、反政府の氣運は、高くなるばかりであつた。

國會開設の請願運動は、目覺ましい勢ひを以て、全國に、起つて來た。太政官や、元老院の門前は、何時も、總代の志士が押かけて、それが爲めに、賑ふ位であつた。

民論の勃興を忌むは、專制政治家の平生である。民論の基礎が、どういふ所に、置かれてあらうと、そんな事は構はず、とに角、民論なるものは、蟲が好かぬので、何とかして、之れを潰さう、と、はかるのは、いづれの時代でも、同じ事だ。

第一に、癢に觸るのは、東洋自由新聞であるが、社長は、西園寺公望といふので、一層困つた。西園寺さへ、引離してしまへば、新聞は、自然に潰れるもの、と見て、それから、最後の手段を、執る事になつた。

それか、あらぬか、その邊の消息は、判然解らぬが、西園寺は、宮内省へ、召出された。此時の宮内卿は、徳大寺實則であつた。その御用といふのは、意外千萬にも陛下の御沙汰を、傳へられるのであつた。

先般、東洋自由新聞發刊に付、貴下、其社長を擔任せらるゝ趣き

右は  
主上御思召を以て、退社致さす可き旨、御内勅有之、乃ち實則より御内達に及び候也

と、いふのであつた。

流石の公望も、終に剛情の角を折つて、新聞社との關係を、絶つ事になつた。時に、明治十四年四月八日の事である。

之れが原因となつて、東洋自由新聞は、潰れて了つた。けれども、かねて植付けて置いた、民権思想は、それが爲めに、却つて強くなつた。公望は、間もなく洋行して、我政界の、波動から遠ざかつた。



# 中 江 兆 民

その時代を回想して、どうしても、忘れ得ないのは、中江兆民である。

晩年は、喉頭痛を病んで、その遺著たる、一年有半に、思ふさま氣を吐いて、兆民一流の學統をつぐ可き、唯一の門人、幸徳秋水の、手に擁されて、寂しい最期を遂げたけれど、一時の兆民は、我が論壇の權威であつた。土佐から、出て来て、苦學して居たが、時の内務卿、大久保利通に見出されて、洋行する事を得た。同郷の先輩たる、後藤象二郎や、板垣退助に頼まずして、大久保の援助に依つて、佛蘭西へ渡つたのが、ちよつと、變つた事のやうに、思はれる。

巴里に留學中、西園寺や、松田正久と、相識るやうになつて、歸來、その交り深く、薩長の政府に反抗して、深遠な哲學から割出された、政治論を高唱し、未だ政治思想に、深い興味を有たなかつた、國民を、親切に、教育してくれた事については、深く感謝しなければならぬ。

我國は、長い間の武門政治で、國民は、一切の權利を認められず、その生命と財産は、擧げて武家の自由に、扱はれて居た。その結果として、國民に、何等の思想なく、只だ醉生夢死の中に、その一生を、送つて居る丈であつた。王政復古の革命で、武門政治は破れ、階級制度の根本は、全く壊されて了つたが、國民は、容易に眠りから、覺めなかつた。徳川に代つて、薩長の政治家は、徒らに其聲のみを美しくして、その實は、矢張り、武門政治と同じく、

專制の限りを行ひ、階級の撤廢も、自分等に都合のよい、部分のみに用ひて、少しも一般に及ぼさう、とはしなかつた。

此時に方つて、兆民は、佛蘭西の、大革命を説き、權利思想の、向上を論じて、國民の政治的に、活きん事を、促がした。或は政理叢談の發刊となり、或は民約論の漢譯となり、或は佛學塾を興して、頻りに政治教育に努めた。

その頃から、自由民權の聲を、漸く聞くやうになつた。政治論は、到る處に、起つて來た。自然に、左様な可き氣運が、芽ぐんで居たのでもあらうが、兆民の筆に依つて導かれ、その氣運が、一層はやくなつたのは、争ふ可からざる事實であつた。

佛蘭西の大革命は、世界の專制主義を打破る、警鐘になつたばかりでなく、遠い日本に迄、その響きは及んで、自由民權の叫びは、漸く高くなつて來た。

兆民の筆は、今から想ふも、實に偉大なものであつた。地方の有志にして、多少の理窟を捏るものは、皆な兆民に教へられて、自由民權を叫んだものであるが、殊に、ルーソーの民約論から導かれた、政府反對の氣分は、日を逐ふて、強い力を、有つて來た。壯快な革命物語は、青年の血を湧かして、政治の改革は、血を以て爲す外なし、と迄思はしめた位で、政府者の驚きは、一と通りでなかつた。

その結果は、東洋自由新聞の經緯となつて、宮中の問題に、なつた程だが、とに角、兆民の筆の力は、偉いものであつた。

兆民は、極く眞面目な人であつたが、世間からは、滑稽な人の如くに、思はれて居る。それは、何ういふ理由か、といふに、兆民の言行は、動もすると、他の不意をうつ傾きがあつて、それが爲めに、ふざけた人のやうに、思はれたからである。殊に、諷刺と嘲罵とは、最も長所とする所であつて、筆にも、舌にも、すべて其辭は、現はれて來る。平生は、餘



り雄辯でなかつたが、一たび酒に酔ふて、興に乗じた時の談論は、多く得易からざるの、雄辯であつた。本来の性質は、極く弱い方で、涙脆い人であつた。私は、兆民が、酒を飲むのを見て、その弱い性質を、無理に強くしよう、とする爲めではないか、と、常に左様思つて居た。兆民と酒については、却々面白い話があるから、それを紹介する事にしよう。神戸に畠中といふ、宿屋があつて、今でも、立派にやつて居るが、その主人は、土佐の人であつた。兆民とは、同國の關係であつたが、どういふものか、兆民との交際は、なかつた。その主人が、何かの會合で、兆民に對して、屢々大阪へ来るにも不拘、自分の家へ、一度も泊まつてくれぬ、といふ怨みをいふた。それを、兆民へ傳へたものがある、と、涙脆い兆民は、之れを聞いた時から、頻りに氣にして居たが、或時、東京から、土佐へ歸るので、神戸へ立寄つた。その時に、思ひ出したのは、畠中の事であつた。

今、日が暮れたばかりで、畠中の店先は、相應に、混雜して居た。

『オイ、泊めてくれないかな』

脊の低い、黒い顔をした人、頭髮は手入れもせず、ホヤ掃除、よろしくの態、着て居る衣物も、垢染みた汚ないものであつた。

『へい、お一人様で御座いますか』

『さうぢや、己れ一人……』

店のものは、一寸ためろふたが、帳場格子のうちに居た番頭が、

『二階の十番へ御案内して、お上げなさい』

と、いふた。

下女が、出て来て、二階へ案内した。脊比べなら横から來い、といつたやうな、デブ／＼肥つた下女は、無格好な膝を、窮屈さうに揃へて、太い手をついた。

『お風呂を先きになさいますか、御飯を先きに、なさいますか』

『イヤ、己れは酒だ。風呂は、どうでもよろしい、飯も要らぬ。とに角、酒を持って来てくれ』

『それは、お氣の毒様で御座いますが、御酒は御座いません』

『何ツ、酒がない、と、馬鹿な事をいふな。日本一の灘を、控へて居るではないか、神戸の宿屋に、酒が無いとは、何の事ぢや。金は前拂ひにしてやるから、すぐ買つて來い』

下女は、氣の毒さうな顔をして、モチ／＼して居たが、

『イエ、お酒は、賣つて居る所が御座いますけれど、當家では、お酒を、御客様に出す事は、出来ませんのです』

『えッ、何ぢや、酒は、客へ出さぬと』

『へい』

『そ、そ、そりや、どういふ理由か』

『當家の主人が、禁酒會の幹事で御座いますから、お酒を、出す事は出来ません』

『馬鹿な事を吐かすな。お前の主人は、禁酒會員でも、己れは禁酒して居ないぞ、はやく持つて來い』

『何とおつしやつても、主人の申付けて御座いますから、お酒を、出す事は出来ません』

『そりやア、困つたな。己れは、酒が在るので、生きて居るのぢや。酒が無ければ、生れても來んのぢやよ』

『それでも困りますから、がまんして下さい』

『がまんは出來ぬ』

『……』



「はやく持つて来てくれ」

「……………」

何といふても、下女は應じさうもないから、首にかけた紐を脱して、その先きに、緊かり括してある、財布を出した。

「お前には、いくらでも褒美をやるから、内密で、買つて来てくれ」

「そんな事をして、主人に知れますと、大變ですから、御勘辨下さい」

「よし、それでは、主人に、一寸来い、と、いふてくれ」

「へい」

「主人へは、己れが話をする」

「お名前を、伺ひ度う御座います」

「己れか、己れは、中江先生と、いふのぢや」

「へい」

「はやく呼んで来い」

その權幕がえらいので、下女は、帳場へ、やつて来て、その旨を告げた。

之れを聞いて、主人は、少し變に思ふた。中江先生といへば、兆民の事であらうが、自分から、先生といふのは可笑しい。が併し、酒の事ばかり、いふて居る、といふから、その點は、兆民らしくもある。とに角、どんな人か、隙見をして見よう、と、そつと、上つて来て、障子の穴から覗く、と、正真正銘の兆民であつたから、驚いて、障子を開けながら、

「こりやア、先生、よくおいで下さいました」

「やア、畠中ツ」

「その後は、しばらくして」

「挨拶なんぞは、何うでもよい。はやく酒をたのむ」

畠中は、頗る困つた、といふ容子で、何かグヅ／＼いふて居る。兆民は、少し焦れ込んだ。

「はやくせんか」

「先生」

「何ぢや」

「それは何うか、御勘辨を願ひ度いものです」

「勘辨してくれ、とは、何の事か」

「酒は、人體に大害あるものですから、私も、禁酒會にはひつて、酒を呑む人には、その害を、説いて居る位で、先生だから宜しい、といつて、酒を差上げます、と、私の信用にも關しますから、どうぞ御勘辨を、願ひ度い、と思ひます。殊に、先生は、日本一の御方で、一層御養生を願ひませんと、萬一の事でもあつたら、それこそ大變ですから、どうか、禁酒して下さるやう、ひとへに願ひ上げます」

「馬鹿な事をいふな、酒は、百藥の長ぢや。酒を飲まぬやうな奴は、とても話相手にならぬ。己れは、酒の爲めに死ぬのは、少しも厭はぬよ」

「それは、先生の御考へが、違つて居りませう。先生は、御自分では、何とも思つておいてなさらぬが、世間からは、日本一の御方として、皆な尊敬して居るので御座いますから、さう生命を、粗末になすつては、不可ません。お酒を飲んで、先生に、萬一の事があつては、日本の損害になります。どうか、禁酒して下さるやうに、ぜひ願ひ上げます」



と、畠中は、熱心に、説きはじめた。果は、禁酒會の説明書や、酒で死んだ人の、解剖圖などを出して、頻りに論じかけるので、流石の兆民も、たうとう凹垂れて、

「可しく、もう解つた。そんなものを見て、酒が嫌ひにでもなつては、大變ぢや。今夜丈は、禁酒してやらう」

「ゑッ、禁酒して下さいませるか」

「今夜丈ぢや。お前の家を出てしまへば、矢張り飲む」

「たとへ、一と晩でも、止めて下されば、私は、満足で御座います」

「己れは、頗る不満足ぢや」

「それでは、直ぐ御飯の支度をさせませう」

主人は、大喜びで立上つたが、兆民は、如何にも困つた、といふ態度で、

「酒は飲まぬ、としても、徳利がない、と張合がないから、湯でも水でも入れて、持つて来てくれ」

「へい」

畠中が、階下へゆくと、間もなく下女が、膳部を、運んで來た。兆民は、珍らしく酒を飲まずに、飯を食ひ終つた。

彼れ是れするうちに、時刻はうつつて、寢床の準備をしてくれた。

どうしても、眼がさえて眠れない。寢床へ横になつて、しばらく考へて居たが、やがて起上つて、階下へ、やつて

來た。

「先生、何か御用で御座いますか」

「少し散歩して來る」

「それでは、おはやくお歸り遊ばせ」

「うむ」

兆民は、ブラ／＼出かけた。一時間ばかりすると、と、歸つて來て、靜かに眠つた。

翌朝になつても、兆民は、容易に起きて來ないから、下女に命じて、煙草の火を、持たせてやつた。しばらくすると、下女は、顔の色を變へて、かけ下りて來た。

「旦那、大變で御座います」

「どうしたのか」

「昨晚のお客様が、大變に酔つ拂つて、グ／＼寢て居ります」

「何だ、酔つ拂つて……」

「へー」

「どうして、先生が、酔つ拂つた。誰れが、酒を持つて行つたか」

「誰れも、酒を持つて行つたものはありませんが、酔つ拂つて居るのです」

「馬鹿なツ、酒を飲まずに、酔へるか」

「それでも……」

「よし、己れが、行つて見る」

大急ぎで畠中が、二階へ上つて見ると、下女の言ふ通り、兆民は泥酔して、眠つて居る。

「先生、先生」

兆民の手を、引つ張りながら、呼び起した。兆民は、漸く醉眼を開いて、

「やア、畠中……」

「先生、どうなさいました」



「多ーいッ、ぶつ……」  
臭い、酒臭い呼吸を吹っかけるので、島中は、呆れ返つた。

「先生、どうして酒を飲みました」

「ハツハ、ハ、ハ、ハ、馬鹿な奴ぢや。どうしてつて、口から飲んだのぢや」

「酒は、どうして手に入れました」

「昨夜、散歩に出かけて、ブランデーを、買って来た」

果然、ブランデーの空瓶が、轉がつて居る。こつそり、持つて歸つて、ペロリと、飲んでしまつたのだ。

「お前が、あんまり酒の事を、やかましくいふから、斯ういふ家で飲んだら、どんな味がするかと思つて、たうとう

一本、飲んでしまつた、ハツハ、ハ、ハ、ハ、」

「何を、着になすつた」

「酒を飲んで、死んだ奴の胃袋、その解剖圖を見ながら、どの位飲んだら、胃袋が、此の位になるか、と思ひな

がら、飲んでしまつたが、まだ胃袋は、どんなになつたか、解らないよ」

人を馬鹿にするのも、程度があつたものと、島中は、ブン／＼怒るが、兆民は、獨りニコ／＼笑つて居た。

西園寺公望が、東洋自由新聞を創め、兆民を主筆にしよう、とした時、兆民は、西園寺を、巧く瞞して、芝口の居酒屋へ、連れ込んで、置き去りにした事がある。

それに似た、悪戯は、幾度も、くり返へされて、その都度、迷惑したものは、少くなかつた。それが毎時も、酒の上でする所から、兆民の酒癖を、彼れ是れいふものはあるが、之れを以て、兆民の缺點として數ふるものは、一人もなかつた。却つて、それが、兆民の愛嬌となつて、逸話の數を、残すばかりであつた。

門人の幸徳秋水が、未だ自由新聞の主筆を、爲て居た時に、新橋の或料理店で、兆民を、疑待した事があつた。此時の招宴は、秋水のみの催してなく、兆民の教をうけたものが、多く集つて来て、一同が催主になつての、宴會であつた。

約束の時間になつても、兆民は、容易に、やつて来ない。結局は、兆民先生が、例の通り、どこかへ引つかゝつて、此宴會を、忘れて了つたのだらう、といふ事になつて、一同は、待たむらした餘り、宴會を開いて、互ひに飲みはじめた。

所へ、兆民は、出て来た。けれども、へべレケに、酔つて居て、手のつけやうが、ない位であつた。

席上を、斜旋する藝妓も、十四五人在つて、ナカ／＼盛んな宴會であつた。兆民が、平生から愛して居た、といつても、色や戀からでなく、その氣象に、男らしい所があつて、淡泊して居たので、それを、可愛がつて居たのだ。

その藝妓が、兆民を對手に、負けず劣らず、酒盃を、傾けて居た。

「オイ、己れの盃をうけるか」

「お盃なら幾つでも、頂戴しますわ」

「よし、金盃だが可いか」

「ハイ」

「さア、一ばい注ぐのだぞ。それから、お前にやる」

と、いひながら、兆民は、衣物の前を、まくつた。變な事をする、と思つて、よく見て居ると、垢だらけな汚ない、翠丸の皺を延ばして、

「さア、金盃ぢや、一ばい注げ」

「先生、およしなさいよ、そんな事を、爲るもんぢやありません」



「馬鹿ツ、己れの、持合せの金盃ぢや、漉々と注げ」

若い藝妓は、皆な遠く逃げたが、一座の元氣者は、手をうつて、笑ひ轉けて居る。

「先生、お燭のいゝのを、持つて來ますから、待つて居て下さい」

「逃げると、肯かんぞ」

「大丈夫です。そんな卑怯な女ぢやありません」

藝妓は、靜かに立つて、階下へ行つた。しばらくすると、布巾で、徳利を包んで、持つて來た。

「さア、先生、注ぎますよ」

「可し」

熱い酒を、金盃へ注いだ。兆民は、苦い顔をして、堪へて居る。

「先生、注ぎました」

「お前が、飲むのぢや」

「厭ですよ」

「厭とは怪しからん。お前は藝者ではないか、なぜ飲まぬか。客の献した盃を、何故うけぬ」

此の押合は、ナカ／＼面倒であつたが、どうしても、兆民は、飲ませようとして、やかましくいふ。

「それでは、先生、妾も飲みますから、先生も飲むてせうね」

「そりや、無論ぢや」

終に藝者は、その酒を飲んだ。外の女は思はず、顔を外向けた。

「妾は、頂戴しましたから、今度は、先生の番ですよ」

「よろしい」

「アラ、先生、いけませんね。金盃を引つ込ませては、卑怯ですよ」

熱い酒は、漉々と注がれた。

「さア、先生、飲んで下さい」

如何に、兆民が、えらい人でも、之れは飲めない。頻りに考へて居ると、その藝妓は、

「御返盃しました。飲んで下さい」

「さア、どうぞです」

「うーむ、こりや飲めん」

此時に、藝妓は、膝を正して、

「藝者はして居ても、妾は人間ですよ、悪戯も大概になさい。あなたも日本一の、兆民先生ぢやありませんか」

「……」

「こんな悪戯をして、あなたは、何れほどえらくなります。さア、藝者の返盃を、うける事が出來ないのですか」

「さ、それは……」

「あなたは、卑怯な御方ですね」

遂々、兆民は恐れ入つた。

昔の新橋藝者には、こんなのが居た。今は、どうか知らないが、之れは本當の、江戸前の藝者であつた。

明治二十三年に、議會が開けると、兆民は、大阪府下から、代議士に、選ばれて來た。兆民の事であるから、どこへ行つても、歓迎される候補者である、此方から頼まずとも、先方から、頼んで來て、候補者になつて貰ふ位であ



るのに、兆民は、新平民の部落から立つて、その候補者になつた。誰れ憚らず、己れは、新平民の代表者なり、と稱して、議會へ、出て来たのであつた。

井上角五郎に、蟹甲將軍の名をつけたのは、實に兆民であつた。井上が、議會の演壇に立つて、さかんに議論をする、その顔は、蟹の甲に、龜裂の入つたやうである、といふので、此名をつけた。

文章に於ては、一二を争ふほどの人でも、口舌に於ては、極めて不得意であつたから、演壇の上には立たなかつたが、代議士としては、有数の人物であつた。

その頃の議會を、昨今の議會に比べたら、實に立派なものであつたが、それでも、兆民には、不満足であつたらしい。幾何もなく辭退して、再び代議士には、ならなかつた。

初めて、當選して来た時、高輪の、後藤象二郎を訪ねて、

『我輩の同志を、連れて来たから、二三日置いてくれ』

と、いふて、五六人の田舎者を、頼んで行つた。

これが、選挙區の新平民であつた。けれども、後藤は、少しも知らなかつたので、非常に町重な待遇をした。兆民は、その人々を、置いた儘、出て行つた切り、歸つて来ない。そのうちに、新平民といふ事が判明つたけれど、兆民は、一向にやつて来ない。これには、後藤も、頗る困つて、

『彼れの悪戯には、閉口ぢや』

と、いつて、非常に迷惑した。

その後、北海道に、新しく起つた新聞があつて、その主筆に、招かれて行つた。報酬は高く、我儘の仕放題といふのだから、長持ちのする筈はなく、忽ちに退社して、しばらく遊ぶ事になつた。

此時分に、材木屋もやれば、紙屋もはじめた。士族の商法で、長續きはしなかつたが、一時は相當に榮えた。紙屋

の方は、實に盛んなもので、よく賣れたけれど、國元からの荷が止まつて、賣る物がないので、閉店してしまつた。安賣りをしたから、よく賣れたが、荷主の方へは、少しも金を送らなかつた。つまり、元値に頼着なく、安賣りをしたのであつたが、その代り、荷主には、仕入の金を、一文も送らなかつたのである。

中井櫻洲が、滋賀縣の知事をして居た時、兆民は、大阪に居て、東雲新聞を書いて居た。どちらも、奇行の多い人で、世間からは毎時も對照して、批評をうけて居たものだ。

中井は、薩摩出身の傑物で、縦横の奇才があり、膽力も、腕力も、俱に有つて、學問も、却々に深く、人物としては、大臣級であつたが、有つて生れた、悪癖の爲め、京都府知事で終つたが、その爲人は、堂々たるものであつた。

中井の悪癖といふのは、兆民と同じ型の、人困らせの悪戯であつた。荷も中井に觸れたもので、その悪戯に、迷惑を爲ぬものはなかつたらう。

前田正名のやうな、ひねくれ者でさへ、中井の爲めには、ギュー／＼ツて、眼に逢はされた。大久保利通は、中井の悪戯に引つかつて、馭者を、させられた事もある。故の原首相の、最初の妻、貞子さんの父は、此の中井であつた。

兆民は、中井に比較されるのが、いつも癢に觸つて居た。併し、中井には、未だ一度も逢ふた事がないので、ひそかに其機會を狙つて居た。

大津へ行く可き、用事のあるを幸ひに、中井を、訪ねる事に極めた。豫め用意して、津錦樓の大廣間に陣取り、中井を招いた。

中井も、兆民の事は、常に聞いて居たので、早速、その招ぎに應じた。酒席は、頗る振つて、奇人と奇人の立會、そのいふ事も、亦た爲る事も、すべて人の意表に出るので、座に侍した藝者も、綱子に乗つて、さかんに騒いだ。



そのうちに、兆民は、不意と立つて、階下へ行つた。中井は、いくら待つても、兆民が来ないから、不審に思つて樓婢に聞く、とすてに歸つた、といふから、變な奴だ、と思つて、それから、自分も歸へらう、としたら、兆民は、中井の外套を、着て行つた。後に残つたのは薄汚ない兆民の、外套であつた。翌日、兆民から、御馳走の禮狀が来た。中井は、兆民の招待とのみ、思つて居たら、支拂ひは、自分が、爲る事になつたのだ。その上、外套まで、着て行かれたのだから、流石の中井も、これには恐れ入つて、頭を掻いたといふ事である。

その他、兆民の奇行は、なか／＼に多くあつて、その奇行が、すべて何等かの意義あるもので、普通の奇人なるものが、奇を好んで、奇を行ふものとは、頗る其趣きを、異にして居た。

酒を飲んで居らぬ時の、兆民と、酒に酔ふて居る時の、兆民とは、殆んど別人の如き、觀があつた。酒を飲んだ時は、悪戯の限りを盡して、他を困らせたものだが、酔ふて居らぬ時の、兆民は、眞面目な國士で、奇人らしい所は、少しも見えなかつた。

佛蘭西から歸つて、すぐに漢學に親み、幾年かを、書生生活に送つた。其處が、普通の洋行歸りと、違つた所で、兆民の篤學の士たる事は、これ丈でも解る。

自由民権時代に於ける、新しい思想の鼓吹者としては、第一に此人を、推す可きである。

### 新聞紙の盛衰

政府の方には、無限に權力が有る。軍隊もあれば、警察もあり、臨時の行政處分も出来るし、法律を制定する、權利も有るから、どんな事でも、出来るのだ。

反之、民権派の方では、言論の外に、何等の武器も無く、赤手を以て、對抗してゆくのであるから、その困難は一と通りでなかつた。

けれども、言論の權威は、却々に強く、筆に、舌に、有らん限りの、抗抵をつゞけた。於此、刑に觸れて、入獄するものは踵を接するの状となり、監獄は、大繁昌であつた。

先づ新聞に對する、取締りを始め、それから、演説に移つてゆく。その経路を、一と通り記すだけでも、頗る興味はある。

今と違つて、昔は、政府の味方をする新聞は、どうしても成立たぬ。従つて、政府の機關紙は、會たま生れても、すぐ倒れて了ふ。國民が、政府の味方する、新聞を嫌ふのは、果して如何なる理由があつてか、それは、甚だ明かでないが、何となく、政府を辯護するのを、恰も悪い事のやうに、考へて居たのだらう。

東京日日 東京横濱毎日 郵便報知 朝野 曙 讀賣

その他にも、小さい新聞は、二三あつたけれども、敢て紹介するほどのものでなく、此五新聞が、先づ當時の言論



界を、代表して居たのである。

就中、東京日日の勢力は、一頭地を、抜いて居た。社長兼主筆は、例の福地源一郎で、その文章と、社會的信用との二つから、讀者の範圍も廣く、江湖新聞が改題して、東京日日となつてからは、メキ／＼と賣出して、紙數の上からのみでなく、その議論に對する世間の、信用は、福地の筆一本が、世を動かすほどのものであつた。

福地は、長崎の人、本石灰町の醫者、淨慶を、父として生れ、年少にして、文豪の質あり、他人の碑文を書いて、學者を驚かした。頼山陽が、十三歳の時、詩をつくつて、聖堂の儒者を驚かしたのと、好一對といふ可く、人の文才は、或程度まで、天性の致す所とする、古人の説も、當然のやうに思ふ。

江戸に遊學して、その才名は、はやく傳へられ、老中御用部屋、書記になつた。時に文久年間のこと、福地の歳十九、名を、市太郎と稱した。

安藤對馬守が、老中の首席として、最も勢威を揮ふた際、その書記となつたのであるから、幕府の内情には、深く通じて居た。その著、幕府衰亡論に、最も價値ある所以は、則ち此事情からである。

此人の見聞と、學問と、その雄勁な、文章を以て、完全な幕末史を、書かせて置かなかつたのは、實に惜む可き事である。私は、能く福地から、幕末の事情を聞かせられた。それに依つて、知り得た、幕府を中心としての、史實は薩長派の吹聴する所と、その根柢に於て、大分の相違があり、双方の主張を對照して、始めて完全な、幕末の歴史が得られるであらう、と、深く信じて居たが、僅かに一萬圓の編輯費を、彼に與ふる、特志家が、無かつた爲に、斷片的の小著の外、これといふて、纏まりたる大著もなく、此世を逝らせて了つたのは、返す／＼も、残念の至りであつた。

福地も、後には、政府の味方をして、その名聲は、著るしく低下したが、一時の福地は、文壇唯一の、名將であつた。

明治十年の西南戦争に際して、自ら戦地に至り、彈丸雨飛の下に、筆を走せて、その記事、日日の紙上へ出した。これが評判になつて、全國の津々浦々へ迄、その賣行きは、擴まつてゆくので、他の新聞にも影響して、日日の紙數が、殖えてゆく反對に、他の新聞は、讀者を失ふてゆくから、各社に對する、脅威となつたほどである。

それと張合つて、大に勢力を争ふたのが、郵便報知であつた。西南戦記を掲ぐるにあらざれば、讀者を、引付ける争ひは、とても物にならぬ、と見て、報知からも記者を、戦地へ送る事になつた。

それに選ばれたのが、年尙弱き、犬養毅であつた。犬養の漢學は、その頃から、同僚を凌いで、文章が巧いので、評判が高かつた。殊に鋭敏な、頭腦を有つて、何事にも、觀察力の透徹したのが、此大任を引受くるの原因となつて、戦地へ出かけた。

犬養が、筆の人として、多く知られたのは、全く此一事からで、後には、秋田の新聞に、長く筆を執る事になり、その因縁から、今でも、秋田縣の一部に、強烈な勢力を、有して居るのは、その關係からである事を、知つて居るものは、餘り多く居らぬやうだ。

報知の社長は、栗本鋤雲であつた。昔は、幕府の旗下、慶應の當時、栗本安藝守と稱して、横須賀のドツクを造つたのは、此人の監督、宜しきを得た、賜である。

文藻に富んだ、一個の學者ではあつたが、政論に、筆を執る事は、あまり喜ばず、避けて、別に、慶應義塾出身の若手を引入れて、政論を盛んに、書かせたものだ。

矢野文雄 藤田茂吉 犬養毅 尾崎行雄 本田庸一 波多野承五郎 井上寛一

是等の俊才、傑物を集めて、自分は、超然として居た所に、栗本の偉い所はあつた。日日と報知が、政治新聞として、一大勢力を有し、互に抗争して居た、此間に挾まつて、相當に勢力を、維持して居たのが、東京横濱毎日であつた。社長は、幕府の旗下から出た、沼間守一であつたが、此人の兄は、須藤時一郎と



言ふて、今の第一銀行に、重役たる事、殆んど二十幾年。澁澤の信用に加ふるに、須藤の堅實味を以てしたので、第一銀行は、今日の如きものと、なつたのである。その末弟は、高梨哲四郎であつた。此人は、古き時代の雄辯家、且つ代言人として、有名なものであつた。

當時の政界に於ては、江戸ツ子の、三人兄弟と稱して、その名は、共に高いものであつた。沼間は、早く逝き、高梨は凋落して、寂しい最期を遂げた。須藤も、今は、此世の人でないが、一時は、却々に評判の、兄弟であつた。

沼間は佛蘭西學が出来て、幕末には、歩兵訓練の、教官をして居た。徳川に殉じて、一たび朝敵の名を得てから、名利の念を捨て、市井の一商人に、なつて居たのを、板垣退助の推挽を得て、再び世に出づる事になり、政府から洋行させられて、歸朝の後、太政官や、元老院に、書記官を、勤めて居たが、役人の仲間に、言論の結社をつくり、

政府から干渉をうけて、それを差止められたので、直に辭職して、毎日新聞を、引受ける事に、なつたのである。沼間の率ゐた、言論の結社は、嚶鳴社と稱して、却々さかんなものであつた。島田三郎の如きも、その配下の一人

で、島田が役人をやめると、すぐ毎日社へ引取られて、筆を執る事になつた。島田の外に、肥塚龍といふ先輩が在り、同輩には、青木匡、波多野傳三郎、角田眞平等の連中が居た。

以上の三新聞を、向ふに廻して、若い讀書子や役人に、喜ばれた新聞が、成島柳北の、朝野新聞であつた。成島は、栗本や沼間と同じく、是れも幕臣であつたが、栗本の大人風でもなく、また、沼間の政治家風を避けて、

江戸時代の通人と、いつた風の人で、道楽を看板に、花柳の巷に出入し、得意の艶筆を揮つて、柳橋新誌を著し、朝野の紙上には、諷刺を主とする、戯文を載せて居た。

曙新聞から、末廣重恭を、引抜いて来て、朝野の面目は、一新された。末廣の漢文調で書く、政治論は、漸く書生の間に喧傳されて、一種の勢力となつた。

末廣は、宇和島藩の英才として、癡く江戸へ、遊學を命ぜられ、春日藩の門人となつて、詩文を善くし、傍ら英書も學んだ。成島の雜録と、末廣の論文とは、互に競ふて、當時の壯觀であつた。

成島の爲めに、末廣を引抜かれてから、曙新聞の體裁は、日一日と低下して、終には廢刊するの、止むなきに至つたが、この新聞も、一時は、相當の勢力を、有つて居た。社長の水野寅次郎は、高知縣の出身、夙に、板垣の配下

として、その國會運動に参加し、土佐の水野といへば、有志家の間に、重きをなした一人であるが、晩年は、政府に入つて、名譽の失墜と共に、小さな銀行の頭取で、さびしく逝つて了つた。

以上の五新聞と、同列に見るのは、違つて居るかもしれないが、讀賣新聞も、また古き新聞の一として、今猶ほ残つて居るから、書いて置く事にする。

最近に死んだ、大江天也といふ人がある。初め土居卓造と稱して、明治四年の頃には、民部省の役人をして居たが、その時に、穢多非人の權利を回復させて、一般の人と、同じ取扱ひにした。今の所謂、水人社の恩人であるが、此一事から、名を知られて、間もなく横濱の縣廳へ、勤むる事になり、參事官から、縣令に迄なつた。

中島信行の後をうけて、すぐ縣令になつたのだが、參事官とは、今の内務部長で、縣令は知事である。此時代には、大江卓と、改めて居た。

本野盛亭と、子安峻が、へボンの大辭典を編纂して、之れを發行しよう、としたが、その費用に苦んで、どうして

も、發行の運びがつかぬ。今とは違つて、其頃の事であるから、どうせ發行した所で、さう賣れる見込みもなく、編纂と印刷に、費やす資金

を、果して償ひ得るや否や、それは、頗る疑問であつた。損をする見込みの、發行費は、容易に出すものがない。千辛萬苦の末、之れを、大江に相談した。大江は、その事情を聞いて、費用の調達を、快諾した。どうして、大江

が、此金をつくるかは、本野も、子安も、頗る危ぶんだが、何しろ横濱縣令が、引受けてくれたのだから、幾分の安心は、有つて居た。



大江は、之れを龜善に相談した。生絲貿易商として、世に名高き、龜善に持込んだのは、大江の見込が良かった。龜善は、商賣の上の通稱で、本名は、原善三郎と言ふた。今の富太郎の義父であるが、豪俠の風の在つた人だ。文字は無かつたが、事理を解し、よく人の話を、噛分け得た。大江の相談に應じて、數千金を惜しまず、支出した。之れが爲めに、有益な大辭典は、出版の運びになつた。

今でこそ、英學流行の時代として、到る處に、辭書の出版はあり、井上十吉を始め、日本人放れのした、英學者が、さかんに辭書の編纂をして、安い金で、一冊の辭書を、手にする事は出来ても、明治十年前には、絶えて左様した、便利は得られなかつた。その不自由な中へ、此大辭典が出版されたので、學者や書生の喜びは、實に一と通りでなかつた。

大江の働きて、各官省に、相當の冊数を引受けさせ、一般への賣行も、思つたよりはよかつたので、龜善への債務も果し、殘本と利益金の、處分に就て、段々と、相談の末が、活字と印刷機械を、何とか有利に處分しよう、となつて、此に新聞の發行と、なつたのである。

今の讀賣新聞は、斯うした事情から、發行されたのであつた。その名を、讀賣としたのは、何ういふ理由か、といふに、毎日の新聞を、人に讀賣させた爲めて、それが題名に、なつたのである。

江戸時代に流行つた、瓦版のよみうり、それを其儘ま、新聞に應用した、元祖が、此新聞である事を、知つて欲しい。當時、その讀賣を、引受けた人が、今でも三州豊橋に、生きて居る。

### 讒謗律の發布

斯くの如く、勢力ある新聞の社長が、大概は、幕府に、縁故のあつた人だ、といふ事が、一寸面白い事であつた。それ等の新聞が、筆を揃へて、政府に反對して居るので、政府の方では、頻りに之れを氣にかけて、その鎮壓に、苦心したものだ。

於此、讒謗律を發布し、片端から、牢へぶち込む計畫を立てた。苟も政治を非難し、官吏に嘲罵の筆を走らせると、直に此法律で、入獄の憂目を、與へる事にしたから、當時の記者にして、此災厄を免れたものは、甚だ少なかつた。

殊に、末廣と成島の如きは、此法律を以て、苛法酷律として、殆んど完膚なき迄に、批評し去つたのみならず、その立案者たる、井上毅や尾崎三良の、身上に論及して、随分、思ひ切つた、議論を書いたので、終に禁獄に、處せられた。

されば、新聞記事の上に、〇〇の多く用ひられたのは、此時代が、最も多く、氏名の代りに、〇〇を使用して、前後の文意から推して、その人と解るやうな、書き方をしたものであつた。苦し紛れの考案から、發行及編輯の署名人を、假りに設け、執筆者や社長が、その責任を、免れる事にした。

これは、今日に到るも、猶ほ踏襲されて居る事で、どこの新聞社でも、署名人を、正直に現はしてあるものは、殆



んどあるまい。昔から今に、行はれて居る、悪い習慣の一つだが、つまり、法律の力で、言論を抑へつけよう、とすれば、斯ういふ事にもなる。

要するに、新聞の署名人は、懲役請負業者と見て、差支へあるまい。日本は、文明國だなどいふて、獨りよがりの政治家もあらうが、斯うした事が、行はれて居る、文明國なのだから、驚き入る。

新聞や演説の上に、非文明の壓迫を加へながら、文明國呼ばはり、恥を知らざるの甚だしきもので、少なくとも、斯ういふ點から、改善してゆくのが、差當つての急務である、と思ふ。

### 明六社の人々

政府の注意は、政治論の方にのみ、深くなつてゆくうちに、學者の一團が、新しい學説の上から、舊社會の舊思想を、打破りにかゝつた。

福澤諭吉が、専ら世話役をして、茲に明六社なるものが、新たに興つた。

森有禮 西村茂樹 津田眞道 西 周 何禮之 箕作麟祥

杉亨二 伊澤修二 中村敬宇 神田孝平

等の連中で、明治六年に興した、今の俱樂部の如きものであるが、之れを明六社と稱して、さかんに西洋の、新しい學説を、鼓吹しはじめたが、そのうちで、最も世人を驚かしたのは、福澤の楠公權助論と、森の男女同權説であつた。

我國民の思想が、世界の文化から、遅れ勝ちなのは、古き因襲や、傳統に囚はれて、形式の教育に墮した爲の、結果である、と思ふ。明治初年に定めた、教育の方針は、今以て、其儘に踏襲され、現在の教育制度は、五十年來のものに、少しづゝ手入れをして行く、といった遺方で、更に根本に觸れて、何等の改訂も、されては居らぬ。而して世界の文化思想は、遠慮なく、押込んで來た、舊思想を、片端から打毀してゆく。それに少しも、氣が注かず、何時まで立つても、古い事をいふて、相變らずの形式教育、その上、政治家は、勝手な事ばかりして、議員は、競争的に、



疑獄の人に、なつて居る。其手傳ひには、高等官までが、加はるのだから堪まらない。それで、學校へゆくと、何も、彼も形式ばかりで、日が暮れても、夜が明けても、忠君愛國を、説いて居る。何の爲めの、忠君愛國なるかは、更らに説かずして、只だ忠君愛國者たれ、とのみ、教へてゆくのであるから、教へられるものは、少しも忠君愛國者にはなつて居らぬ。

苟も、世界の思潮に、觸れるものがあれば、國賊の如き取扱ひ、一概に、新しい思潮は、危險物の取締りを、うける事になつて居る。人間の形をなしたばかりの、小學兒童に、教育勅語の棒讀みをして、それを聞かせれば、教育者の能事了れりとして居るのだ。

何事も、此調子で、やつて居る、今の我國を、政治家は、何うして進ませてゆく覺悟か。教育は、徒らに形式に囚はれ、公職に在る者は、悪い事の仕放題、それで、文化が進んでゆけば、不思議の至りである。

福澤が、楠公の討死を以て、權助の首益りに比べて、形式教育の將來を諷刺したのは、流石に卓見といふ可く、世界の風潮に押付けられて、物質的文明の力が、舊道德の根柢を、打壊し去る事を、明治六年の昔に於て、豫言的に論じた、福澤は、矢張り偉人と、いふ可きである。

男女の同權なる可きは、女の人格の認められた時、爾かくならねばならぬ筈であつて、その時代は、やがて来る可きものである、と見て、森は、明六雜誌の上に、男女同權の説と題して、女の人格について、大に論じた。

我國に於ける、男女同權論の元祖ともいふ可き、森の議論が、一たび發表されると、天下の物議を引起したが、今日になつて見れば、何でもない事で、森のいふ所は、奇でもなければ、變でもなかつた。當然の事を、はやく唱へた、といふに過ぎぬが、その時代には、却々、むづかしい問題として、取扱はれた。

日本の文化に、貢獻した人としては、福澤が、第一人者であつた。自由民權と、いふやうな事を離れて、とに角、人間が、社會の一員として、進んでゆくべき道を、教へてくれたのは、實に此人の力であつた。

殊に、現今の演説なるものを、最初に試みた人としても、大に尊敬すべきである。今こそ、猫も杓子も、演説をするやうにはなつたが、明治五年の頃に、そんな事を考へたものが、果して幾人あつたであらうか。偶ま考へたものはあつても、西洋に行はれて居る、スピーチなるものは、到底、日本語では不能ものとして、誰れ一人、之れを研究したものもなかつた。

それを、福澤が、初めて試みて、日本語でも、スピーチは可能ものだ、といふ事を、納得させてくれたので、それから、各自に研究するやうになつて、今日の如く、さかんな事になつたのである。

スピーチといふ英語を、日本語に直したら、どういふ文字になるか、といふことを苦心して、やうやく演舌なる、熟字をつくり、さらに之れを洗練して、演説といふ文字に代へた。それまでに費した、六ヶ月の苦心、只だ其れだけ

の事に對する、福澤の勞を考へても、今の學者の、遠く及ばざる事が、思はれる。

實に、演説の形を示してくれた、といふばかりでなく、文章に於ても、彼の通俗的な、平易にして、何人にも了解し得る、一種の文體を、創造した點に於ても、大に感謝すべきである。

これは僅の一例に過ぎないが、明六社の先輩が、我文化の爲めに、どれほど、教導してくれたかは、實に想像以上であつた。

政府者が、自由民權派と、鬪つて居るうちに、學者の力で、國民の思想は、漸く移り變つてゆく。それさへ知らず自由民權の撲滅に、全力を傾注して居た、政治家の、馬鹿らしい顔が、眼につくやうだ。

言論の壓迫は、全く的外れの、無駄骨折りであつたのみならず、結局は、自由民權派の、要求を容れて、國會を開設する事になつたのだから、一層可笑しなものだ。新聞雜誌の政治論は、力限り抑へつけたが、學説の上から来る、自由思想の鼓吹や、民權振張の煽りは、その儘にして置いたから、今日のやうに、思想界の混亂を、來たしたのである。



### 英佛兩派の對抗

明六社の先輩から、新しい學說を、傳へられたのみでなく、別に、佛蘭西歸りの學者からも、種々の理窟を教へられて、何時か知らず、改革的の思想に、近づいてゆくやうになつた。

中江兆民や西園寺公望、それから、松田正久等は、固よりいふ迄もなく、その他、無名の學者が、さかんに佛蘭西の、政治學說を、傳へ始めた。

殊に、ルーソーの民約論が、一般の民權派に與へた、感化の力は、實に偉大なものであつた。どこの學校でも、未だこれといふて、纏まつた政治學は、教へて居なかつた時代、唯だ各自の力で、辭書と首つ引きの、研究から得た、怪しい舶來の政治論、それだけを知るのみでも、その人は、立派な學者であり、論客としても、世間からは少なからぬ、尊敬を受けたものであつた。

原書を読めない、多數の有志家は、どうしても、翻譯書に、據る外はない。其處で、翻譯の業が、盛んになつて來た。慶應義塾から出た俊才は、多く報知新聞社に入り、英吉利の學說と、歴史を基礎として、政治論を書いて居た。その傍ら、翻譯書も、出版するやうになつた。

矢野文雄、藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄等の連中が、専ら之れに當つて居た。單に筆のみでなく、舌の力に依つても、演壇の上に、その政治學說を傳へて、佛蘭西派に對抗したものだ。

英佛の兩學派が、互に競争的に、その政論を公けにする事が、一般人の政治知識を向上せしめた效果の、頗る大きかつた事も、深く記念する、必要がある。

佛蘭西の大革命が、世界に與へた、權利思想の上進は、長い歳月を経てから、此時に漸く、我國へ傳へられて來たのだ。従つて、佛蘭西の政治論は、その儘に、我國民の歡迎をうけた。

されば、その革命に關する、著書、又は翻譯書の、多く出版されたのも、此時代が、最も夥しかつた。その教化をうけた、青年や壯士が、政治運動に参加したので、運動の様式、自然と、過激に流れるのは、止むを得ざる、事態であつた。

反之、英國流の學者は、極めて穩健の説を唱へ、革命思想の如きは、絶対に排斥して、單に言論文章にのみ因つて、改革の實行を期した。

其結果が、兩派の對抗となり、終には感情の上にて、甚しい衝突を、引起すに至つた。政府といふ敵を、前に控へて居りながら、兩派は、極端の黨争をなすまでになつた。

英國派は、後ちの立憲改進黨で、佛國派は、後ちの自由黨である事を思へば、兩黨の系統を引くものが、今日に至つて、猶ほ融和し得ざる、事情の淵源は、實に一日の事でない、といふ所以も、解るのであらう。



### 國會運動と地方遊説

今でも、盛んに行はれて居る、政黨の地方遊説なるものは、全く此頃からの事で、決して昨今に、始まつた事ではない。乍併、國會開設の運動は、やがて、政黨を生み出す原因にもなつたが、また、地方遊説の起りも、實は之れから、始められたものである。

國會開設の運動を起したのが、明治六年の事で、最初の主唱者は、板垣退助、副島種臣、江藤新平、後藤象二郎、岡本健三郎、由利公正、小室信夫、古澤滋の八人であつたが、由利は、東京府知事であつたから、建白書には、名を列ねても、實際の運動には、参加し得なかつた。江藤は、翌七年に刑殺され、副島は、陛下の侍講となり、後藤も蓬萊社を興して、高島炭坑の、經營に忙しく、實際運動の方は、避けて居た。

其處で、板垣は、全國へ、宣傳の爲めに、遊説をはじめた。けれども、少しの反響もなく、その遊説も、全く徒勞に了つた。その他の人は、此運動の中心人物として、餘りに小さかつたので、板垣が、故郷の土佐へ歸つてからは、國會開設の要求も、一時は、立消えの姿となつた。然るに、板垣は、再び遊説を始めてから、漸次に、味方も殖えて地方の有力者も、自ら起つて、その運動に、加はつて來た。

明治六年から八年迄、その間、僅に二年、前の時の遊説には、少しの反響もなく、後ちの遊説には、著るしい反響があつた。といふのは、全體、どういふ理由であつたらうか。

それを、明白に説明すると、斯ういふ事になる。最初の遊説の時には、一般の國民に、國會の何物たるかの了解が未だ、充分になかつた。従つて、その遊説に對して、反響のないのは、當然の事で、別に不思議はなかつた。けれども、二度目の時は、僅かに二年の違ひでも、その間に於ける、國民の知識の進歩は、實に著るしいものがあつた。國會の事も、少しは解つて居たので、板垣の配下に、意外の人までが、馳せ參じて、その勢力は、日を逐ふて盛んになつて來た。

國會の要求が、地方から、はげしく起つて來る事は、政府に取つて見ると、非常な苦痛であつた。其頃の政府者は、國會を開設する事を以て、何等かの罪惡でも、犯すやうな考へを有つて、其要求を、排斥して居たのであるから、板垣の味方の殖えるほど、政府者は、迷惑を感じたのである。

板垣が、國會開設の運動について、地方遊説を、始めた頃には、大隈の一派は、未だ政府に、勤めて居たので、板垣ほどに、大隈の名は、國民から尊重されなかつた。後ちに政黨をつくつてからも、その勢力の、板垣に遠く及ばなかつたのは、之れが爲めである。

板垣が、地方遊説に、盡した力は、實に非常なものであつた。前回にも述べた通り、その時の旗印は、第一が自由民權であつた。近年になつて、學理や文字の上から、自由民權を批評して、彼れ是れいふものもあるが、それは、當時の事情を、知らぬ爲で、板垣の唱へた、自由民權には、新しい學説から批判するやうな、深遠の理義が、あつた譯ではなく、政府反對則ち自由民權、是れ以上の解釋はなかつたのである事は、既に説明した通りである。

それであるから、自由民權とは、政府に反對である、といふ看板で、その看板の下に集まつたものが、國會請願者であつた。

自由民權と、並べて掲げた、四民平等、これには根據もあり、また理窟もあつた。全體、板垣といふ人は、その平生は、存外、貴族的であつたけれど、政治家としての、出發の第一歩が「士」の常職を廢して、四民皆兵の制度を



設くるの議」といふ意見を公けにしたので、その結果として、士族と平民と、一樣に見て居た。士族と平民が、一樣に取扱ふ可きものである以上、華族の存在も、また認め得ぬのは、理の當然であつて、板垣の四民平等論は、之れから起つて來たのだ。

自由民権と四民平等、その結論が、國會開設の主張に、落着いて來たのであるから、舊藩の士族と郡村の農民が、その主張に共鳴して、板垣の味方に、なつたのである。

けれども、それ迄に、人を引付けるには、板垣の地方遊説が、最も強き原因を、なしたものであるから、地方遊説は、多くの味方を集める方法としては、大切な事として見られた。

今日の政黨が、不斷怠らずに、之れを務めるのも、つまりは、味方の吸収にある事は、固よりいふ迄もない事だ。乍併、昨今の地方遊説なるものは、徒らに利益の提供を主とし、または、自黨の勢力を誇るのみであつて、主義の聞く可きものが、頗る少ない。是は明かに、政黨の墮落ともいふ可く、地方遊説は、却つて地方の人心を、腐敗せしむるに過ぎぬといふ、情けない結果を、見るに至つた。

### 言論の壓迫

文章に托して、自分の意見を、世に訴ふる事は、最も必要な方法とは思ふが、之れは、百年の後に、知己を待つ方法であつて、眼の當りの、効果を收むるには、少しく迂遠の感がある。於此、口舌の力に依つて、人を動かす方法が、行はれる事になつた。それが即ち演説なるもので、文章の企て及ばぬ、力のある事は、今日までの、實験に徴するも、明白である。

此の二つを比較して観ると、文章を書くには、多少の學問を要するが、演説をするには、文章を書くほどの、學問は要らぬ。無學者の演説も、恐れ入るが、これは唯だ、其比較からいふたので、決して無學でも可い、といふのではない。

『英國のゼノア』や『朝鮮のかま山』は、あまりの滑稽で、眞面目に受けかねるほどに、莫迦らしくはあるが、その程度の人でも、演説ならば出来るが、文章は、左様いふ譯にはならぬ。世界で有名な、都會の名を、知つて居る位の間がないと、人前に出せるものは、書けぬ。

私が、今、書いて居るやうな、であるのである調の文章なら、何でもないが、昔の文章は、それ／＼に型があつて、その方式に脱れたものは、文章として、取扱はれなかつた。新聞の雜報、一つ書くものでも、四書五經位のは、よく解つて居たものだ。それであるから、その文章は、皆な型に、はまつて居た。







巡査の告發書が、酷く書いてあつた所から、都々逸一つで、八ヶ月の懲役に、なつたのである。演説が、中止された時、その辯士が、巡査の方へ、背を向けながら、ボンと、尻を叩いて、壇を下りた。それも、官吏侮辱に問はれて、重禁錮に處せられた。巡査に向つて、尻を叩いたのが、形容を以て侮辱したものと、解釋されたのであつた。

星亨は、新潟の演説會で、太政大臣始め、内閣の大臣を、片端から非難した、とあつて、重禁錮五ヶ月罰金四十圓の刑を、申渡された上に、代言人の免許を、取消されて了つた。

その演説は、單に政治の缺陷を論じて、大臣の無能を、いふたに過ぎなかつた。一般の辯士と違つて、星の事であるから、罵詈を加へたのでもなければ、讒謗をしたのでもなく、唯だ「大臣の無能は此くの如くであるが、自分が大臣ならば、こんな馬鹿な事はせぬ」といふ意味の事を、いふた迄なのである。

その頃の司法權は、今日の如く、獨立して居なかつたから、行政大臣の内命で、刑の言渡し位は、どうにでもなつた。星は、かねて狙はれて居たので、斯ういふ眼に逢つたのだ。

最初に、政談演説を、公開したのは、栃木縣の荒川高俊であつた。演説の爲めに罰せられたうちで、最も重刑を加へられたのも、此人であつた。

荒川は、慶應義塾を出て、北辰社と稱する演説の組合をつくり、山川善太郎、土居光華、瀨谷正次、土屋龍太、漆間眞學等の同志と、さかんに演説をやつては、政府の攻撃をして居た。従つて、政府の見込みは、頗る悪かつたのであるが、静岡の東海嶺鐘新報社へ、主筆として招かれ、筆と舌との二つで、岳南の天地に、自由の空氣を、漲らせようとした。

社長は、代言人の前島豊太郎といふ人で、多少の資産もあり、代言人としても、先輩の方で、有名な人であつた。此前島が、公開演説の際、上は天皇陛下の尊きより、下は橋の下の乞食の卑しきに至るまで」といふたのが、不敬

罪に當るものとして、告發されて有罪になつた。

これを告發したのは、香取新之助と稱する、警部長であつたが、香取は、支那の昔に、能く在つた、酷吏の質を、備へた役人で、香取の爲めに、苦められた論客は、實に少からぬ數に、上つて居る。後には檢事になつて、千葉の裁判所へ、移つて居たが、精神に異狀を來たして、終に職を退き、それが原因で、狂死して了つた。

前島が、天皇陛下を、乞食に比較したのは、明かに不敬罪である、といふて、告發したのだが、これを裁判所が容れて、前島を不敬罪として、禁獄三年罰金三百圓の刑に處した。

荒川は、之れを憤慨して、前島の冤を雪ぐ可く、演説會を開いて、さかんに前島の辯護をして、裁判の不當を鳴らした。

「上は、天皇陛下といひ、下は、橋下の乞食と、いふたのは、天皇と乞食を、同一にして論じたのではなく、最も尊ぶ可き、上御一人と、最も卑む可き橋下の乞食とを擧げて、その兩端を、現はした迄の事で、即ち日本の國民と、いふ可き事を、斯く形容したに過ぎない。之れを不敬罪である、といふものは、却つて皇室の尊嚴を、冒瀆する所以になる」

荒川の演説は、斯ういふ事をいふて、前島の無罪を論じたのであるが、香取は、復た荒川を、告發した。「不敬罪として罰せられたものを、不敬罪にあらず、と論じたのは、矢張り不敬罪である」と、いふのであつたが、之れも裁判所の、容るゝ所となつて、禁獄三年罰金九百圓の處分をうけた。

荒川は、獄中の人となつてから、上告もすれば、再上告もやつた。出獄の後、再審の訴へまでしたが、いづれも却下されて了つた。

斯うした調子に、政府は、民權家の言論に、酷い壓迫を加へた。けれども、壓迫を加ふる事の酷くなるほど、言論は、さかんになつてゆくのであつた。



### 建白運動の進行

明治十年の西南戦争が、有識者に與へた、教訓は、徒らに腕力を以て、政府と抗争するの不利なるを、悟らしめた事である。それ迄は、舊藩の士族が、國會議論者に、多かつた爲め、西郷の如き、大人物を戴けば、天下の事、腕力を以て、爲すに難からず、と考へたものが、少なからず在つた。然るに、西南戦争を見て、今迄の考への誤れるを悟り得た結果として、此に言論が、尊重されるやうになり、且つ政府に對しては、建白の方法を以て、之れに當る事が、最も有利である、と見られて、建白運動が、漸く熾んになつて來た。

西郷隆盛と、共に辭職した、板垣を、戴いて居る爲め、高知縣人の間には、西郷を援く可し、と主張するものが、相當な勢力を持つて居たので、一時は、四國からも、兵を擧ぐるの傾きがあつた。けれども、之れには、板垣が、極力反對して、終に擧兵の事は、取止め得たが、林有造の一派は、遠く九州へ渡つて、西郷を援け、その主力は、大阪鎮臺を衝いて、政府を倒す可し、といふ事になつた。林は、陸奥宗光、大江卓等と往來し、計畫は、着々運んだが、終に發覺して、一同は捕へられた。

此事件の爲め、高知縣人は、多數捕へられて、結果は、甚だ良くなかつた。けれども、その一方には、非戰論者の建白運動が、漸く事實となつて、現はれて來た。

明治十年の五月、片岡健吉は、立志社の總代として、京都へ上り、時弊、數ヶ條を敷へて、之れを矯正するには、

公儀を擴張し、民論を、求むるに在り、依て速かに、國會を開く可し、との建白書を、行在所へ差出した。

此事があつてから、建白書を携へて、上京するものが多くなり、政府は、その煩に堪へず、種々の口實を設けて、之れを避けん、として努めたが、その運動は、やうやく熾烈になつて來た。

各府縣の有志が、別れ／＼になつて居ては、如何に建白書を、出した所で、政府への衝りが弱いから、どうしても團體的行動を取る、必要がある、とあつて、それから、地方々々によつて、思ひ／＼の團結を、謀る事になつた。

猶ほ、建白書の權威を、示す爲めに、可成く、澤山の人の、委任狀を纏める事になつた。國會開設に關して、何の某を、代理としたに、相違ないといふ意味の書面へ、署名捺印したものを、添へる爲に、盡力するものが多くなり、或は五百人、或は千人、といふやうに、調査した書面を纏めて、それを携へて、上京するものが、續々現はれて來た。全國へ涉つて、此運動が、起つて來たので、従つて、演説も盛んになれば、新聞の調子も揃つて來た。地方の人氣は、頗る盛んで、委任狀の纏りは、非常に成績が良かった。

そんな事で、彼れ是れするうちに、年月は進む。明治十三年三月十五日には、第三回の愛國社大會が、大阪に、開かれる事になつた。愛國社は、板垣が、率ゆる團體で、地方の團體との、聯絡を取る上に於て、最も必要な、中央本部に、なつて居たのだ。

此時に集まつたものは、二府二十二縣の總代で、委任狀の上からいへば、八萬七千人の代表者、といふ事になる。總代の人數は、九十七人であつた。

會議の議長には、片岡健吉が推され、副議長には、西山志澄が推されて、先づ高知縣人の主權、といふ形ちになつた。幹事には、愛知縣の内藤魯一と、福井縣の杉田定一が當選して、會議の後も、當分は、幹事の手になつて、通信事務を、執る事になつた。

建白書は、請願の形式を、執る事になつて、その起草委員には、松澤求策、河野廣中、植木枝盛、永田一二、片岡



健吉、村松龜一郎、杉田定一の七人が選ばれ、植木が、筆を執つて、それを原案として、評議にかける事になつた。此の請願書の提出委員には、片岡と河野が推された。八萬七千人の總代、九十七人の代表、といふ格であつた。會議が済むと、二人は、すぐに上京して、太政官へ出頭した。谷森といふ書記官が、三條相國に代つて出て來た。請願書を、熟々、觀て居たが、

「これは、折角の事ですが、受理出来ませぬ」と、意外の事をいふから、片岡は、

「どういふ次第ですか」と、詰るやうに、いふた。

「つまり、國會を設けてくれ、といふのですから、これは立法上の願ひと見ます。然る上は、太政官の所管でありませぬから、受理は出来ませぬ」

「然らば、いづれの役所へ出せば、よろしいか」

「左様……」

谷森は、しばらく考へてから、

「元老院でせう」

「宜しい、それでは、元老院へまゐりませう」

太政官の談判は、之れで打切り、その足で、元老院へ、やつて來た。

森山書記官に面會して、請願書を手渡した。しばらく待たせられて、議官の安場保和が、出て來た。此人は、後藤新平の妻の父で、後藤を、奥州の水澤から引出して、あれ丈けに、出世する道を、拓いた人であるが、熊本縣の出身で、舊細川の藩士である。

思想は、極く古く、頑固な人であつたが、その中に、良い性格もあつて、人の世話もよくしたが、一たん斯うと、思ひ込んだら、斷じて行ふ勇氣もあつて、功罪相半ばする人であつた。

「此書面は、どういふのですか」

「國會を、設けて貰ひ度いといふのです」

「政體の變革ですか」

「イヤ、さうではありませぬ。單に、國會を設けて、貰ひ度い、といふ迄の事です」

「併し、それが、政體の變革に、なるのでせう」

「決して、左様は思ひませぬ」

「現在の政府は、國會を、設けて居らぬから、國會を開いて、人民が、政治に容喙する、といふのでは、政體の變革と、見る外はない」

「それは、解釋の致しやうで、いづれでも宜しい。我等は、左様は思ひませぬが、貴下は、左様考へるといふなら、強て争ひませぬ。いづれに致せ、國會が開設されれば、宜しいのです。現在の政體は、その儘として、國會さへ開けば、別に政體の變革とは、思ひませぬ」

「然らば、本官は、之れを政體の變革と見る。それにしても、此書面は、いづれに提出されるのであるか」

「本院へ、提出いたすのであります」

「元老院は、左様いふ事に、立入る事は出来ぬ。政體の變革は、陛下の御恩召に、依る外はないから、書面を、受理した所で、如何とも、致しやうはない」

「元老院では、受理されぬといふのですか」

「左様……」



「何故に、受理する事が出来ませぬか」

「受理した所で、元老院の議す可きものでないから、何の甲斐もない、依つて受理せぬ」

「それでは、書面の様式を變へて、陛下への上奏する、としたら、如何でせう」

「人民が、政治上をして、陛下へ、直接に請願する、といふやうな事は、今日迄に例のない事であるから、受理の手續きが、未だに定まつて居らぬ」

「陛下へは、人民から請願は、出来ませぬか」

「それは、何とも答へられぬ」

押問答は、是れにて盡きた。書面は受理せぬ、といふから、空しく持ち歸る事になつた。

此報告を聞いて、地方の總代は、非常に憤慨した。そのうちには、不穩の事を、口にするものさへあつて、何とな

く形勢は、險惡になつて、来た。

有志總代のうちに、讃岐の小西甚之助が居て、有栖川宮へ、國會開設の催促状といふ、不思議な書面を差出した。

三條、岩倉の兩卿へも、同様の事を申出たので、小西は、發狂者として取扱はれ、巡査が、附添ふ事になつた。

結局は、小西の親戚へ、縣令の關新吾から談判して、國元へ、引戻す事になつた。親戚の人達は、何しろ田舎の人の

事として、頗る驚いて、上京した。

然るに、小西は、その親戚に、國會請願の次第を、詳細に説明したので、親戚も、大いに感心して、左様いふ事

なら、何も縣令の干渉を、受く可きものでない、となつて、小西を、連れ戻る可き筈の、親戚迄が、小西の運動を援

ける事になつた。

小西は、親戚附添で、太政官へ出頭した。三條相國に、面會したい、といふのであつたから、受附の役人は、口實

を設けて、頻りに取次を拒んだ。

「君は、受附でありながら、君の一存を以て、取次を拒む、といふ法があるか」

「そんな事は、お前の指圖はうけぬ。取次ぐと、取次がぬとは、本職の自由だ」

「その自由を、得度い爲めに、我輩も、國會の請求に來たのだから、是非、取次いでくれ」

「取次がぬ」

「どうしても、取次がぬか」

「取次がぬ」

「宜しい、然らば、我輩が、自から行つて、面會を求むる」

と、いひながら、小西は、下駄穿きの儘ま、玄關へ上りかけた。

親戚も、面白くなつて來て、後から從いて上らう、とする。受附の役人は、疝癢を起して、小西の、胸を突いたの

で、終に組打が、はじまつた。巡査が駆けつけて、双方を引分け、小西と親戚とは、警察署へ曳かれた。



### 政黨の濫筋

地方から、上京する總代は、まずく殖えて來た。元老院や、太政官へ行つたものは、歸つて來て、皆な憤慨する。

兎に角、府縣の有志が、聯合といふやうな、手緩い事をして居たのでは、到底、目的は達し得ぬから、眞正の組合にして、一致の運動を、取る事にし、中央に在つて、政府に迫るものと、地方へ遊説して、國論を喚起するものと、各自に、手を分けて、大いに活動しよう、といふ事になつた。

その結果として、大きく現はれたものが、大日本國會期成有志公會であつた。京橋區西紺屋町に、本部を設けて、第一の大會を開き、役員を新たにした。

議長は河野廣中で、副議長には、福岡の郡利が推された。幹事は、杉田定一、小田切謙明、香月恕經、澤邊正修の四人、杉田は福岡、小田切は甲州、香月は福岡、澤邊は京都、此の時分から、國會運動は、高知縣人の專有でなく、眞に全國の、志士の運動として、取扱はれるやうに、なつて來た。

建白、請願、上奏、いづれにしても、政府へ迫るには、書面を以てせねばならぬから、その起草委員を、設ける必要がある。

松澤求策(高知)

箱田六輔(福岡)

鈴木舍定(岩手)

新井毫(群馬)

の四人が、その任に、當る事になつた。どう

も、高知縣人排斥の臭ひが、少し強くなつたやうだ。

委任狀調印者は、ずつと殖えて、二府廿二縣十三萬八千人に上り、總代は、六十四人であつた。

其處で、今迄のやうに、只だ國會の開設を唱へる、といふ丈の、漠然たるものでは不可から、綱領を定めて、その基礎に、大運動を起さう、といふ事になつた。

- 一、我黨ハ我日本人民ノ自由ヲ擴充シ權利ヲ伸張シ及ビ之レヲ保存セントスル者相會シテ之ヲ組織スル者トス
- 二、我黨ハ國ノ進歩ヲ圖リ人民ノ幸福ヲ増益スルコトヲ務ム可シ
- 三、我黨ハ我日本國民ノ當サニ同權ナル可キヲ保ス
- 四、我黨ハ我ガ日本國ハ立憲政體ノ宜シキヲ得ルモノナルヲ信ズ

その文體の如き、今の人が讀んで、奇異に感ずるほど、現在のものとは、違つて居る。が併し、その文飾のない所に、彼等の眞情は、溢れて居る、と思ふ。

同權とか、立憲とか、斯ういふ文字を、團體の主張として、公然、唱へるやうになつたのは、國會論者の、進歩とも見る可く、自由の擴充、權利の伸張、それへ、保存の文字を附けたのが、如何にも面白い。

幹事に選ばれた、鈴木舍定の事を、少しく述べて置きたい。

私は今でも、左様、思つて居るが、東北から出た人では、田母野秀顯と、此の鈴木が、一番に偉いやうな、氣が爲る。田母野は、河野と共に、例の福島事件で捕へられ、石川島の監獄で死んだが、此事件の主人公は、河野といふよりも、田母野であつた。

鈴木は歳の若い、病身の人ではあつたが、その氣魄に、すぐれた所があつて、よく壯士が服して居た。自由黨が成立してから、幹事の職に就いて、間もなく、肺を病んで、死んだ。若し生きて居たら、加波山事件か、秩父暴動で、捕へられた人である。此二件には、最も深く觸れて居た人であつた。



鈴木の配下の一人が、同郷の壯士、山田勇次であつた。山田は、後の横川省三である。日露戦争の際、軍事探偵として、哈爾濱へ入込み、終に捕へられて、クロバトキン將軍の面前で、銃殺されたが、その最期の刹那が、殊に立派であつた、といふので、稀有の烈士として、其名は、廣く喧傳せられた。

正直で、落付いて居た、山田の気分は、その天性もあつたであらうが、鈴木の人格に、負ふ所が多かつた。此事情を知るものは、今の政黨員中、山口熊野と、井上敬次郎位のものであらう。

言論は、愈々熾んになり、地方の建白運動は、益々進んで、總代の上京するものは、日一日と、ふえてゆく政府は、その煩に堪へずして、之れを拒ぐ事に、腐心した。

太政官の五十三號布告なるものが、突然發表された。それは、斯ういふのである。凡ソ人民ノ上書、一般ノ公益ニ關スルモノハ、何等ノ名目ヲ以テスルニ不拘、渾テ建白ト爲シ、元老院ニ於テ取扱候條、管轄廳を經由シテ、同院へ差出ス可シ

國會ノ請願にしろ、又た建白にしろ、一般の公益に關するものであるから、すべて地方廳へ差出し、地方廳から元老院へ、取次ぐ事にした、といふのであつた。

これは實に、巧妙な遣方で、有志家の運動の、氣勢を殺ぐのに、この位の名法はなく、第一に五月蠅くない。明け

ても、暮れてる、建白だとか、請願だとか、いふて、押かけて來ては、理窟を、捏ね返へす。それを一々聞いて、應酬する役人も、並大抵な事では、なかつた。

此布告が、出て見ると、總代が、東京に居る必要もなく、それ／＼に引揚げて、郷國の同志に、此報告をして、別に運動の方法を、考へた後ち、上京するの外はない、とあつて、その大會を兼ねて、懇親會を、兩國の中村樓に開いた。

名は懇親會でも、此會合は、實に悲壯の感に、うたれた。言々句々、血を吐くやうな演説があり、述懐があり、

長い間、寢食を共にした、同志が、此一篇の布告で、よし一時にもせよ、離散する事になるのであるから、そのいふ所は、すべて悲痛を極めた。

その晩、新潟縣人の赤澤常容は、西紺屋町の西貝源藏方で、自殺しようとして、家人に發見され、大騒ぎになつた。遺書を認め、時局に憤慨して、切腹しかけたのであつたが、其目的を果たさず、友人が附添ふて、郷里へ送られた。

此時に、板垣が、高知から、出て來た。布告の事は、途中で知つて、東京へ乗込んだ。有志者は、それ／＼に、歡迎の準備にかゝつて、上野精養軒に、板垣を迎へた。集まるもの幾百、板垣の演説に依つて、大いに激勵されたので

有志の運動は、一段と勢ひを増した。それが済んで、板垣は奥羽から北越の方面へ、遊説に出かけた。その收獲は、豫期したほどに無かつたけれど、後

ちになつて、自由黨が、此方面に、牢い地盤を、つくり得たのは、之が爲めであつたから、矢張り遊説の効果は、あつたものと、見て可い。

太政官の布告で、國會請願運動を妨げられ、地方の有志者は、それ／＼に、行李を整へ、歸國の途についた。その告別の宴を、開いた時、小西甚之助が、朗讀した文章は、頗る面白いものであつたから、それを全掲する。

嗚呼、全國有志ノ同義諸君ヨ、我輩モ亦先發諸子ト同ジク、民意達セズ、願意洞ラズ、今ヤ肅然トシテ、歸途ニ上ルノ不幸ニ當レリ

夫レ、鳥ノ將サニ死シトスルヤ、其聲悲シ、志士ノ將サニ去ラントスルヤ、其言勵シ、諸君請フ、我輩訣別ノ一言ヲ憐聽セヨ

我輩、弊州第三回、國會請願ノ任ヲ擔ウテ、一タビ身ヲ都門に容レシヨリ、爾來、太政官ニ出ルモノ十有五回、元老院ニ出ル二回、内務省ニ出ル二回、宮内省ニ出ル二回、辨理書要請書ヲ奉呈スル前後八回、太政大臣ノ邸ニ伺



フ三回、左大臣ノ宮ニ詣ル三回、右大臣ノ館ニ赴ク者二回、其他參議ノ門ニ趨リ、議官ノ居ヲ問ヒ、以テ民情ノ切ナルヲ説キ、以テ國歩ノ難メルヲ論ジタルコト及ビ野詩陋歌ヲ弄シテ、意ヲ文字ノ外ニ置キ、諷刺衝センガ如キハ、其幾十回ナルヲ知ラザルナリ、晝ハ則チ食膳ニ對シテ尙念ヒ、夜ハ則チ臥枕ニ就テ尙忘ル能ハズ、天資ノ顔、鏡ヲ照シテ愈々青キヲ知ル、固有ノ瘦身、帶ヲ繞ラシテ益々細キヲ悟リ、一日、感憤ヲ慰メント欲シテ、東臺ニ登レバ、三冬風悲ウシテ却テ慨ヲ惹キ、一タビ岩岡ニ登レバ、空外日暗ウシテ、却テ悶ヲ添フ、霞ケ關ニ單騎シテ、晨霞ノ起ツヲ望メバ、國權ノ立タザルヲ怨ムノ情、胸ニ滿チ、金龍ニ車シテ、造菊ノ開ケルヲ見レバ、國會ノ開カザルヲ嫉ムノ意、腦外ニ溢ル、杖ヲ曳テ瀉雁ノ鳴キ渡ルヲ、日暮里外ニ聞カン乎、議館侃々ノ聲無キヲ感ズルニ堪ヘタリ、欄ニ凭テ鯉隊ノ唵喞スルヲ、下忍池上ニ數ヘン乎、議員整列ノ情ナキヲ如何セン

嗚呼、天ノ地ノ我輩ヲ困頓セシメテ餘サバル、何ゾ一ニ此ニ至ルヤ、我輩ハ又樂マント欲スルニ天ナク、慰メント欲スルニ地無ク、唯身軀憔悴シテ死アランノミ

嗚呼、天ヨ見ヨ、何ノ惡ム所アリテ然ル乎、立憲ヲ請願スルハ、君ヲ謀ルノ奸トスル乎、國會ヲ切望スルハ、民ヲ害フノ賊トスル乎

天ヤ地ヤ皆ナ酷ナリ、我輩冤ヲ吞ミ、仰テ天ニ吐カンカ、天何ゾ之ヲ受ケン、俯シテ地ニ吐カンカ地豈理セン、實ニ身體維レ谷ルノ時ト、云ハザルヲ得ザルナリ

嗚呼、全國ノ有義諸君ヨ、我輩其レ此ノ如ク、天ニ棄テラレ地ニ退ケラル、何ノ頼ム所アリテカ駐在セン、今ヤ將サニ海ニ航シテ去リナントス、我ハ深ク知ル、天ノ惡ム所、必ズ疾風ヲ起シ、地ノ怒ル所、必ラズ怒濤ヲ捲キ、以テ我船舶ヲシテ、駿遠百里ノ洋上ニ顛覆スルニ至ラシムルコトヲ、果シテ然ラバ我輩、數千ノ名薄ニ殉ジテ、藻間不祭ノ鬼ト化スルハ、億フニ數十時間ニ出デザル可シ、於戲我輩ヤ死ニ瀕ス、又タ何ノ望ム所カ之レ有ラン、唯ダ諸君ヲシテ、此戲ヲ踏マンメザルヲ望ムノミ

諸君ヨ諸君、請フ其レ幸ニ我輩ノ轍ニ懲リテ、長鯨ノ餌食トナルヲ止メヨ、以テ天ニ阿リ地ニ媚ビ諸君ノ身體ヲシテ、富岳ノ安ヲ保ツノ謀ヲ爲ス所アレヨ、之レ我輩ガ諸君ノ爲メ、殊ニ此ニ一言スル所ナリ

諸君ヨ、諸君ハ果シテ我輩ノ言ヲ解クヤ否ヤ、死近フシテ前後錯亂、言畢テ言フ所ヲ知ラズ、三呼涙筆。



### 新聞演説の力

政府に對する、地方有志の、請願運動は、一枚の布告文で、之れを拒む事は出来よう。乍併、それが爲に、國會開設の希望を、斷念させる事は、出来ない、太政官や、元老院の受附は、漸く空閑になつて來ても、地方の官署へは、相變らず請願書は、出て來るのであつた。

斯うした卑怯な手段で、政府が、請願運動を、抑へつけようとしたが、少しの效能もなく、却つて、地方有志は、一層の反捻心を起して、ますます、遊説にも努めれば、秘密の會合は、到る處に催されて、演説會も、間斷なく開かれるやうになり、膝詰の談判と、小集會の席上演説は、町村の同志を、糾合する點に於て、頗る力強いものがあつた。町村の代表者といふほどのものではないが、どの町村にも、よく在る、世話好きの人、何事にも率先して、公私ともに周旋して、多くの人から、重寶がられる底の人物が、町村と、町村の聯絡をつけて、その地方の、團結を謀つた。

それが、よく行渡つて、地方の同志には、精神上的の聯合が取れて、更に中央の同志と、その消息が、能く通じて居たから、政府の人の、考へた通りに、請願運動の形體だけは、崩れたやうに見えても、精神の上には、微塵ほどの影響もなく、却つて之れが爲めに、各自の氣分が緊張して、從來よりも、地方の活動は、更にはげしく、なつて來た、傾きが有る。

地方の有志が、一段の奮闘をはじめたに就ては、それを、強く刺激したのもあつたのだ。それは何か、といへば、中央に於ける、新聞雜誌の論調と、多くの辯士が、それ／＼に手分けをして、地方遊説に出かけたのと、此二つの力に、勵まされたのであつた。

政府の威力は、人の身體に對して、幾分の抑制を、加へる事は出来ようが、その精神や、思想に迄、徹底した抑制は、加へ得るものでない。

國會開設の要求を、恰も國家に對する陰謀の如く思つて、只だ抑へ付けてしまはう、とばかりして居た、政府の遺口の、間違つて居る事は、固よりいふ迄もないが、その意をうけて、政府の爲に、衣食する學者や、民間の論客迄が、同じやうな態度に出て、彼れ是れいふものが、あつたのには驚き入つた。

それでも、流石に良心はあるから、絶對に、國會が悪いとはいはずいづれも生温い尙早論であつた。加藤弘之を始め、種々な人はあつたが、先づ加藤を以て、その巨頭と、見る可く、加藤が、那の博學と、且つ一種の人格者として自から陣頭に立ち、國會論者に對抗してすら、猶且尙早論を、唱へるに過ぎず、全然、之れを否定する事は、出来なかつた。

其處で、新聞雜誌の論調は、どうであつたかといふに、概して國會開設に傾いて居た。そのうちには、薩長藩閥に對する、單に憎惡の念から、國會派に加擔したのもあつて、極めて淺薄な議論から遮二無二、政府へ食つてかゝつたが、それ等の輩を除いて、純な國會論者には、相應に立論の正確なものもあつた。

政府の缺點を數へ、大官の品行に迄、立ち入つて、峻烈な批評を下し、政府そのものよりか、人格に對する、非難を主としたものもあつたが、生硬な政治論よりは、却つて一般の氣受けがよかつた。

今日と比べて、その頃は、政府の味方をする新聞が、どうしても成立たなかつたのは、一寸面白い事である。一般の人の思想も今と違つて、頗る單調であつたから、政府の味方するものを、殆んど仇敵の如く思つて、一概に御用新



聞と稱し、手にするのさへ汚ららしい、といふ風があつた。  
 福地源一郎が、蓋世の文豪とまで激賞されて、新聞記者の帝王のやうに、尊重されて居たにも不拘、一たび東京日  
 日が、御用新聞に早變りすると、忽ち紙数は減るし、福地の盛名も地に墮ちて、人が顧みぬやうになつて了つた。福  
 地の末路を、府會の收賄事件にのみ因るものとして、軽く論評するものもあるが、それは觀察の誤りであつた。  
 一般の氣風が、斯ういふ調子であつたから、たとへ文章は拙くても、その議論さへ、政府反對なら、歡迎されたの  
 である。

従つて、新聞雑誌の論調は、非常に激越なもので、時に政府顛覆論などを書いて、監獄へ繋かれた記者もあり、官  
 吏の品行に、無遠慮な記述をして、侮辱罪に問はれたものもあるが、それにも恐れずますますはげしい事を書くやう  
 になつた。

地方の人が、それを讀んで、ひどい刺激をうけ、終には産を破り、身を殺す迄の、熱心を以て、國會論を唱へるや  
 うになつてゆく。

それに對して、さらに油を注ぎ、火を點じたのが、實感挑發を主とした、演説の力であつた。新聞の議論は、一と  
 通りの感じを與へる丈けて、それを讀んで、すぐに何うする、といふ事もないが、演説の力は、それを乗越えて、直  
 接に人の心を挑發し、その場から騒ぎを惹起した例も、澤山に在る位で、政府の恐れられたのも、新聞の力以上であつ  
 た。

演説も追々に進歩して、今では一の技術の如くなつて了つたが、昔は、その口調の巧みなのよりは演説するものゝ  
 人格に重きを置いて、その説よりは、その熱を迎へたものであつた。  
 一言一語すべて、肺腑を突いて出るから、聞くものは不知不識の間に、引きづけられて夢中になりどんな事でもや

ツつける、演者と聴者との間に、少しの浮いた所がなく、熱と熱との出會で、すぐ火を發するのが、その頃の演説の  
 調子であつた。

要之、政府は、手を變へ品を換へて、國會論の抑へつけに腐心し、民權派の頭を壓しては見たが、一つも成功  
 せざるのみならず、それが爲めに、人心を激昂せしめ、却つて反抗心を強からしめたに過ぎなかつた。

此際に起つたのが、開拓使官有物の拂下事件であつた。平生ならばスラ／＼と運ぶ可き筈のものが、天下の大問題  
 となり、之れが原因で、國會開設の機運を促進したのだから、頗る面白い。



### 當時の志士

國會運動の顛末を、述ぶるに當り、その重立ちたる人の身上に就て、一通りは、述べて置く必要がある。今日の如く、既に國會が開設されて居れば、誰れにしても、これを軽く取扱つて了ぶが、その開設される迄の運びをよく知つて居たら、もう少し國會の働きを有効にして、國民を、政治的に指導する、機關らしくせねばならぬ、といふ感は起る筈だ。何しろ、現在の國會なるものは、言語道斷の體裁で、とても之れを以て、國民を代表する名士の集りと、見る事は不能い。眞に代議士としての價値ある人は、五十人内外で、その他のものは、どう眞眼に觀ても府縣會議員が關の山で、甚だしきに至つては、郡村の議員位が、相當であると、思はれる人の集りである。尤も、國會政治の基礎となる可き、政黨の現状が、既に滅茶々々なのであるから、その國會の駄目である事も、當然の結果で、敢て不思議とするほどの事もないが、國家の前途を想へば、何とかして、改造する必要はあらう。現在の状態を押し進めば、國家は終に滅亡するの外はない。政黨の盛衰は、理義や主義に關係なく一にも二にも、損得から打算される。黨員の一進一退は、單に利害にのみ繋りて、その間に、正義の觀念なるものは、爪の垢ほどもなく、政治は、私を行ふ勢力の發現であるかの如く思はれる。

乍作、此の状態になつたのは、獨り政黨の罪のみとはいへぬ。全體の國民にも、責任はあると思ふ。政治に冷淡な國民は、自分の投票權を、商品扱にして居るのではないか。金を呉れねば投票せぬ、といふものであり、挨拶に來ねば入れぬ、といふものもあり、猶ほ甚だしきに至つては、棄權を善事と心得てゐるものすらある。

候補者の選擇は、その人格と主張に依つて行はれるのでなく、偏に運動費の額と、叩頭百拜から始まる。投票するものが其の候補者の爲人を、よく知つて行ふ場合が、どれほど在るかを思へば、情けなくもなり又馬鹿らしくもなる。要之、政黨は、國會を以て、私を行ふ機關とし、國民は、國會の何物なるかを理解せず、従つて、國會政治の其れよりも優るの、變態を示して居る。國家は、政治に依つて建設されず、却つて、政治の爲めに破壊されつゝある。殊に、國民道徳の基礎は、全く國會政治に因つて、打毀されて了つた。

此の状態を、一日も速く救はなければ、國家の前途が想はれる。私達には、祖先が在る。また私達には、子孫も残る。先きの人に對し、後の人に對し、私達は、全體どうしたら可いか。それやそれやを思ふて、私は、此稿を起したのである。國會の如何にして開設され、その運動を起した人の、どれほど苦勞したものを明かにしたら、少しは國民も考へ直してくれようか、と思つて、先づ純潔なる青年諸君に訴へ、その力に據つて、革新運動を起して貰ひ度いのである。

片岡健吉 國會運動は、板垣退助の始めた丈けに、此運動の中心人物が、高知縣人に多く在つたは、當然の事であらうが、先づ第一に掲ぐ可きは、此人の功績である。

明治維新の前後、少壯の身を以て、國事に奔走し、軍に従ふて、奥羽の地に迄轉戦した。新政府の成立と共に、海軍に入つて、中佐に迄進んだが、六年の征韓論が破れると、すぐに民間に下つて、それから板垣と進退を共にして、國會運動には非常の努力をしたものだ。

明治十年の西南戦争に乗じて、政府の轉覆を謀つたのが、陸奥宗光、林有造、大江卓の諸人、片岡も亦たその關係者として、刑に處せられたが、出獄の後、さかんに國會運動をつゞけて、終に目的を達するに至つた。

極く温厚な人で、長者の風があつた。廉潔の資性は、その一生を通じて、醜陋な噂もされず、衆議院議長として、



三たび其の椅子に凭つたが、公平な態度は、反對黨の賞讃する所となつたのみならず、自黨のものにも不平を抱か  
しめなかつた。

**水野寅次郎** 古き曙新聞の社長として、且つ強烈な民権論者として、一時の盛名は、都鄙到る處に喧傳されたが、  
國會の開けて後、その徳は名に伴はず、殊に晩年は、松方内閣の書記官となり、更に地方の小官吏となつて、甚  
だ振はなかつたが、とに角、高知縣に於ては、片岡につぐの先輩であつた。

**山田武甫** 九州に於ける、民権派のうちでは、第一の偉い人であつた。熊本縣の民権運動は、多くの俊才に依つて、  
さかんに起つて來たが、能くそれを引纏め、九州を打つて一丸としたのは、全く此人の力であつた。早く死んで、  
世間からはさほどに思はれなかつたが、後年に政友會本部の壁間に、その肖像が掲げられた一事に依つても、生前  
の徳望と功績が思はれる。

**箱田六輔** 筑前の民権家としては、最も古き人である。同志の會合する場合、いつも座長格で、多くの人から尊重さ  
れた。その死の早く、國會の開設を知らずに、幽冥の人となつたのは、まことに惜む可きであるが、或は國會の狀  
態を見ずに死んだのは、却つて幸福であつたかも知れぬ。

**郡利** 三四年前まで、博多公園に隠居して居たが、今は故人になつた。箱田と共に、筑前人を代表した、古い志士  
であつた。私が、前年博多へ行つて、講演して居た時、老人は態々來聴せられて翌日は私に手紙をくれた。つまり  
國會運動の真相を、後世に傳ふるものは他にない。君に待つ所が多いから、しつかりやつてくれ、との意味が書い  
てあつた。

**小西甚之助** 讃岐の小西といふたら、同志の間にも、知れ渡つた熱心家で、國會運動の餘りにはげしかつた爲めに、  
親戚から保護願ひまでされた位の人で、一寸文章も書けし、議論も出来る方、國會が開けてから、二三度は代  
議士にもなつて、議政壇上に獅子吼は試みたが、奇問を發するのと、その聲のキイ／＼いふので、奇聲居士の綽名

をつけられて、餘り重きはなさなかつたが、その運動振りの熱烈さでは、第一の人であつた。

**野手一郎** 晩年は、警視廳の保安課長で、一箇の警部として、世を送つたが、しかし、その實力は、總監以上に強く  
昔からの浪人肌を其儘に、縦横の怪腕を揮つた。國會請願時代には、茨城縣の代表者であつた。

**大浦兼武**と衝突して、品川警察署長に貶された。警部が警視になつて、課長が署長になつたのであるから、普通の  
場合には、之れを榮轉と稱す可きであるが、野手のは左様いへなかつた。

警視廳に置ては邪魔になるから、郡部の署長にされて、その頭を抑へられたのだ。其處で、野手は、職を辭して、  
衆議院に入る可く準備にかゝつた。その目的は、大浦を、議會で叩きつけるつもりであつたらしい。

聞く所によれば、官文書偽造、官金横領の證據を握つて居て、それを材料に、大浦退治をやる計畫であつたとい  
ふ。

然るに、却つて大浦から逆襲されて、つまらぬ事件の關係者として、監獄へぶち込まれた。入獄中に肺を病んで、  
出獄すると間もなく、徒らに怨みを呑んで死んだ。

國會運動の時代にも、野手の才と膽は、相當に認められて居た。

伴の耐が、帝大を出て、廣島に辯護士をやつて居たが、近年、各所の縣知事などをした事もある。

**鈴木昌司** 新潟縣の代表者では、最も振つた一人である。十數萬の富も、すつかり使ひ盡して、晩年は代議士こそし  
て居たが、生活の不安に襲はれて、不遇の生涯を送つて了つた。

併し、温厚なうちにも親分肌のあつた、大きい人物で、郷黨の青年ばかりでなく、どこの青年でもよく世話をし  
くれたので、越後の老爺といへば、誰れ知らぬものもなく、一時の鈴木は、大臣の候補者であつたが、その機會を  
得ずして死んだのは、氣の毒であつた。

後には、その長子が、衆議院の椅子に凭つたけれど、次の選挙に落選して、爾來再起の機會なく、空しく、院外



者の一人として、活動して居るうちに、今回の總選舉に際會し、新潟縣の頸城郡で立候補して居るから、此冊子が世に出る頃には、代議士になつて居るであらう。

山際七司 鈴木と相並んで、天下に盛名を馳せた人であるが、鈴木をやうに大きい所はなかつた。その代り、際どい仕事にかゝつたら、思ひ切つた事をやる質で、それが爲めに、多少の敵はあつたやうだ。大井馬城の大阪事件に連座してから、一層その名を知られて、明治二十年の政變には、二年間の退去命令を受け、東京から驅逐された事もある。

これも、長子の敬雄が、前には代議士となり、今は、新潟縣、政友會支部長として、その手腕を振つて居る。

宮部襄 才氣縦横、壯士を統御する事の上手な、金の切れ放れのよい人であつた。熊本の警察署長をして居る時、例の神風連が蜂起した。その事のあるを豫知しながら、平然して上京したり、前橋の師範學校長でありながら、博徒の大喧嘩に仲裁をしたり、却々面白い履歴のある人だ。

徳望の人としては、長坂八郎が在つたけれど、才氣の人としては、矢張り宮部を推さねばならぬ。群馬縣の自由黨は、此二人に依つて、その大をなしたのであるが、國會運動は、木呂子退藏を先輩として、その纏りは、宮部と長坂がつけたのである。

新井毫 二十歳の青年が、その快辯を揮つて、上州男子の結束をなさしめた、といふても、人は容易に信ぜまいが、實に、新井の一場の演説が、群馬縣の志士をして蹶起せしめたのである。

宮部と長坂も、この新井に負ふ所が多かつた。

國會開設の後、代議士として盛名はあつたが、惜哉、熱海行の汽船から投身して、悲惨な終焉を遂げた。

松澤求策 信州松本に近き、一小村から出て、國會請願者中の傑物といはれた人である。

西園寺公望が、佛蘭西から歸つた時、政府に不平を抱いて居るのを知り、はやくも之れに近づいて、西園寺を社長に

仰ぎ、東洋自由新聞を興した。中江兆民や松田正久も、その同人として、新聞の勢力は、全國に及んだ。それが爲めに、宮中の問題を惹起し、西園寺は、再び洋行の身となり、新聞は潰されて了つた。

松澤は、政府の最も忌む所となつて、その最後は、石川島の獄中であつた。

植木枝盛 土佐人にして同志の間に、最も重きをなしたのは、片岡健吉であつたが、是れは重厚の君子人であつて、その徳望が然らしめたのである。

若し夫れ、筆の力に依つて、自由民権の爲めに、最も長く、且つ最も深く盡した人を擧げるならば、夫れは植木枝盛であらう。洋學の素養はなかつたが、却つて洋學者以上に、西洋の政理に通じ、稍や冗長の嫌ひはあつたが、文章も達者に書いた。演説は頗る莊重で、且つ徹底して居た。

加藤弘之が、自由民権説から早替りして、優勝劣敗説に移つた時、直ちに著書を以て、痛辣な攻撃を加へ、到る處に演説會を開いて、天賦人權の主張をなした當時から、植木の盛名は、いよゝ重きをなした。

疾く九州に渡つて、福岡に到着し、自由民権の鼓吹を努めたので、九州人の政治思想に、一大進展を與へた。極端な、國權論者であつた九州人は、俄然として個人自由の主義に傾いて來た。政友會の現在の勢力は、それを根據として植付けられたものである。一たびは帝國議會にも出たが、未だ其の力量を發揮するに暇なく、早世したのは惜む可きの至りであつた。

末廣重泰 一と頃の盛名は、都鄙に涉つて頗る重きをなしたもので、今の京大の末廣博士は、此人の長子である。

長く朝野新聞の主筆として、讀書子の中に人望があり、その演説も、少し堅苦しくはあつたけれど、第一流の辯士として、大石正巳と相並んで、多數の信者を持つて居た。

議會にも出たが、植木と前後して、之れも早く逝つた。晩年の政論には、稍や不透明の點があつて、その態度や進退にも、多少の批評は受けたが、民權派の先輩且つ功勞者として、その名は長く、歴史に留むる價値がある。



大石正巳 未だ老朽ちたといふほどでもないが、今は東京市外に隠居して、或時は禪、又或時は政治、両面に跨つて、太平樂を吐いては、新しい新聞記者を驚かして居る。

後藤象二郎を擔いで、大同團結の一と芝居、此時代の大石は、實に素晴らしい景氣であつたが、明治三十年の憲政黨内閣に入つて、大臣の椅子を占めてからの大石は、既う下り坂になつて居た。同じ士佐から出て、後藤板垣の後輩であつて、後藤に心服して居ながら、板垣と反が合はず、遂々喧嘩で終始した。

自由黨を創立した一人であり乍ら、自由黨を飛出した、最初の一人であつた。板垣との折合の悪いのが、その原因である、といつたら、本人は「否、左様でない」といふかも知れないが、何といふても、之れが因をなした事は、殆んど争ふ餘地がない。

馬場辰猪 文學者として盛名ある、馬場孤蝶の兄だ。夙く英吉利に留學して、英學に深い點に於ては、當時の第一人者であつた。

その演説に巧みな事、私の記憶する所では、此人以上のものはなかつた。一見した所では、眉目清秀の貴公子で、此人が、爆發物取締規則違反で入獄して、世間を騒がす杯、意外の感にうたれる。その事件は、大石と共に公判で無罪にはなつたけれど、一時は、評判の大事件であつた。

獨演説で、三時間も四時間も、立ちつゞけに捲立てる雄辯は、實に偉いものであつた。今の流行の一つになつて居る、雄辯法の研究は、此人の外にもあつたらうが、とに角、民衆の前に、その研究を公けにしたのは、此人が最初であつた。

また、感情的に起つて來たのでなく、眞に西洋の學說として、自由の理を釋説したのも、此人が初めてあつた。惜い哉、英學には深かつたが、漢學の力に乏しく、それが爲めに、著書の見る可きものは、今一冊も残つて居らぬ。大石、未廣、馬場といへば、當時の政界三人男として、廣く知られたものであつた。併し乍ら、此三人は、國會請願

者として、餘り活動はして居らぬ。その背後から、運動者に智慧を附けたり、理窟を教へたのみで、つまり論客として、多く知られて居たのだ。その他には、河津祐之、草間時福、曾田愛三郎、古澤滋等の人も居た。

杉田定一 福井縣坂井郡の人、生家は、酒造と農業で、相當の資産が有つた。越前の古い有志家としては、此人が第一番である。好んで漢詩は作るが、決して學者ではない。

代議士となつて、海軍に關する事は、能く調べて居た。貴族院議員に勅選されて、晩年は、平淡の中に、送つてしまつた。一と頃は、北海道長官になつた事もあるが、大味噲をつけて罷めた。

國會請願時代には、屈指の人物であつた。性來が正直者で、その運動振りも、極く眞面目であつた。

竹内綱 土佐人は、板垣の關係から、國會運動には、その中心勢力になつたほどで、従つて、多くの有力者を出して居る。片岡は、温良の君子、植木は、筆舌の雄者、その間に立つて、智謀の人として知られたのが、竹内である。

板垣を、能く扶けたが、また板垣を誤つた事もある。晩年は、企業に没頭して、政治には離れたが、その伴は、代議士になつた。自身も、初期の議會には、東京の麹町區から選出された。

林有造 は、板垣に次いで的人物として、世間からは重く見られて居たが、同人の間では、片岡ほどの人望は無かつた。權謀は好んだが、餘り策の有つた人ではない。一般に危險視して居たほどの恐ろしい人物でもなく、存外に良

い所の在つた人だ。

明治十年に、陸奥宗光や大江卓と、陰謀露見で入獄してから、其實質以上に、世間から買はれた。二度も大臣になつて、郷里の宿毛へ歸つてから、晩年は、寂しく此世を送つた。

河野廣中 東北十五州では、誰れが何といつても、河野を第一の人とせねばならぬ。學問も淺く、識見にも乏しいが、どことなく志士の風格を、備へた人であつた。

議會が開けてから、政黨に幾たびかの動搖が在り、河野も、いつかそれに觸れて、自由黨を飛出してしまつた。



その當時の内情を、餘り詳しく述べると、河野の節義を疑ひ度くなるから、これは止める事にする。憲政會の内閣に入つて大臣の椅子には着いたが、徒らに、無能無爲の名を博したに過ぎぬ。河野に亞いて、田母野秀顯と言ふ人が居た。是れは立派な人物で在つたが、石川島の獄中で死んだ。その外にも、松本健長 五十嵐武彦 菊宿仲衛 愛澤寧堅 宇田誠一 赤城平六 等の志士が居た。

村松龜一郎 大きい人物ではないが、國會運動の功勞者としては、宮城縣に於て、第一の人であつた。仙臺に於て、相當の地歩を占め、幾度か代議士にも出たが、一二年前に、故人となつた。關東及東海道筋を一括して、その重立ちたるものを擧げて置く。但し、甲州は、政治的に關東へ組入れて在る。神奈川縣には、石坂昌孝が在り、埼玉縣には、矢部忠左衛門が居た。茨城縣には、大野龜三郎といふ徳人が居て、甲州には、親分肌の小田切謙明が在つた。東海道へ出ると、愛知縣に、内藤魯一が居た。是等の人は、皆な其縣下の重鎮で、多くの味方を率ゐて、政府と闘つて居たのだ。別に、

- 伊達 時 村野常右衛門 森久保作造 水島保太郎 吉野泰三
- 中村克昌 佐藤貞幹 菊地小兵衛 山田泰造 古屋專藏
- 八卷九萬 齋藤珪次 野口聚 根岸貞三郎 森 隆介
- 堀越寛介 初見八郎 濱名信平 關戸覺造 野口勝一
- 關 信之助 木呂子退藏 深井卓爾 新井徳三郎 伊賀部河人
- 田村順之助 鹽田奥造 神原經武 石沼佐一 鯉沼九八郎
- 持田若狭 新井章吾 中山丹次郎 天野爲三郎 板倉 中

- 加藤諄造 高野麟三 佐久間 吉太郎 井上幹一 川名八郎
- 小倉良則 君塚省三 山田 八十太郎 澤田 寧 中野 次郎三郎
- 福岡精一 後藤文一郎 河合 一郎 祖父江道雄 大島 宇吉
- 澁谷良平 岡田利勝 湊 省太郎 前島豊太郎 鈴木 晋高
- 小池 勇 村雨案山子 國島 博

大井憲太郎 星 亨 頭山 滿  
此三人に就ては、頗る語るべき事もあるが、快傑傳や星亨傳等に詳しく出て居るから、茲には略して置く。九州四國近畿中國の方面は、いづれ書く可き場合があらう。當時の志士を捉へ來れば、幾百の數に上るが、今それを一々紹介するの邊を持たぬ。只だ其うちに於て、稍々すぐれたるものを、數人列ねるだけにした。



### 國會開設の請願

民権派が、國會開設の要求をする事、漸く急なるに及んで、政府の壓迫は、益々加はつて來た。政府の壓迫が加はるほど、民間の運動は、激しくなるばかりであつた。

民権派の唯一の武器は、言論である。その言論の盛んになるほど、國會運動は猛烈になるので、政府は、矢鱈に言論を壓迫して、民権派を抑へつけよう、と爲る。其所で、兩者の衝突は、勢ひ免れ得ぬ事になつた。

法律と監獄を、持つて居る政府と、如何に争ふた所で、結局は判明つて居るのだから、争ふ丈け争つて、勢力のつくれる丈けつくとつて、徐々に進みながら、他の一面に於ては、同志の結束を堅くし、間斷なく政府に向つて、國會の要求をしてゆく。

明治十二年の三月二十七日、大阪に於て、同志の大會を開く事にした。高知岡山石川大分熊本を始め、十八縣の代表者が、その召集に應じて、續々參會する事になつた。その主催者は、高知縣人であつた事はいふまでもない。

此時の座長には、高知の西山志澄が推された。今後の通信事務を執る爲に、幹事として、阪本南海男（高知）藤瀬定の二人が選ばれた。

此二十一社の社員中で、辯舌に巧みなものが、それ／＼に受持を定めて、地方遊説を試み、ますます氣勢を擧げて國會請願書を以て、政府に肉薄する事を決した。

今も昔も變らないのが、政治運動の費用である。廣く天下に募集しても、それは容易な事てなく、その間には、弊害も伴なつて來るから、どうしても代表的の人が、銘々に支出する外はない。

それにしても八百四十圓は、如何にも貧弱である。乍併、銘々の運動費を加算すると、相當の金高にはなる。物價も安く、有志家の生活も質素であつたから、事務費としては、此の位で始末はついて行つた。

之れが有名な、愛國社の第一の會合であつた。それから、第二第三と打つてくうちに、大きい結社が出來て、政府の爲めには、恐る可き團體となつたのであるが、それまでの繼りがつく迄に、いろいろの曲折や波瀾の在つた事は、固よりいふ迄もない。

西山は、明治卅一年の憲政黨内閣の時、警視總監になつた人で、高知縣では、古い有志家であつた。維新の前に、平井收二郎と言ふ、勤王家が在つて、一時は、その養子となり、平井直次郎と、稱して居たが、維新後に、生家へ復して、西山姓を、名乗る事になつた。

土佐と阿波が、同一の縣治に置かれた時、縣廳は高知に設けられて、徳島には、支廳が置かれた。西山は、その支廳長として、長く勤めて居たが、林有造や、片岡健吉の、陰謀に加擔して、支廳の金庫に在つた、金を取出さうとしたので、終に捕はれて、刑に處せられた。

出獄の後には、自由民権の爲めに働き、板垣の帷幄の一人として、盛んに反政府運動をつづけた。従つて、國會運動の同人間に於ても、相當に重用された。

阪本南海男は、有名な龍馬と血縁が有つて、一時は活動した人であるが、中途に消えて、北海道へ轉任し、企業家として終始した。藤瀬定の事は、多く知らないから、此に省く。



### 板垣遭難の誤報

女が男と同じやうに、自由民権を唱へるやうになつた一事で、國會に對する人氣の程度も、想像が出来やう。所謂、女流民権家なるものが、續々出かけるやうになつて、國會運動も、一段と目覺ましくなつて來た。日本では、昔から女の人格を認めて居なかつたが、近年に至つて漸く女も、一人前の人間である、となつて、女の鼻息は、頗る強く、動もすれば五尺の男子が吹飛ばされる位になつた。労働者の覺醒に依つて、資本家が面喰ひ、女の自覺に由つて、亭主野郎も、追々に凹垂れてゆく、一寸面白い現象である。乍併、労働者が権利の主張にのみ覺醒して、些も義務の觀念に覺醒しなかつたら、その覺醒は、弊毒の伴ふ覺醒で、餘り感心は出來ぬ。女も女らしい務めも爲すに、その人格を認める、といつても、それは無理である。女にして自力あるものが、その自力に依つて、社會へ出て活動する事の悪くないのは、固よりいふ迄もないが、それほどの自力も無く、亭主持ちが、亭主の世話一つ出來ずに、社會へ出て、どう飛廻つた所で、その女に何の價値があらう。

亭主の頭を、女が抑へよう、とするには、其處に、女房らしい働きが伴はねばならぬ。また、亭主の無い女にしても、その人格を認めて貰ひ度い、といふ以上、女としての慎みがなければなるまい。只だ理窟ばかりいふて、女の務めを顧みぬものは、昔の御殿女中より厄介なものだ。

それから猶う一つ言ひ度い事は、女が理窟屋になつて、男の仲間入りをすると、必ず淫行を平氣でやるやうになる。此一事は、餘程考へて貰はぬと困る。女も人間であるから、男のやうに片ツ端からひツついて歩いてても可い、となつたら、それこそ大變だ。

女の民権家の多くが、その困る事を、さかんにやつて、仲間の問題になつた事は、嘗に一二のみではなかつた。また不思議に、理窟っぽい女に限つて、その缺點がある。

斯んな事をいふのは、私の思想が古いのかも知れないが、併し、古くても新らしくても、悪い事は悪いのだから、一寸いふて見たくもなるのだ。

さればとて、男が女を虐待して、獨り威張るのは、是れも宜しくない事であるから、大いに憤む可き事である。女の民権家として、最も古かつたのは、楠瀬喜多といふ婦人であつた。愛國會の會合には、いつも出て來て、頻りに理窟をいふて居たので、是れには流石の男達も、閉口して居た。

豫定の會議は閉ちて、それから運動の方法についての打合せに、多くの人が集まつて來て、事務所は相變らず賑はつて居た。

所へ、電報が届いたので、幹事が開いて見ると、顔色を變へて、

『ヤツ、こりや大變ぢや』

頓狂な聲を出して、立ち上つたから、一同は、眼を睜つて、

『な、な、なんですか』

『板垣先生が、難に遭はれたとの事ぢや』

『何ですつて、板垣先生の遭難、そ、そりや一大事ぢや、而て先生は重傷ですか』

『イヤ、その詳しい事は書いてない。只だ遭難とばかりであるから、一向に要領を得られない』



「何しろ、照會して見たら、何うですか」

「無論、その必要はある」

「それから船の都合を閉合せて置かぬと、其返電に依つては、一同も出掛る出要があるから……」

「御道理ぢや」

幹事は、其手續きにかゝつた。

「藤瀬さん」

と呼ばれて、藤瀬は振り返つた。

例の楠瀬女史が、肩を怒らし、膝に手をついて、むづかしい顔をして居るから、

「貴女ですか」

「左様……」

「何か、御用でありますか」

「板垣先生が、御遭難といふ以上、照會の必要はありますまい、すぐ代表者を見舞として派遣し、有志の者は同行し  
たら可いでせう」

「左様いふ事になるのは、固より當然と思つて居ますが、とに角、負傷の模様も知り度いのです」

「それを知る事より、御見舞に出かける方が必要であります。負傷の重いか軽いかを照會して、それが何になりま  
す、重いからといふても、只だ心配する丈の事で、また軽ければ、行かずとも可いといふ事にもなりますまい。  
而して見れば、いづれにしても行くのですから、そんな事は、誰れにでも扱はせて置いて、代表者の出發を先きに  
す可きものである、と考へますが、いかゞで御座いますか」  
例でもない事に理窟をつけて、然も道理らしく言ひ張る。その態度と言語の、どこまでも男らしい所が、變に感ぜ

られる。

「まア、そんな事は、いづれでも可いではありませんか、とに角、此照會はすることにしませう」

「萬一にも先生の傷が軽ければ、御見舞にはゆかぬ、といふのですか」

「否、さうではない、いづれにしても行くのです」

「それでは照會の必要はないのでせう」

「照會しても別に悪いといふ理由はない、斯ういふ事には、餘り口出しをせぬやうにして下さい」

「何ですツて、口出しをしては悪いのですか、妾の權利を阻害なさるのですか」

「そんな至難しい事ではありません」

「貴下が、至難しくするのでせう」

「我輩ではない、君の方が悪い」

「悪いとは何ですか、悪いとは失禮なツ、是れは充分の御辯解を、願はねば承知がなりません」

楠瀬女史は、膝をすゝめて、藤瀬幹事に詰寄せた。問題は争ふ丈の事でなく、まことに詰まらぬ事ではあるが、

その談判は、頗る面白い。流石に、藤瀬も困つた。對手が女だけに、どうも勝手が違ふので、その取扱ひに苦しんで  
居る。

周囲の人達は、藤瀬の苦むを、面白がつて観て居たが、楠瀬女史の權幕が、はげしくなつて來たので、既う仲裁の  
潮時と考へて、

「まア、楠瀬さん、おまちなさい、貴女の仰つしやる事には、一應の道理もあります、さう喧嘩腰では、藤瀬君も  
困りませう、此事は我々にお任せ下さい、どうか左様して下さい」

楠瀬女史は、不性無性に、



「宜しい、おまかせいたします。藤瀬さんも、將來は女を、馬鹿にせぬやうなさい」

藤瀬は、苦笑ひをして、

「よく解りました、併し、貴女は何うするつもりですか」

「何をですか」

「御見舞の方を……」

「それは直ぐに参ります」

「これからですか」

「ハイ」

「それは御奮發ですな」

「旅費を、少々御心配下さいな」

「えッ、旅費の補助ですか」

「ハイ」

今迄、顔を赤らめて争つて居た對手の、藤瀬に旅費を出させよう、とするのだから豪いものだ。

これを聞いた周囲の人は、クス／＼笑ひ出したが、本人は平氣で、藤瀬から金の出るのを待つて居る。鐵面皮も甚

だしいが、楠瀬女史としては、當然の要求かも知れぬ。

高知から第二の電報が着いた。前の遭難は、事を大袈裟にいふて來た事であつて、實はそれらしい事であつたに過ぎぬ、といふ極めて詰まらぬ報知であつたから、一同は口あんぐりの態で、楠瀬女史も、いつの間にか消えて了つた。

### 遭難の真相

板垣は、腸を病んで、故郷の高知に居た。城下外れの潮江村には、昔からの住宅が在る。蒲柳の質といふほどではないが、胃腸と氣管に、痼疾があつて何時も之れに苦しんで居た。

中興の祖先は、甲州武田家二十四將の一人、板垣駿河守信形であるが、實は、血統の上からいふと山内家の分裔である。

天文十年に、駿河守が討死した。その遺子を奉じて、家來の乾備後が、遠州掛川へ遁れて來て、山内一豊に保護を頼んだ。

一豊は、武門の名家たる、板垣の遺子といふ所から、厚く款待て養ふて置いた。世間を憚り、人目を忍び爲めにその遺子は、乾の子といふ事にしてあつた。そのうちに病を得て、その子は夭死して了つた。

武士の情けて、一豊は、自分の一門たる、山内刑部一照の子を以て、乾の姓を冒させる事にした。そのうちに一豊は、土州高知へ轉封されたので、乾も之れに従ふて移つた。客分の扱ひは受けたが、終に家臣のうちに加へられた。

斯うした家柄に生れたのが、板垣退助であつた。幼名は、猪之助と言ふて、矢張り乾姓を名乗つて居た。慶應四年の春、岩倉具定の軍に従ふて、關東征伐に下る時、美濃の大垣から、一分隊をつくりその隊長となつて、江戸へ乗込んで來た。その時に、甲州街道を進むので、板垣姓に復したのである。



奥羽征討には、参軍として功を擧げ、殊に會津城の陥落に、其戰爭振りの鮮かさを示した。歸來、職を退き、高知藩の大参事となり、明治二年再び召出されて入閣し、西郷大久保と相並んで、参議の職に就いた事は、普く人の知る通りであるが、六年の征韓論に、西郷と共に辭職、爾來國會開設の運動に終始した事も、殆んど知らぬ人はあるまい。身は、潮江村に在つても、心は、國會開設の事に注がれ、一日として休息した事はない。地方の遊説は、時に休む事があつても、故國に歸れば、郷黨を集めて、その意見を吹込んで居た。

立志社の活動の中心が、實に板垣であつた事は、政府の方でも、よく知つて居るから、何事につけても干渉は、立志社の上に加へられた。立志社の勢力を殺ぐのは、板垣の活動を鈍らせる事にもなる。政府の方は、その覺悟で、立志社へ壓力を加へてゆくのであつた。政府は、立志社を見るに、國賊の集團を以てし、立志社は、政府に對する時、恰も仇敵の如くであつた。

愛國社が一變して、國會期成同盟會となり、それが三變して、自由黨となつた。それから後ちも、しばらくの間は互ひに嫉視反目して居た。

政府の味方をする政黨と巡查が、正面の敵で、之れと喧嘩する時は、猛烈に立向つたものだ。啻に政府の味方するものばかりでなく、苟くも自由黨の向ふに廻るものは、一切敵として闘つた。その餘弊は、今に残つて居て、黨争のはげしい事は、日本第一である。

伊豫の道後の有志家で、中村一義と言ふ人があつた。熱心な國權論者として、多少は人にも知られて居たが、態々高知へやつて来て、板垣を訪ねて来た。板垣は、病氣の爲め、面會を斷つたけれど、その全快する迄、待ち受けるといふて、容易に動きさうもない。板垣も、止むを得ず、兩三日後を約して、中村を歸した。

國權論者が、個人自由の主義を唱へて居る、板垣を訪ふたのであるから、どうせ議論にやつて来たに極まつて居る。之れを聞きつけて、立志社の壯士や論客がしきりに、中村を逆襲して、さかんに議論はするが、どうしても中村を仰へつける事は出来なかつた。

そのうちに、板垣の病氣も、少し良くなつて、中村に逢ふたが、議論の折合ひはつかずに別れた。その後も二三度はやつて来て、いろ／＼に質問應答があつて、時には感情論にまで落ちて、互ひに激語の交換をした事もあつた。

その頃の國權論者には、よく有り勝ちの激越の調子で、熱心に論じ立てる時は、恰も狂人のやうな所もあつて、何となく板垣の身邊に、危険を感じたものもある。

それからは深く注意して、威可く板垣に逢はせぬやうにしたが、中村は、却々に立去らず、争ひの果は、腕づくても板垣に逢ふて見せる杯、はげしい事をいふので、ますます危険を感じるやうになつた。

一日、片岡健吉が、板垣に代つて面會した。中村の議論が、存外に根強いので、片岡は、とに角、自分の宅へ、中村を連れて行つて、親切に談合つた。

三日ほど泊めて置いて、中村を説くうちに、いつか片岡の人格が、中村を感化したのか、すつかり中村は、片岡に感心して了つて、

「イヤ、片岡先生、實に恐れ入りました。我輩にも未だ議論はありますが、もう止めませう。板垣先生には、此上御面會申す必要はありません。板垣先生の説には、容易に服従は出来ませぬが、その人物の高潔な點には、敬服して居ります。先生に對しても同じ事ですが、兩先生の如き人物が、此議論を唱へても、國家を誤るやうな事はあるまいが、その輩下の壯士や、薄ッぺらな論者が、早呑込みの西洋思想から、個人自由の主義などを唱へ廻ると、終には國家を誤るに至るであらう、と思つて、實は一大決心を以て、板垣先生に、面會を求めた次第ですが、もう其必要は認めませぬ。兩先生の人格に信頼して、只だ輩下の人々をして、國家を誤らしめぬやう、深く御注意を願ひ置きます。」

片岡も、中村の眞心には感心して居たが、殊に此一言を聞いて、ますます志士の風格も惚ばれ、深い敬意を以て應對した。

三日ほど泊めて置いて、中村を説くうちに、いつか片岡の人格が、中村を感化したのか、すつかり中村は、片岡に感心して了つて、

「イヤ、片岡先生、實に恐れ入りました。我輩にも未だ議論はありますが、もう止めませう。板垣先生には、此上御面會申す必要はありません。板垣先生の説には、容易に服従は出来ませぬが、その人物の高潔な點には、敬服して居ります。先生に對しても同じ事ですが、兩先生の如き人物が、此議論を唱へても、國家を誤るやうな事はあるまいが、その輩下の壯士や、薄ッぺらな論者が、早呑込みの西洋思想から、個人自由の主義などを唱へ廻ると、終には國家を誤るに至るであらう、と思つて、實は一大決心を以て、板垣先生に、面會を求めた次第ですが、もう其必要は認めませぬ。兩先生の人格に信頼して、只だ輩下の人々をして、國家を誤らしめぬやう、深く御注意を願ひ置きます。」

片岡も、中村の眞心には感心して居たが、殊に此一言を聞いて、ますます志士の風格も惚ばれ、深い敬意を以て應對した。



その夜は、遅くまで話込んで、中村は、別室へ案内されて寝たが、さて翌朝になると、中村が居らぬ、といふて、家人が騒ぎ出した。中村の一室には、短刀が一本残してあつた。すぐ上の壁には、墨痕あざやかに、左の一詩が書いてあつた。

丈夫懐劍遠横行 元是丹誠曼國情 豈料觀鏡水澄々 噫還今日向誰爭  
此一事が、大きく誤り傳へられて、大阪の同志が騒いだのであつた。

### 國會開設の大詔降下

薩長の政治家が、その權力を恃んで、横暴を極めた事は、その例に乏しくないが、最も甚だしい一つを挙げると、北海道の官有物拂下の如きは、まさに其すぐれたものであらう。

昔の蝦夷が、今の北海道である。明治戊辰の役から引きつゞいて、五稜廓の戦ひになり、黒田清隆は、征討總督として函館に赴き、終に幕軍を破り、榎本釜次郎、大島圭介等を降した。凱旋の後、蝦夷に對する政策が建てられ、開拓使廳を置いて、黒田は、自から其長官になつた。

それから北海道は、漸く人の注意する所となつて、追々に移住するものも殖え、開拓の事業は、その緒につく事を得た。

全道の周圍は、繞らすに海を以てし、無限の天産物に富むのみならず、陸には茫々たる廣原を有し、鑛山や炭山は、到る處に在り、且水利にも不自由なく、耕やすも可、牧業にも適する、といふ肥饒の土地が、殆んど其全部を占め、鬱蒼たる森林は、開闢以來、斧鉞の侵す所とならず、天恵の寶庫とは、實に當時の北海道を、指したものであらう。

されば、開拓使廳を設けて、その開拓に従事したのは、まことに當を得た處置と、いふ可きではあるが、算盤勘定に疎い役人をして、之れに當らせたのは、やがて失敗を招く、原因にもなつたのである。併し、政府の方からいへば、宗谷の海峽殊に、黒田の如き人を、その長官に任じたのが、抑も間違ひであつた。



を隔て、露領と相對して居るから、特に陸軍中將の肩書ある人を選び、舊藩の士族を移住せしめて、屯田兵の制度を布くの、考へからであつて、當時の政府は、全く軍國主義であつたから、開拓といふよりは國防の點に於て、黒田を長官に當てた、といふ事情である。

開拓は、明治三年から十年を一期限として、それに費やした金額は、二千四百九萬六千八百四十二圓八十三錢二厘といふ、少なからぬ金であつた。

黒田の左右には、安田定則、金井信之、折田平内、鈴木亮の四人が、書記官として附いて居た。

黒田は、荒削の人物で、眞に東洋流の豪傑肌、頗る大きい所があつて性質も單純な、而して割合に物解りのした人であつた。

薩藩の輕輩から身を起して、とに角、西郷大久保に亞ぐの先輩として、政府に於ても、重きをなして居た一人であるが、餘り學問の無かつたのと、その豪傑の肌合とが、どうかすると、事を誤つて、物議を醸したことはあるが、決して悪い人ではなかつた。

酒癖が悪く、酔ふと腕力を揮ふので、友人や同僚を困ませた事は、嘗に一再のみならず、それが爲めに、取り返しのつかぬ、間違を仕出來した事もある。

最初の妻は、明治二年に迎へたのであるが、その實家は、昔の旗下で、中山勝重といひ、本人の名は、お清といふのであつた。極く温順な、良い夫人として、出入りもの氣受けも、悪くなかつた。黒田も、平生は、能く之れを愛して居たが、二度まで續いて、子供を亡なつてから、少しやけ糞になつて、酒樓に出かける事が、多くなつて來た。

そのうちに、藝妓の馴染が出来て、足しげく、通ふやうになつた。如何に温順な夫人でも、多少の嫉妬はある。殊に、士族の家に生れて、厳格な教養をうけて居る所から、黒田の身分で、藝妓狂ひは、世間へ對しても宜しくない、といふ意味から、頻りに、意見をしたが、黒田は、そんな事に頓着なく、相變らず遊びにゆくので、一夜終に夫人か

ら、少しはげしい抗議が出た。その時は、大分酔ふて居て、遂々夫人を斬つて了つた。

如何に黒田が、偉い役人でも、妻を殺して可い、といふ理由はない。酔が醒めると、黒田も、自分の悪かつた事は、よく知つて居るから、その成行については、少くならず心配した。

此時の警視總監が、同國人の川路利良であつたから、萬事は、好都合に運んだ。夫人の死は、急病である、といふ事にして、手早に取片付けて了つたので、夫人の實家から、故障は起つたが、それには相當の話もつけて、沈黙させて了つた。

新聞の記事は、一切差止めて、世間にも知らさず、司法官は、内閣の威力で押へ付け、手も足も出させなかつた。獨り、團々珍聞といふ、滑稽雑誌が之れをポンチ畫にして、面白く發表したので、發賣禁止を命じて、百圓の罰金を申付けた。

十年の期限が満ちて、猶ほ之れを繼續するか、それともに、開拓使廳を廢止するか、といふのが問題になつて、内閣でも、大分やかましい議論があり、黒田の希望としては、猶う十年やらせてくれ、といふのであつたが、大藏卿の佐野常民が、どうしても承知しない。

『今迄に、一千萬圓以上の金を費やして、猶ほ此上、十年もつゞけるとなれば、更に、二千萬圓位の覺悟をせねばならぬ。現在の財政の状態としては、そんな事は出来ない。殊に、開拓事業は、政府でなさず、民間の有力者にやらせて、政府が、之れを補助する事にすれば可い、さうするのが本筋の遺方である』

と、いふて、どうしても説を曲げない。

黒田は、例の一本調子で、自分の云ひ出した事は、反對のあるほど押通さうとする。それが爲めに、問題は、益々面倒になつて、内閣のゴタ／＼は、一と通りではなかつた。



長州派の政治家は、佐野の意見に、賛成ではあるが、薩州派の感情を害なふ事を恐れて、心にもない賛成はして居たが、心中甚だ不快には、思つて居た。

此際、大阪の關西貿易商會から、北海道の官有物を拂下げてくれ、といふ願書を差出して来た。

その發頭人は、黒田の先輩たる五代友厚であつた。五代の蔭には、中野梧一も居た。此出願のある迄には、種々の曲折もあつて、黒田は、五代が説きつけ、長州派の政治家には、中野から、渡りをつけた。

五代は、初めの名を、才助と言ふて、維新前に洋行したほどの人で、明治政府の最初には、外交官を勤めて、土州人の箕浦猪之吉等が、佛蘭西人を斬り、堺の妙國寺で、切腹した時の事件は、五代が取扱つたのである。その後、役人を罷めて、大阪に居居り、中之島に大きな邸宅を構へて、政府を對手の仕事をはじめた。今の日本銀行支店の在る所が、五代の邸跡である。

藤田傳三郎が、徐々頭を持上げて来たのは、其頃の事であるが、とても五代には及ばなかつた。五代と藤田では、經歷が比べ物にならず、その學問にしろ、將た膽識にしろ、すべてが五代の優れて居た事は、世間一般から、認めて居たのみならず、政府の大官に對しても、五代は、押手の利く方で、大概な無理は、押通す事が出来るので、五代の勢力は、大阪の財界を壓するほどであつた。

阪堺鐵道、岸和田紡績、商業會議所、その他、五代の計畫に基いたもので、今の大阪を賑はして居る事業は、却々に少くない。

藤田には、元山口縣令を勤めた、中野梧一が、顧問として附いて居る。その背後には、井上馨が、親分として、保護して居たが、それでも五代を、抑へる事は出来なかつた。

中野は、買札事件で捕へられ、藤田と共に、警視廳の取調はうけたが、終に無罪になつた。けれども、何ういふ仔細があつたか、問もなく自殺して了つた。

官有物の拂下について、中野を引つ張り込んだのは、長州派の政治家に、グヅ／＼いせぬ爲めであつたが、その計畫は、美事に當つて、薩長の政治家は、殆んど聯合の形ちて、之れに認可を與へようとした。

開拓使廳の管轄に屬する、官有物は、何う安く見積つても、二千萬圓位のもはあつたらう。函館を始め、各港灣の船場官有地、運輸に關する家屋船舶一切、汽船帆船工場、玄武丸、矯龍丸、七重勸業試驗場、根室札幌牧畜場、製紙所、麥酒製造所、葡萄酒、葡萄酒製造所、織詰製造所、獵虎獵場、東京永代橋際物産取扱所の地所家屋等、其他の官有場、それに對する、拂下願の條件は、全部で三十萬圓、而かも三十ヶ年賦の無利息といふのであつたから、拂下といふよりは、貰下といふ方が、當つて居るかも知れぬ。

黒田は、自分の主張が通らぬので、少し焦れ込んで居る所へ、五代から、此相談があつたので、どうせ開拓使廳の繼續が、出來ぬものなら、拂下げて了つた方が可い、と考へて、五代の相談に、應じたのである。

けれども、此無算當の拂下げを、佐野大藏卿は、極力反對したので、また問題は行詰つた。佐野の背後には、參議の大隈重信が居て、頻りに、佐野を煽つて居る。當時の大隈は、甚だ失意の位置に居て、煩悶懊惱して居たのだ。自分が大藏卿として、財政の方針を誤り、不換紙幣の濫發で、財界を滅茶々々にしたので、それが爲に、大藏卿の椅子を失ひ、殆んど伴食參議の格で、内閣の一員たるに、過ぎなかつた。

他の參議に比べると、識見も優つて居り、却々の勝氣でもあつたが、その議論は、多く行はれず、天稟の能辯が、却つて同僚の忌む所となり、敬して遠ざけられて居たので、薩長の人々に對しては、不快の念を有つて居た。此場合に起つたのが、官有物事件であるから、大隈は、佐野が反對して居るのを幸ひ、その背後から煽り立てた。只だ一人でも、強情に反對をつゞけて居た佐野は、大隈の味方を得て、一段と其氣は強くなつて、ますます反對論



を高唱するので、これには區長の連中も頗る困つた、といふ事である。

今では、誰れでも、新聞の力を認めて居るが、その頃は、未だそれほどに、新聞の力を、認めては居なかつた。多少は認めても居たらうが、その力を利用する事は考へず、却て之れを、壓へつけて、その力を減殺しよう、と謀つたものだ。

その點に於ては、流石に、大隈の考へはすぐれて居た。はやくも、新聞の力を利用する事を、知つて居たのみならず、年少氣銳の書生を愛して、ドシ／＼役人に引上げ、自分の相談相手にして居た。

東京は日の福地源一郎と、京濱毎日の沼間守一は、よく大隈と相知つて、頻りに大隈邸へ、出入して居たが、殊に、沼間は、大隈と堅い握手をして、大隈の議論は、それとなく紙上に於て、世に紹介して居るほどであつた。

福地は、一代の文豪であると同時に、稀世の才人であつた。藩閥の政治家にも、巧く取り入つて居たが、大隈にも親しくして居たので、此事件についても、大隈の意見を聞いたり、事件に關する、秘密を引出しては、紙上に於て反對論を書いて居た。

大隈は、此二人を利用して、新聞の上で、拂下反對を、さかん書かせた。それが原因で、此事件の内容が、世間へばつと知れ渡つた。

それについて、一番に、利害關係のあるものは、北海道の住民であるから、終に、其住民の代表者が、東京へ出て来て、頻りに拂下反對の、運動を始めた。此反對運動は、單に、拂下に反對する、といふのでなく、若し、拂下をするなら、北海道の住民全體へ許してくれ、といふのであつた。之れは、何者の反對よりも、世間の同情も得れば、政府を困らせるだけの理由があつて、五代への拂下は、漸く行儀の態になつたので、大隈は、一層力を入れて、民間の論客を煽りつけた。

此事件を、上手に扱へば、内閣に動搖が起る。内閣に動搖が起れば、それだけ、大隈の立場は良くなる。薩長の政治家が、民間の信用を失へば、大隈の信用は延びてゆく。殊に、事件が金に關係のある、汚ない事だけに、人の注意も深い。それが大隈の附目であつた。

新聞の力は、今のやうに、廣く行き渡らない。その範圍は、極く狭いものであつた。文章を讀んで、それを能く理解するものは、先づ知識階級の人で、容易に、立つて騒ぐやうなことはないが、演説を聞くものは、各階級に渡り、その多くは、血の廻りのはげしい連中だから、どうしても氣がはい。上手に煽りつけて置いて、『やれツ』といへば、『わツ』と應じる。今の語ていふ所の、民衆運動なるものは、それから始まるもので、之れだけは、昔も今も變りはない。

新聞の上で、一と通り反對の宣傳もすんで、とに角、拂下げを否定する傾向が、明かになつたから、そこで演説會を開く事にした。その背後には大隈の居た事は、いふ迄もない。

明治十四年の八月廿五日、新富座を借受けて、拂下反對の演説會を開く、といふので、その評判はすばらしいものであつた。辯士は、福地と沼間の外に、高梨哲四郎、益田克徳、肥塚龍の三人であつた。福地と沼間の事は、前に述べてあるから、それは略すが、他の三人については、一と通り紹介して置き度い。

高梨は、沼間の弟であるが、その頃の代言人としては、日本第一の人氣者であつた。歳は漸く廿四五、頭髮を長くして、肩を掩ふばかり、色白の丸顔で、頗る美男子であつた。辯舌は流麗で、能辯の部に屬す可く、言に力があり、抑揚も備つて、極く俗受けのする演説家であつた。

反之、肥塚は、低聲で諄々として論ずる、言に力はないが、元が寺育ちの説教振りて、嚙んで含めるやうに説く



所に、一種の味ひがあつた。此人は、長く毎日新聞の主筆をして居て、その文章も、相當に人に知られた。島田三郎が入社してからは、多く島田が、書くやうになつた。此時の演説は『北海道の人民を弔ふ』といふ題で、三千の聴衆を泣かした。

益田は、三井の益田孝を兄に持ちながら、政談演説を、盛んにやつて居た人で、力のある聲で、強い議論するから、聴衆の氣受けは、頗る良かったが、惜しい事には、早死をしてしまった。

福地も、文章ほどではないが、演説は拙くない方であつた。沼間の辯舌は、その頃の辯士中で、第一流であつた。事件が、天下の大問題になつたのと、演説の前評判が、高かつたので、元老院の議員が、二三人連れて、こつそり聞きに來た、それが原因で、問題は元老院に飛火して、議論が起つて來た。

此事件の喧ましくなる頃、天皇陛下は、東北へ御巡幸の爲め、御發軔に相成つた。その供奉のうち、伊藤博文と大隈重信が、加はつて居たのは、或策士が、暗中飛躍の結果で、拂下を手ツ取り早く、極めるつもりであつたが、却て之れが爲めに、問題は大きくなつて、取返しつかぬ事になつたものだから、實に面白い。

元老院の議論が、漸く喧ましくなつて來たので、有栖川宮が、佐野大藏卿を呼んで、その事情を御下問になつた。佐野は、有りの儘を、少しも包まず奉答した。次ぎに大隈が御還幸に先立つて、歸京したのを幸ひ、御召になつた。大隈は、此機を逃してはならぬ、と思つて、その詳細を、佐野の申上げた以上に、極秘に迄立入つて陳述した。

その前から、政府に在る大隈の一派が、盛んに國會論を唱へて、政弊を指摘して、一部の政治家に、痛撃を加へて居た。當時の郵便報知新聞に連擧された、國會論は實に其一つである。板垣が、國會論を唱へ出して、年月は久しくなるけれど、政府部内に於て、公然と國會論の唱へられたのは、全く大隈の一派が、役人をして居た爲めである。

その國會論に、最も力をつけたものは、擲下事件であつて、之れが爲に、國會論が沸騰したので、國會開設を、促進した傾きはあつた。尤も、大隈のやうな人が、政府部内に在つて、無遠慮に國會論を唱へたので、多數の頑冥派も、終に兜を脱いで、國會論の前に、降伏したのであらう。

伊藤は、夙くから國會の必要は、認めて居たに違ひない。その證據には、國會に關する調査を、思ひの外に、進めて居た事實がある。また井上馨も、頑固な所はあるが、存外に、物解りもする上に、伊藤とは、よく理解し合つて居たから、此人も、左迄に反對を固執せぬ、といふ事だけは、充分に認められる。

乍併、大隈と違つて、自分等が、長州人の中堅になつて居るので、斯ういふ議論については、大隈の如く、自由の立場から、思つた通りに、言ひ切る事もならず、殊更に、薩派に對しては、十二分の遠慮がある。従つて、大隈とは、多少の了解があつても、判然と、一しよに進む事は不能なかつた。

それから伊藤の一派が、口に出してはいへぬが、胸のうちで、何時も、不快に思つて居たのは、山縣有朋や山田顯義等の、軍人連が、勢力を張つて居た事である。明治政府の創立された時から、文治派と武權派の暗闘は、いつも絶えたる事はなく、六年の征韓論も、つまりは二派の暗闘から、起つた争ひで、西郷等の内閣を去つたのは、武權派が、文治派に負けたもの、と見るのが當然である。

征韓論の結果から、一時は武權派も挫折して、文治派の世となつたが、十年の西南役がすむと、また／＼武權派の力が、振つて來た。初めは、薩人を中心として、武權派の勢力に、強かつたのが、西南役から後には、漸く長州人にその勢力が移つて行つた。

薩派の軍人は、餘り政治に、近づかなかつたけれど、長派の軍人は、政治に興味を有つて、その武權を、政治の上に加へて來た。此一事は、同じ長州人でも、文治派に屬する、伊藤や井上の、頗る迷惑とした所ではあるが、どうしても其防ぎはつかなかつた。

斯ういふ内情があつたので、伊藤は、大隈に先んじて、國會制度の調査は、届いて居ても、それを公けの問題とし



て、正々堂々の論陣を張る事が出来ぬ。その弱味のあるのを知り乍ら、伊藤の一派を出し抜いて、有栖川宮へ、國會急設論を申上げた、といふので、伊藤一派の憤慨は、非常なものであつた。

官有物の拂下は、不穩當なりとして、陛下の御還幸まで、保留される事になり、國會急設の事も、矢張り御還幸を待つて、決するといふ事になつた。

そのうちに陛下は、御還幸に相成り、直に御前會議を開いて、問題は決定した。拂下は不認可、國會は明治廿三年を期して、開會する旨を仰せ出された。伊藤一派の主張した、十年準備論が、終に勝利を得たので、大隈の急設論は御採用にならなかつたのである。

此御前會議に就ては、陛下の御聖徳に關する、大切な逸話がある。それは外でもないが、御還幸の當日、南千住に於て、暫時、御休息といふ事になつた。その際、右大臣の岩倉具視が、微服して車駕を御迎へ申し、内謁を願ひ出たので、すぐ御許しになると、岩倉は、御前に進んで、拂下事件の爲めに、輿論が沸騰して、その勢ひから、延いては、國會急設の叫びになつた事情を、詳しく奏聞に達し、それに就ては、至急に、御前會議を以て、此二件を取極める事の、頗る急務なる所以を申上げた。

然るに、陛下は、御還幸と同時に、御前會議を開く可き旨、仰せられたので、萬事は岩倉が、その手續をする事になつて、引退つた。

陛下が、國務に關しての御勵精は、常に此通りであつた。とに角、長途の御巡幸から、おかへりに相成つた、其日に、御前會議の御沙汰が下り、直に大問題が決定される、といふやうな事は、何人も思ひ及ばぬ事で、是は、明治天皇御聖徳の一端として、國民の大に記念すべき事である。

官有物の拂下は、既に不認可と内定して、國會の期限が、未だ研究されて居るうちに、突然はじまつたのが、大隈の彈劾運動であつた。

薩長の武權派が、大隈を忌み嫌つて居たのは、此事件からでなく、随分長い間の事であつた。その感情は、此事件から一層酷くなつて、何でも、内閣から叩き出してしまへ、といふことになつた。伊藤の一派も、此時は、頗る痛癢に觸つて居たので、武權派と一つになつて、大隈の彈劾に、最も力を入れて、その仲間を纏めにかゝつた。

彈劾の奏文を差出すと同時に、大隈へは辭職の勧告をする事になつた。その談判は、伊藤と西郷從道が引受けて、大隈の邸へ行く事になつた。

伊藤に配するに、西郷を以てしたのは、甚だ妙味のある事で、誰れの考へか知らぬが頗る名案であつた。「君の遣方が良くないから、辭職し給へ」

とは、伊藤の性格としては、言ひ難い事であつたに違ひない。伊藤は、大隈に逢つてからも、容易にいひ出し得なかつたが、大隈は、豫め其用件を悟つて居ながら、それとなく武權派を、嘲罵するのであつた。それを聞いて居る西郷は、ニコ／＼笑つて居るが、伊藤の額には、汗が滲んで居た。やがて西郷は、大隈の肩を、ポンと叩いて、「大隈さん、辭職たら何うちや」

と、只ツた一言ではあるが、大隈の心臓へ、針をうち込んだやうなものだ。

大隈の辭意は、之れで決したが、それと同時に、政府の方でも、大隈を免官にす可く内決した。斯くて大隈は、終に政府を去る事になつたが、普通の免職でなく、それは諭旨免官といふのであつた。特に言ふ可き事は、大隈の免官と同時に、少壯有爲の役人が三十餘名辭職した事である。

- 矢野 文雄 (統計院幹事)
- 尾崎 行雄 (同)
- 島田 三郎 (文部大書記官)
- 犬養 毅 (統帥少書記官)
- 牛場 卓造 (統計院書記官)
- 小野 梓 (一等検査官)



中野 武營(農商務省) 田中 耘造(文部省) 中上彦次郎(外務省)  
 小松原英太郎(外務省) 大書記官 牟田口元學(農商務省) 大書記官  
 その他、農商務卿の河野敏鎌、驛遞總監の前島密、判事の北島治房、検事の春木義彰等の人も、終に辭職して、民間へ下つて來た。

尾崎は、年少にして志を立て、はやく新聞記者になつて、大隈に近づいたのは、十七八歳の頃からであつた。その前後に犬養も大隈に知られて、共に二十歳を越えたばかりで、奏任官に引上げられた。その他のものも、順序を逐ふて、官歴を有たず、いづれも大隈がひと息に引上げたものばかりである。

一人の參議が、その職を辭した爲に、これだけの人材が、同時に辭職したといふ事は、何人も皆な驚いた。今から當時を追想しても、大隈は、慥かに偉い所があつた。

朕、祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒を嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張リ、大政統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫、繼ク可キ業ヲ爲サムコトヲ期ス、總ニ明治八年元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム此皆漸次基ヲ創メ、序々循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ、爾有業亦朕カ心ヲ諒トセム。

顧ミルニ立憲ノ體、國各宜シキヲ異ニス、非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス、我祖我宗照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ掲ケ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行フ、責ハ朕カ躬ニ在リ、將サニ明治廿三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス、今在廷ノ臣僚ニ命シテ、假スニ時日ヲ以テシ、計畫ノ責ニ當ラシム、其ノ組織權限ニ至リテハ、朕親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及ンテ公布スルトコアラントス。

朕、惟フニ人心進ムニ遍シテ、時會速カナルヲ競フ、浮言相動キ、竟ニ大計ヲ遺ル、是宜シク今ニ於テ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示ス可シ、若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スルモノアラハ、處スルニ

國典ヲ以テスヘシ、特ニ茲ニ言明シ、爾有業ニ諒ス。

國會開設の詔勅は、炳乎として日月と先を争ふ底のものであつた。只だ此くの如く、開期の決定する以上、その速を論じてはならぬ、といふ所に、深い意味のあつた事を、思はねばならぬ。

板垣に始まつた國會開設の運動は、先づ之れて、一段落となつた譯で、此上は、明治廿三年に備へる、覺悟を要するるのである。



# 最初の政黨

我國に於て、政黨の創立されたのは、明治十四年の自由黨を以て、その嚆矢とする。乍併、當時の政黨は、今の人の考へて居るやうなものでなく、單に時事を憂ひ、國家を念とする同志の會合したものに過ぎず、之を政黨と名付けるのは、果して當れるや否、頗る疑問とす可きである。政黨と稱するには、眞に其意義を有するか何うかは、先づ別問題として、とに角、同志の集合せるものと見て、それが既に政治結社である以上、之れを政黨と名づけたとして、別に無意義の次第でもない。殊に國會開設後の政黨と、その前の政黨とは、自から其間に區別がある。國會が開けて、政治の實權に參與した場合と、その國會に對する、準備の一としての場合と、其處には大なる相違のある、といふ事を考へなければならぬ。また、主義と綱領とかいふものについても、國會開設の前後に依つて、大分に違ふ所のあるは、止むを得ぬ事である。

現に、政治を議する權利を得た場合と、將に其權利を得んとする場合と、その場合の違ふ丈け、議論の立て方も異なつてゆくのは、固より當然の次第で、當時の政黨を論ずるものは、此間の消息を理解してからでないといふ、批評の標的が脱れる。

國會開設の運動をしたものが、長い年月を経て、或は離れ或は合し、幾多の曲折を経て、互に其爲人を知り、立場も理解して今は容易に放れ難き關係を持つて居る所から、國會開設の目的を達する迄、一つの組合をつくつて、相互に

援け合ひ、且つは政府に對抗して行かう、となつて、それから生れたものが、最初の自由黨である。

## 自由黨結成の盟約

第一條 我黨は、我日本人民の自由を擴充し、及び之を保存せんとする者相合して、之を組織するものとす。

第二條 我黨は、國の進歩を圖り、人民の幸福を増益することを務む可し。

第三條 我黨は、我日本國民の當に同權なる可きを信ず。

第四條 我黨は、我日本國は立憲政體の宜しきを得るものなるを信ず。

此盟約を以て、所謂政黨なるもの、主義とすることは、些と何うであらうか、とは思ふが、當時の状況からいへば此以上の事は定められなかつたのである。

國會が開設されるか何うか、それさへ明白でない時に、或は國策とか、或は政策とかいふやうな、七面倒な事を列べた所で何の甲斐もあるまい。

兎に角、自由とか權利とかいふて、漠然たる意味のものではあるが、政府の専制主義に對抗する、といふ立場を聲明するだけの目的で、斯ういふ取極めをしたのであるから、名は政黨であらうとも、今の學者のいふ政黨なるものは、大分に違ふ所はあるのだ。

初め、大阪に起つた愛國社、それが一變して、國會期成同盟會となり、本部を東京へ移し、全國の同志總代を集めて、非常な勢ひで、國會の開設を、政府へ迫つた。

今迄は各派の勢力も、別れ／＼であつたから、政府への衝りも、甚だ弱かつたが、斯ういふ風に、一致團結の力を以て、政府へ迫つてゆくので、左様なると政府の方でも、非常手段を以て、之れを拒むの必要がある。

於此、政府は、太政官の布告を以て、その請願運動を喰止めにかゝつた。つまり地方廳の手を経由して差出せ、直



接に中央政府は、左様いふ書面は受付けぬ。といふのであつたから、これには總代の銘々も、頗る困つた。太政官や元老院へ、直接に押かけるので、その運動の甲斐はあり、政府もその應接に苦むから、それを附目にして追る。それが唯一の運動方法であるのに、之れを差止められては、折角の期成同盟會も、その用をなさぬ事になつた。總代に選ばれて、上京した人々は、空しく郷里へ歸る外はなく、一旦歸國すれば同志の聯絡も絶えて、政府を動かす勢力は、全く無くなつてしまふのであるから、其處で、總代のうちの重立ちたるものが、段々集合して、相談の結果、是れ迄に纏めて来たものを一團として、假し歸國はしても、通信聯絡の方法を以て、その勢力の散逸せぬやうにしよう、となつて、取敢へず大會を開く事に決した。

その準備として、明治十三年の十一月二十日、兩國橋畔の中村樓……今の美術俱樂部……に於て、單に期成同盟會といはず、有らゆる方面の有志、即ち政府に反對するものゝ會合を催し、更に二十七日を以て、枕橋の八百松に、自由懇親會なるものを開いた。

相談は、急轉直下の勢ひで、政黨組織の事になり、十二月十二日から、築地橋畔の壽美家……今は旅館になつて居る……でその協議會を開いた。當日の來會者は、

河野廣中、松田正久、山田平左衛門、山際七司、内藤魯一、森脇直樹、島地正存、植木枝盛、林包明、沼間守一。其他の人々であつたが、沼間を座長にして、散々議論した末、此に自由黨なるものが生れたのである。

沼間は、政府を退いてから、横濱毎日新聞を手に入れ、之れを東京へ移して、東京横濱毎日新聞と改め、自ら其社長になつた。今の銀座四丁目、カフエーライオンといふのがある、それは昔の毎日新聞社であつた。

自由黨は組織しても、その通信聯絡を、取扱ふものがなければ、結黨の甲斐はないのであるから、沼間が自ら其任に當り、新聞社内、中央本部を設ける事にした。

それほどにして、自由黨の創立に努力した沼間が、後には脱退して、別に改進黨を組織し、大隈重信を首領に載

いて、自由黨と争ふやうになつたのである。

松田正久は佐賀縣の出身で、早く佛蘭西に留學し、西園寺公望とは、巴里に於て、深く交り、晩年まで互に相許して、その交情は、格別に深きものがあつた。

無慾恬淡、功利の念に薄く、飄々として仙人の如き人物であつた。古い黨人でありながら、毫も、黨弊に囚はれず超然として獨り清きことに實に敬服に値ひする。

佛蘭西から歸つて、大藏省にはひつたが、間もなく辭職して、浪人生活をつゞけて居るうちに、信州の松澤求策が西園寺を擔ぎ上げて、東洋自由新聞を發行する事になつた。

社説は中江兆民が引きうけて、松田は社長の格で入社し、西園寺は名譽社長として、その資金の幾分を負擔した。兆民と松田は、佛蘭西以來の友人、西園寺も同様の關係があり、此新聞に依つて、盛んに革命主義が鼓吹され、佛

蘭西一流の政治論が、普く紹介された。

當時の政府は、此新聞を恐れて、非常な壓迫を加へたが、どうしても抑へつける事が出来なかつた。

終に、宮中の問題に迄なつて、西園寺は退社の止むなきに至り、その後、官憲の威力を以て、遂々此新聞は潰されて了つた。

爾來、松田は民權家として、同志の間に、重きはなして居たけれど、その窮迫は一と通りでなかつた。演壇に立つて、滔々と懸河の辯を揮ふ、といふのでもなく、また、悲歌慷慨して天下國家を論ずるのでもない。只だ黙々として他の説を聞き乍ら、時々笑を漏らす位が關の山で、その頃の有志家氣質とは、全然異つて居たが、それ

でも多くの人の尊敬はうけて、大概の場合、九州の代表者として、重きをなして居たのだから妙だ。

自由黨が、進歩黨と合併し、憲政黨と改めて、初めての政黨内閣の時、大藏大臣になつて、政黨出身の人でも、



よく財政の事が解るといふて、評判が良かった。その後、憲政黨が分裂して、元の自由進歩兩派となり、自由派は、更に政友會となつて、伊藤博文を戴き、その第一次の内閣が組織された時、文部大臣になつた。

山本内閣の時には、大藏大臣の椅子についたが、此時も頗る評判が良く、その前の西園寺内閣には、二度ながら司法大臣になつて、内外の人望を収め、その死後に、櫻田門外へ銅像が建てられた。

長い間の黨人生活で、随分苦みもしたろうが、とに角、三度も四度も大臣になりながら、死して家に餘財なし、といふの有様で、その清廉は、ひろく人々にも知られて居る。

原敬が、政友會の總裁として、初めのうちは世間からも危ぶまれたが、それを巧く切り抜けて、漸く黨内の安定を得たのは、至く松田の徳望が、之を援けたものと見る可きである。次ぎに紹介し度いのは、山田平左衛門の事であるが、此人は高知縣の出身で、板垣配下の傑物であつた。

維新の際に、山田喜久馬と言ふて、片岡健吉と俱に、一隊の兵士に長として、伏見鳥羽をふみ出しに、奥羽の役まで行つてその鬼才と膽力を現はした。

議會の椅子に着く頃は、土居姓を各乗つて居たが、晩年は餘り振はなかつた。山田は古武士の風格を有つた人で、明治時代は有志家としては、少し融通の利かぬ方であつたが、對坐しての談論には、一種の特長を持つて居て、不思議に人を引付ける力があつた。

私は今でも、板垣の左右について居た人のうちでは、山田が一番に偉かつた、と思つて居るが、併し、議會の人としては、甚だ不適任であつた。

その晩年の振はなかつたのも、實は之れが爲めであらう。山田は、どこ迄も浪人させて置く可き人であつた。内藤は、愛知縣の出身で、東海十一州の有志家中、最も古き一人であつた。

率直な性格、擊劍は、其最も得意とした所で、温かい情を持つて、優し味のある人であつた。明治二十年の前後には、多く幹事として、黨内に重きなし、年の壯い連中に、深く慕はれて居た。學問は餘り無かつたけれど、よく内外の事情に通じて、常識には富んで居たから幹事としては最も妙であつた。明治三十五年の教科書事件に引つかつて、入獄の身となつたが、それが爲めに、却つて易々と代議士に當選したといふ面白い履歴を持つて居る。

小學校の教科書を、各府縣へ賣込むについて、書店の競争が起り、府縣の當局者を引込む必要上、多くの金を散じて、さかんな運動をはじめた。その手は、議員の上に迄延びて、その醜陋なる状態は、殆んど言語に絶えたものであつた。

内藤は、愛知縣會の議長として、金港堂から收賄して、この教科書を、縣下の小學校へ採用せしめた。それが露顯して、終に有罪の身となつた。

然るに、内藤の受取つた金は自分の爲めに費消したのでなく同志の發行して居る新聞の維持費に、その全部を提供して了つたのである、といふ事が、後から判つて、出獄の後には一層の信用を高め、偶ま起つた代議士の補缺選に同志のものから、擔ぎ上げられ、反對黨のものも遠慮して、啻に候補を立てなかつたばかりでなく、内藤の爲めに、舉つて投票したので、一萬票以上の多數を得て當選した。

内藤の平生が、評判の善かつた爲めであらう、併し、それにしても收賄して入獄したものが、却て同情をうけて、敵味方の一致で、代議士になれたなぞいふ事は、是れから先きにも、餘り無い事であらうと思ふ。明治十五年の岐阜に起つた、板垣の遭難についても、刺客の相原尙斐を、取押したのは内藤の力であつた。

河野廣中、此人の事は、多くいふ必要もなからうが、正直な人格者、精神的政治家として、すでに定評がある。東北十五州の自由派としては、先づ此人を第一位に推す外はあるまい。その爲人や、經歷については、後回に詳し



く述べる事にしよう。

北海道の官有物事件が、漸く世間の問題になつた頃、板垣退助は郷里の土佐を出て、これから奥羽北越の漫遊をなすべく、上京の途次、大阪へ立寄る事になつた。

關西から中國へかけての有志者は、板垣の來阪を聞いて、皆な集まつて來た。折柄の開拓使問題を捉へて、國會開設論を高唱しよう、との計畫から、先づ我座に於て、政談演說會を會く事にした。

その演說會は、空前の盛會であつた。板垣は『未開の人民と雖も、權利に差等ある可からず』といふ、演題で、大雄辯を揮つた。

薩長藩閥の出身者が、官權を利用して、國家の財産を胡麻化さう、とするのは、甚だ不都合の至りであるが、殊に、北海道のやうな土地の人民を、虐げるに均しい事をするのは、專制政治の罪であつて、之れを改革するには國會政治に限る、といふ趣意の演說で、聴衆の共鳴は、實に非常なものであつた。

その響きは、東京に迄及んで、板垣が、新橋の停車場へ着くと、その出迎へには、各方面の各士が、殆んど出揃つた位で、沼間守一、河津祐之、末廣重泰、大石正巳、馬場辰猪、田口卯吉等を始め福澤諭吉の交詢社員まで、出かけるといふ勢ひで、大隈派に屬するものも、皆な出迎へたほどである。

上野精養軒に於て、板垣の歡迎會を催す事になつた。その發起人は、福地源一郎、藤田茂吉、末廣重泰、田口卯吉、肥塚龍その他十數名であつた。

當日の來會者は、西園寺公望、中島信行、小室信夫、尾崎行雄、益田克徳、須藤時一郎、豊川良平、大石正巳、齋藤修一郎、高島小治等の連中であつた。

中島は、後の衆議院議長で、曾ては、神奈川県令元老院議員に歴任し、晩年は、伊太利公使等にもなつたほどの

人物である。

小室は、丹波の人で、士籍の出身ではないが、維新前から志士の仲間入りをして、文久二年の二月、京都の等持院へ忍び込み、中島錫胤三輪田綱一郎等と共に、足利尊氏の木像の首を取つて、三條の磔へ晒物にかけた。同志が捕へられたので、自分は阿波の徳島へ遁れて、明治になる迄隠れて居たが、その後英吉利へ渡り、明治六年に歸つてから、板垣や後藤に、國會論を吹き込み、終に政府へ建白する迄の運びをつけた人である。

河津は、佛蘭西學者で、演説もすれば書物も著はし、此人の翻譯書は、一時評判のものであつた。今の博士選といふ人の先代である。

田口は、東京經濟雜誌を發刊し、その自由貿易論を振りかざして、民間の經濟學者として唯一の權威であつた。豊川は、岩崎彌太郎の配下で、且親戚の一人であるが、不得要領のうちに要領を得て居る、といふ不思議の人物であつた。一種の調和性に富んで居て、むづかしい實業界に、長い間重寶がられた人物、今は故人になつて、犬養木堂の監修の下に、その傳記が編纂中である。

高島は、大倉喜八郎の娘の婿で、今も猶ほ實業界に活動して居るが、慶應義塾出身の俊才であつた。

齋藤は、越前武生の人、夙に大學南校に學び、後ち選ばれて米國へ留學し、歸朝して外務省に入り、井上馨に認められて忽ち權少書記官に上つた。當時に於ては、異數の出世として、人の注意を引いたほどである。井上外務卿の身代りに、或問題で責を負ひ、一たび役人をやめて、洋行數年、歸朝してから、農商務省に入り、忽ち次官に昇進したが、たつた一つの金時計が、累をなして職を辭し、それから帝政黨をつくつたが、友連れの佐々友房と、説を異にし間もなく退いて、それからの齋藤は殆んど浮む瀬がなく、その晩年は、實に悲惨なものであつた。

其他の人については、既に述べてあるし、且之れから詳述する機會もあらうから、此には略す事になるが、とに角各方面の傑物や英才が集まつて來たのだから、實に盛んなものであつた。



尾崎行雄は、大隈派の代表とも見る可く、開拓使事件について、頻りに説を立て、何は捨て置いても、此事件は、民間の輿論を以て、排斥し去らねばならぬ、といふ主張であつた。

然るに、板垣は、その主張に對して、『尾崎君等の主張は、固より反對でない、乍併、只だ徒らに現下の問題のみを解決しても、政府の組織や、政體の内容が、今迄の如き専制主義であつては、たとへ此問題を解決しても、その後から續々同じ事が湧いて来るから、勞して益なき事である。さればとて、その問題を等閑に附せよ、といふのではない、宜しく責む可きは責め、排撃す可きは排撃して、政府者の不都合は各責せねばならぬが、それよりも先きにす可きは、政黨の組織である。各自が別れ／＼になつて、その立場から何をいうても、議論の纏まりはつくものでない、先づ進んで純な政黨をつくり、その力に依つて、現政府の専制的組織を變革するのが、目下の急務であるから、開拓使問題は、それとして遠慮なく責めると同時に、政黨の組織を急がねばならぬ』

この趣意を、諄々として説いたが、尾崎等は、どうしても承知しなかつた。果は、激論の末、大隈派の退席を見るに至つた。それには裏面の消息があつて、此小競會を引起したのである。大隈派の尾崎等は此勢力を利用して、政府の一角を打毀し、大隈の後援を、民間に求めて、内閣に安全な地歩を占めようとしたのであるが、之れを早くも悟つた人々は、甚だ不快に感じて同意をするものは、殆んど無かつた位である。板垣は、直情徑行の人であるから、遠慮なく政黨論を掲げて大隈派の秘策を斥けて了つた。此時分から、板垣派と大隈派の間は、全く色別けが出来て、將來ともに一致し得ぬ事になつたのである。板垣が、東京に留まつて、開拓使事件を論じ、人心を喚起する事は、大隈派に取つて、最も大切な一事ではあつたが、板垣は、斷乎として之れを容れぬのみならず、直に東北に向つて遊説の途につく、といふのであるから、大隈派の失望は非常なものであつた。

此席上で、馬場辰猪と沼間守一が、火の出るやうな激論をして、沼間に、終に自由黨を去るの止むなきに至つた。政黨組織の機運は、漸く迫つて来て、各地方からの有志總代は、追々に上京して來た。その重立ちたるものを掲げる事にする。

東京 — 宮田茂八郎、矢野駿男、林正明、龍岡信熊、山口直太郎、末廣重泰、高橋基一、佐伯剛平、西村玄道、淺野乾、倉長恕。

(註) 東京出身の人ではないが、東京定住の人であるから、之れを東京人として取扱つたのである。

- 高知 — 兒島稔、林包明、濱田三孝、植木枝盛
- 茨城 — 磯山清兵衛、森隆介、關信之助、富松正安、青柳球平、栗田興功
- 群馬 — 齋藤壬生雄、宮部襄
- 栃木 — 鹽田奥造、岡田亮太、横堀三子、浦井藤七、山口信治、福田定一郎、田中正造
- 千葉 — 櫻井靜
- 埼玉 — 中島義三郎、堀越寛介、松本庄八、保泉良輔
- 神奈川 — 伊達時、佐藤貞幹、成内頼一郎、中村克昌、水島保太郎
- 山梨 — 小田切謙明、古家平作、幡野弘毅
- 愛知 — 内藤魯一、相馬政徳、荒川定英、太田松次郎、庄林一正、村松愛蔵、澁谷良平
- 岐阜 — 早川啓一、山脇鏡郎、岩田徳義、筒井辨治
- 岩手 — 鈴木舍定、布施長成、鶴飼節郎
- 福島 — 河野廣中、三浦信行、田母野秀顯、太田弘中
- 山形 — 阿部信二郎



宮城 — 二宮景輔、村松龜一郎、高橋傳。  
 新潟 — 山際七司、八木原繁社、赤松常容、鈴木昌司、稻辻嘉七郎。  
 福井 — 松村才吉、杉田定一。  
 岡山 — 加藤平四郎、小林樟雄。  
 大阪 — 青山黨。  
 和歌山 — 藪内平次郎。  
 鳥取 — 村上謙、飯田千藏。  
 島根 — 園山勇、小原鐵臣。  
 廣島 — 守下黨。  
 鹿兒島 — 柏田盛文、宇都宮純幹、隈元禎三。  
 熊本 — 宗像政。  
 福岡 — 立花親信、郡利、桑野鏡、吉田柄次郎。  
 大分 — 上田長次郎。  
 徳島 — 前田兵次。  
 其他にも澤山に在つたが、それは追々に紹介する事として、先づ斯ういふ風に乗まつて来た。  
 別に、後藤象二郎は、大石正巳、大江遷、伊賀陽太郎等の人を連れて、その會合には出席して、氣勢を煽つて居た。  
 明治十四年の十月一日を以て、其大會を開く事になつた。更に全國へ檄を發したから、その勢力は隆々として素晴らしいものであつた。  
 板垣は、東北から北越へかけて、交通機關の未だ整つて居らぬ頃の遊説、行路の難はいふ迄もない。その代り、此

遊説の反響は、後ちになつて現はれて来た。蔭かぬ種子は生えぬ、といふ諺の通り、努力は矢張り運を開くものである。  
 此間に、開拓使事件は、拂下却下となり、同時に、大隈派の免官、引つゞいて國會開設の大詔が下つたのであるから、板垣が、精養軒の會合に述べた、政黨組織の説は、愈よ實現して、今迄の自由黨が、更に擴大される事になつた。それが抑も我國の政黨の濫觴である。



### 自由改進黨兩黨的創立

國會開設の大詔が降つた時、恰も期成同盟會の總代が數十名江東の中村樓に集合して、今後の運動について種々その協議を凝らして居た。

所へ突然この大詔が降つたので、その驚きに一と通りでなかつた。自分等の多年希望して居た事が、今ま叶ふたのだから、一同は手を拍つて、大喜びに喜ぶ可き筈であるのに、却て其事の餘りに不意なるに驚いて、互ひに顔を見合せ、誰一人として口を開くものがなかつた。

集まつて居る人は多いが、森閑とした一座を見廻して、座長の河野廣中が、更に改めて報告した時、始めて喝采が起つた。

世間の事は、すべて斯うしたもので、生命まで打込んで、是非にと希望した事が、不意に其目的を達せられた時の感想は、誰れにしても同じ事であらう。

それから今迄の同志を纏める爲めと、もう一つは、明治二十三年迄、十年間に國會の準備をする必要があるから、とに角、堅固な團體をつくつて置かう、といふ相談に移つた。

此相談は、議論が多くて、容易に纏まらなかつたが、現に在る所の自由黨、それに幾分の改造を加へて、その儘、存立せしめようと決した、これが眞正な改進黨の生れた始めである。

政黨の看板は、主義綱領であるから、先づ之れを定めようとなつて、段々相談の結果、その事も決した。此會議に列席した人の氏名を、すべて掲げる事にする。各自に番號札の前へ席を占めて、一々その番號を呼んで、發言を求めたのであるから、小國會の觀があつた。

- |             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一 番 — 青山 黨  | 二 番 — 田中 正造 | 三 番 — 福田定一郎 | 四 番 — 園山 勇  |
| 五 番 — 小田切謙明 | 六 番 — 松村 才吉 | 七 番 — 立花 通誠 | 八 番 — 兒島 稔  |
| 九 番 — 山脇 銳郎 | 一〇番 — 小林 樟雄 | 一一番 — 山本 隆徳 | 一二番 — 庄村 一正 |
| 一三番 — 岡田 亮一 | 一四番 — 狩野 元吉 | 一五番 — 布施 長盛 | 一六番 — 宮部 襄  |
| 一七番 — 阿部信次郎 | 一八番 — 立花 親信 | 一九番 — 齋藤壬生雄 | 二〇番 — 隈元 禎三 |
| 二二番 — 高橋 博吉 | 二二番 — 桑野 銳  | 二三番 — 中島義三郎 | 二四番 — 小原 鐵臣 |
| 二五番 — 前田 兵治 | 二六番 — 林 正明  | 二七番 — 柏田 盛文 | 二八番 — 村松 愛藏 |
| 二九番 — 笹部 斐雄 | 三〇番 — 大塚 純一 | 三一番 — 涌井 藤七 | 三二番 — 植木 枝盛 |
| 三三番 — 馬場 辰猪 | 三四番 — 倉長 恕  | 三五番 — 濱田 三孝 | 三六番 — 太田 弘中 |
| 三七番 — 筒井 辨治 | 三八番 — 林 包明  | 三九番 — 田母野秀顯 | 四〇番 — 岩田 徳義 |
| 四一番 — 太田松次郎 | 四二番 — 磯山清兵衛 | 四三番 — 宮田茂八郎 | 四四番 — 大音 謙吉 |
| 四五番 — 龍岡 信照 | 四六番 — 山口 信次 | 四七番 — 二宮 景輔 | 四八番 — 服部吉之丞 |
| 四九番 — 大江 暹  | 五〇番 — 荒川 定英 | 五一番 — 吉田鞆次郎 | 五二番 — 大石 正巳 |
| 五三番 — 赤澤 常容 | 五四番 — 本多 新  | 五五番 — 内藤 魯一 | 五六番 — 山口直太郎 |
| 五七番 — 三浦 新六 | 五八番 — 森 隆介  | 五九番 — 宗像 政  | 六〇番 — 上田長次郎 |
| 六一番 — 村上 讓  | 六二番 — 伊達 時  | 六三番 — 鹽田 奥造 | 六四番 — 幡野 弘毅 |



六五番	—	竹内 綱	六六番	—	成内頼一郎	六七番	—	長 八次郎	六八番	—	中村 克昌
六九番	—	矢野 駿男	七〇番	—	水島保太郎	七一番	—	加藤平四郎	七二番	—	鈴木 舍定
七三番	—	佐藤 貞幹	七四番	—	栗田 貞功	七五番	—	相馬 政徳	七六番	—	富松 正安
七七番	—	佐伯 剛平	七八番	—	末廣 重恭						

以上は、全國の民権派を代表した人で、會議の場所は、淺草の井生村樓——今の明治病院——であつたから、此時の議長には、後藤象二郎が席に着いた。  
その時に決議された盟約と黨則なるものは左の通りである。

盟 約

第一章 我黨は、自由を擴充し、權利を保全し、幸福を増進し、社會の改良を圖るべし  
第二章 我黨は、善良なる立憲政體を確立するに盡力すべし  
第三章 我黨は、日本國に於て、我黨と主義を共にし、目的を同じくする者と一致協合して以て、我黨の目的を達すべし

黨 則

第一章 東京に中央本部を設け、地方に地方部を置く、其地方部は各自地方の名稱に依り、自由黨何部何某と稱す可し  
第二章 黨中に於て、總理一名副總理一名常議員若干名幹事五名を公選し、自由黨全體に係る事務を管理せしむ。其任期は各一年とす。黨主に於て、常備委員十名を設く、其任期は一年とす。但し第一期は、本年の議會に於て公選し、第二期以後は、各地方より選出す  
第三章 正副總理は、通常並に臨時會に於て、決定せし事件を實行す

第四章 常議員は、黨中の利害に關する、重要なる事件を評議す  
第五章 幹事は、會計及び黨員の出入、文書の往復、所有品の監護等の諸事を分掌す  
第六章 常備委員は、本部の議事に參し、及び本部の事業を襄贊し各地方を巡回す  
第七章 總理並に常議員は給料なし、幹事以下の役員には、定むる所の手當金を與ふ  
第八章 凡そ役員は、再三の選に當るを得  
第九章 地方部は、中央本部に付する、部理一名を置く、其他の役員は、渾て地方の便宜に任す  
第十章 地方部に於ては、毎年六月十二月兩度、其地方黨衆の名簿を調査し、其増減を明にし、中央本部に送達す可し  
第十一章 我黨と主義を同くし、新に黨衆たらんとする者は、其住所姓名若くは寄留せる地方部に於て、其人の族籍姓名身分を査察し、然る後之を容す可し  
第十二章 黨中を脱せんとする者は、其理由を詳記したる書面を以て、本人の住所寄留地方部に届出づ可し  
第十三章 毎年十月地方部より、代議員を出して、大會議を東京に開く、其議會に列する議員は、一小團結に付五名以下とす  
第十四章 大會議に於ては、黨中一般に係り、創起す可き事件を議定す、大會議に於ては、本部役員改選をなす、大會議に於ては、總理並に幹事より、前年度に在て施行したる事件及び會計の決算報告を受け、翌年度の會計豫算を議決す  
第十五章 緊要なる事件の、通常會議の期を待ち難き者ある時は、總理は臨時に各地方部の代議人を召集し會議を開くことあるべし  
今日の政黨の状態に比較して、その盟約といひ、將た黨則といひ、その内容から文體までが、頗る相違して居て、



隔世の感がある。

また、其總代の七十八人について見るも、非常に名を成したものがあつて、何時か知らず、消えて了つた人もあり、或は、反對黨に鞍替をしたもの、或は、政府に款を通じたもの、その進退は區々であつたが、いづれにしても、一方を代表し得る資格の人のみであつた。

大體の纏まりがついて、それから役員の選挙に移つたが、是れは非常に暗闘があつて、一時は分裂するか、と思はれるほどの争になつた。

總理には、板垣を推すものと、後藤に傾くものと、此二派に別れて、猛烈な競争になつた。併し、板垣は、東北地方を漫遊中、未だ歸つて居なかつたので、後藤派は、一舉に板垣派を潰して了ふつもりであつたが、板垣派にも、相當の人物があつて、却々負けて居ない。其處で、兩派の競争は、日を逐ふてはげしくなつて来た。

大石正巳は、何ういふ理由か、板垣が嫌ひで、頻りに後藤を擔ぎ廻る。それに動かされて、後藤派の勢力は、漸次延びてゆく。さればとて、後藤が、自ら總理たらんとして、大石を働かせるのではなく、殊に、板垣を排して、後藤が、競争するといふやうな事は、有り得べき事でない。これは全く、大石が、板垣を毛嫌ひして始まつた事で、正當に見れば、大石と板垣の性格の相違が、此に至つたものといふ可きである。

不在中の板垣は、甚だ災難の如くなるが、後藤は、一層の迷惑を感じて、  
「我輩と板垣は、眞に竹馬の友、今更に斯んな事で争ふやうな輕薄な關係ではなく、互ひに相援けて、維新前から今日に至つたのであるから、若し強ひて諸君が、我輩を押上げるといふなら、我輩は斷然、自由黨を脱するの外はない、殊に、板垣は、明治六年以來、終始一貫して、國會開設に努力して居る。我輩は、中途足を抜いて、今は返つて新參に均しいものであるから、板垣と競争する資格はないのである」と、いふて、無謀の競争を抑へ付けて了つた。

如何に後藤を押し立てよう、としても、本人が脱黨するといふのでは仕方がないから、大石等も、運動の手を引いたので、板垣は、全黨一致で、總理に推薦され、その他の役員も、すべて無事に決定した。

總理 板垣退助、副總理 中島信行、常議員 後藤象二郎、馬場辰猪、末廣重恭、竹内綱  
幹事 林包明、山際七司、内藤魯一、大石正巳、林正明  
その他の役員は、追て選ぶ事として、先づ幹部は、之れで充實した譯である。

板垣は、當時仙臺にあつて、其方面を遊説して居た。所へ、後藤から急使で、頻りに歸京を促がして来た。

その前に、板垣は、後藤へ使ひを送つて、切に總理たらん事を促がした。その、大意は、

「苟も、一黨の首領たるものは、器宇豁大にして、衆を容るゝの雅量あるものでなければならぬ。それには、足下が、最も適當である、と思ふから、拙者に遠慮なく、衆に推されたら其任に就いてくれ」と、いふのであつた。

けれども、後藤は、終に固辭して受けず、却つて板垣を押上げて了つた。於此、板垣も止むを得ず、後藤の使ひをうけて、急ぎ東京へ引上げて来た。

黨員は、之れを機會に、大懇親會を中村樓に開催した。その時にも、板垣は、先づ幹部の人を寄せて、  
「自分は、今日迄絶えず政府に反抗し、長く國事に奔走して居たので、多くの敵を持つて居る。従つて、毀譽相半ばするの身であるから、一黨の首領には、甚だ不適任であつて、殊に天性極めて嚴格、人を容るゝの雅量に缺けて居るから、諸君の首領として、果して其任に堪へるや否、頗る疑ひがある。我黨の爲めに盡すの熱心は、敢て諸君にゆづらぬが、總理たる事は、飽迄も辭退して、矢張り後藤を推薦し度いと思ふ」と、いふのであつたが、すでに選挙も終つて、一切の役員も定つた今日であるから、是非承知してくれ、との事で、



板垣も終に承諾して、懇親會へ臨んだ。  
席上、十數番の演説もあつて、自由黨の勢威大に振ひ、地方への反響も、非常に強くなつたから、政府者は、頗る狼狽して之れに對する壓迫を加ふる事に決した。

京橋區鎗屋町の本部へ、京橋警察署から幹事の出頭を促がして來た。常務幹事は、林包明であつたから、林は、すぐに警察署へ行つた。

然るに、林を訊問所へ入れたので、林は、甚だ不快の感を持つて、係官の出るのを待ち受けた。

「其方は、林包明と申すか」

「左様う、貴下は何といはれるか」

「此方の姓名は名乗るに及ばぬ」

「併し、承り置き度い」

「署長ぢや」

「署長は官名で、人間の姓名ではない」

「何と申す」

「人間としての姓名を開き度いのです」

「署長で宜しい」

「どうしてもいへぬといふなら、強ひては聞かぬが、然らば他の事について尋ね度い」

「此方に於て呼出したのであるから、先づ此方の訊問に答へなさい」

「イヤ、その訊問に應ず可きか否かを定める爲めに、お尋ねし度い。全體、訊問所へ入れたのは、如何なる次第ですか」

「被告人としてぢや」

「えッ、被告人ですと」

「さうぢや」

林は、些さか驚いた。自分は、いつの間にか被告人になつたのか、これが少しも判らない。被告人としてなら訊問所へ入れられても、止むを得ないのだから、とに角、署長のいふ所を聞く氣になつた。

「其方の幹事を勤めて居る、自由黨の盟約第二章に、我黨は善美なる立憲政體を確立する事に盡力す可し、なるが、それは集會條例第二條に據り、届出認可を受く可きものであるにも不拘、無届にて集會し居るは怪しからぬ、早速其手續きをなさい」

「これは意外の事を承はる。此一章は、只だ黨の目的を表示したもので、敢て討論研究する考へはない。従つて、政談などを致すものでは御座らぬから、届出の必要を認めませぬ」

「討論研究しなければ、第二章の趣意は貫徹し得まい」

「そんな事は、討論研究せずとも、疾くの昔、解つて居るのです」

「盡力す可し、とあるのは、討論研究に當るではないか」

「すでに決して居る事であるから、それを實行する事に盡力する、といふ意味であります」

「左様は認めぬ」

「そんな理不盡な事はない」

「理不盡とは何だ」

「理不盡です。立派に理不盡です。これが理不盡でなくて、どこに理不盡がある」

「黙れッ」



「黙れとは何です。人を呼出して置いて、黙れとは何です。我輩が黙つて居たら、訊問の目的は達し得ますまい」  
「此方で尋ねる事丈け答へれば可い、餘計な事を申すから、黙れといふたのぢや」  
「餘計な事は申しませぬ」  
「とに角、集會條例違反として、告發致すから左様心得ろ」  
「それは御隨意です」

「役員の姓名を申せ」

「總理と副總理は、未だ承諾を得ませぬから、役員ではありませんが、幹事は、我輩の外に、大石正巳、山際七司、内藤魯一、柏田盛文の四人であります」

「もう宜しい」

林は、ブン／＼怒つて、本部へ歸つて来た。

初めの幹事中、林正明は、都合あつて辭退し、柏田盛文が、之れに代つて居たのだ。

俄かに役員を召集して、林から委細の報告があつた。之れを聞いた連中は、非常に憤慨して、飽迄も法廷に、その曲直を争ひ、世間に訴へて、批評を求むる、といふ事になつた。

裁判所では、さかんに議論して、その法律違反に非らざる旨を陳辯したが、初めから有罪になる覺悟をかゝつた事として、議論の效は更になく、幹事一同は、終に有罪の言渡をうけた。その頃の司法權は、獨立して居なかつた。すべて行政大臣の命令で左右されて居たのだから、とても堪まつたものでない。

高知縣土佐國幡多郡宿毛村士族

林 包 明

新瀨縣越後國西蒲原郡木場村平民

山 際 七 司

愛知縣三河國碧海郡上重原村士族

内 藤 魯 一

高知縣土佐國吾川郡御疊瀬村平民

大 石 正 巳

鹿兒島縣薩摩國薩摩郡平佐村平民

柏 田 盛 文

其方共儀、自由黨盟約第二條に掲載する處の主義に於ては到底政治に關する事項を相論議するに非らざれば決して其目的を達する能はざるものと認定す

故に斯の如き黨派を結ぶときは素より集會條例に準據して其筋に届出づべきものなり又自由黨に長なき上は其責悉く該幹事に於て擔當すべきは勿論なりとす

此理由に依り自由黨は其所轄警察署に届出でざる罪あるものと斷定し該條例第十一條に照し罰金二圓申付る

此宣告文中、長なき上は云々、とあるのは、總理が未定である事を指したので、これは、林が、板垣を斯んな事件で、法廷へ引出すに忍びず、未定なりといふた爲めである。

明治十四年の昔には、斯ういふ亂暴なものであつた。政府の壓制は、此一事を以て見るも、明白である。幹事連の憤慨は、殆んど髮の逆立つほどで、大石の如きは、どうしても罰金を納付せぬといふて、頑張つた。私の記憶には之れを納めたといふ事を聞かなかつた。